

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		適正な行政管理の実施					
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		相当程度進展あり	番号	①
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	285,731	217,306	213,892	187,583	184,298	
	補正予算（千円）	0	0	0			
	繰越し等（千円）	0	0	0			
	計（千円）	285,731	217,306	213,892			
執行額（千円）		220,626	184,467	193,435			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>主要な測定指標である「業務改革取組方針の改定」や「独立行政法人制度改革への対応」については、目標を達成した。また、「行政不服審査制度の見直し」は目標年度に達していないが、目標達成に向けた着実な進展が見られる状況である。さらに、「国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等）」や、「国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等）」は、目標に達していないものの実績は着実に伸びているため、今後達成が見込まれる。したがって、この政策については「相当程度進展あり」と評価した。</p> <p>この政策評価結果を踏まえ、行政運営の改善・効率化を実現するための業務・システム改革に関する取組の推進、独立行政法人制度改革に伴い新たな制度がスタートしたことを受けた独立行政法人制度の運用に関する取組の推進、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図るための行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用に必要な経費を要求した。</p>					

政策評価調書（個別票2）

政策名	適正な行政管理の実施					番号	①			(千円)	
	予 算 科 目							予 算 額			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	行政管理実施費		行政管理の実施に必要な経費	136,271	132,986	-1,309	
	●	2	一般	管区行政評価局	行政評価等実施費		行政管理の実施に必要な経費	51,312	51,312		
	●	3									
	●	4									
	小計								187,583 の内数	184,298 の内数	-1,309
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計								の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○	1						<	>	<	>
	○	2						<	>	<	>
	○	3						<	>	<	>
	○	4						<	>	<	>
	小計								の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1						<	>	<	>
	◇	2						<	>	<	>
	◇	3						<	>	<	>
	◇	4						<	>	<	>
	小計								の内数	の内数	
合計								187,583 の内数	184,298 の内数	-1,309	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	適正な行政管理の実施				番号	①	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			28年度当初予算額	29年度概算要求額	増△減額		
行政管理実施事業	●	1	136,271	132,986	△ 3,285	△ 1,309	政策評価結果を踏まえ、取りまとめ資料の電子化による経費の縮減も図った上で、必要な予算の要求を行った。
合計						△ 1,309	

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-①)

政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管理の実施			分野	行政改革・行政運営	
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	行政運営の改善・効率化を実現するため、独立行政法人制度の運用に関する取組及び業務・システム改革の取組を推進する。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	286	217	214	188
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	286	217	214	
執行額		221	184	193		

(注) 契約実績額の予算額への反映等のため、26年度予算額は減少している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)	4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 (2) 利便性の高い電子行政サービスの提供 (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革
	第186回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成26年2月18日	「国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。」

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
			26年度	27年度		
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	1 各行政機関が所管する情報システム数 ＜アウトプット指標＞ 【AP改革項目関連:IT化と業務改革、行政改革等分野⑭】 【APのKPI】	1,450 【24年度】	1,149	1,045	542 【30年度】	—
	26年度:1,117(暫定値)					
	② 業務改革取組方針の改定 ＜アウトプット指標＞	各府省における業務改革の推進方策の検討 【25年度】	社会保障・税番号制度の導入に係る業務を始めとして、各府省における業務改革の推進を図る。	業務改革取組方針を改定する。これにより、引き続き各府省の業務改革の取組を推進しつつ、優れた取組については横展開を促し、より一層の業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を図る。	各府省の業務改革の推進による行政運営の効率化及び行政サービスの向上 【27年度】	イ
			「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成26年7月総務大臣決定)を策定し、各府省の様々な業務改革を推進。その取組状況を平成27年1月に取りまとめ、公表。これらを通じ、業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を実現。	「国の行政の業務改革に関する取組方針」を平成27年7月に改定。各府省の個別業務の改革について、同年8月に取組内容等を取りまとめ、12月に具体的な改革の内容等の取りまとめを行い、内閣人事局の機構定員審査に反映する業務改革の取組等と併せて、公表。これらを通じ、各府省の優れた取組は詳細を聴取・各府省と共有すること等により取組の横展開を促し、より一層の業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を実現。		

	3	申請・届出等手続におけるオンライン利用率 ＜アウトプット指標＞	41.2% 【24年度】	平成25年度値以上 (44.1%以上)	平成26年度値以上 (45.4%以上)	70%以上 【33年度】	—
				45.4% (26年度)			
独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること	④	独立行政法人制度改革への対応 ＜アウトプット指標＞	新しい独立行政法人制度の創設に向けた検討 【25年度】	独法会計基準の改訂、運用事項の見直し等を通じ、新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図る。	新制度移行後においても、運営実態等を適切に把握し、調達に関する新たなルールを策定するなど、必要な対応を行う。	新しい独立行政法人制度の円滑な運営 【27年度】	イ
				平成27年4月からの新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図るため、平成26年度内に独立行政法人の目標・評価に関する指針の策定、会計基準の改訂、運用事項の見直し等を行った。	平成27年4月に移行した新制度にのっとり、各法人における調達の実態等を踏まえ、同年5月に調達に関する新たなルールを策定し、各法人における公正性・透明性が確保された合理的な調達の促進を図る取組み等、適切な制度運用を行った。		
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	5	行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合 ＜アウトプット指標＞	41.2% 【21年度】	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。	平成21年度値以上 【26～27年度】	— ※実績が把握できていないため、評価できない。
				標準処理期間が未設定であるものについては、事案の蓄積等を踏まえ、設定に努めるよう通知を发出し周知した。53.0%(平成24～25年度)	標準処理期間が未設定であるものについては、平成27年3月30日に发出した改善通知により、事案の蓄積等を踏まえ、処理期間が設定されるよう要請しており、これを踏まえ、平成27年度に実施した各種研修会、セミナー等(44回)において、制度の趣旨等を周知し改善を図った。なお、平成27年度における標準処理期間を定めているものの割合については、現在(平成28年度)実施している施行状況調査において平成26～27年度の状況を把握し、調査結果を平成28年12月に公表する予定。		
	⑥	行政不服審査制度の見直し ＜アウトプット指標＞	新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始 【24年度】	新しい行政不服審査制度の各種規定等の整備	新しい行政不服審査制度の周知、研修等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施	政令の成立(平成27年11月26日公布) 新しい行政不服審査制度の周知(リーフレットのHP掲載等)、研修(国、地公体の職員等を対象に平成27年度中に44回)等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施 ※ 平成28年4月1日改正行政不服審査法の施行	新しい行政不服審査制度の適切な施行 【28年度】
	7	行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合 ＜アウトプット指標＞	23.9% { 国:32.0% 地方:15.7% } 【21年度】	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。	平成21年度値以上 【27年度】	— ※実績が把握できていないため、評価できない。
				平成26年度の研修会、セミナー等(15回)において、制度の趣旨等を周知し改善を図った。 平成26年度実績 { 34.8% 国 33.6% 地方 50.1% }	平成27年度における3か月以内に審査請求が処理された件数の割合については、平成29年度に実施予定の施行状況調査において、改正行政不服審査法の新規施行(平成28年4月1日施行)も踏まえた平成28年度の状況を把握する予定であり、実績値の把握には至っていないが、審査請求が未処理のまま長期間が経過している案件については、平成26年度の施行状況調査を踏まえて平成27年12月25日に改善通知を发出しており、また、平成27年度に実施した各種研修会、セミナー等(44回)において、審理手続の迅速化、案件の早期処理を含む制度の趣旨等を周知し改善を図った。		
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等) ＜アウトプット指標＞	行政機関 :99.9% 独立行政法人等 :99.2% 【24年度】	平成24年度値以上	平成24年度値以上 (100%を目指す)	平成24年度値以上 (100%を目指す) 【27年度】	ロ
				行政機関 :99.9% 独立行政法人等 :99.7% (26年度)			

⑨	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等) ＜アウトプット指標＞	行政機関：714件 独立行政法人等：622件 【24年度】	平成24年度値より減少	平成24年度値より減少 (10%減を目指す)	平成24年度値より減少 (10%減を目指す) 【27年度】	□
			行政機関：503件 独立行政法人等：572件 (26年度)			

※測定指標9の基準(値)及び26年度実績値について、担当省庁から施行状況調査終了後に数値訂正があったため、修正した。

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標2、4、6及び9は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標2及び4については、目標を達成しており、測定指標6は目標年度に到達していないが、目標達成に向けた着実な進展が見られる状況である。 また、測定指標8及び9は目標には達していないものの、実績は伸びているため今後達成が見込まれる。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	<p>＜施策目標＞ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること 当該施策目標については、目標年度に到達していない指標も含めて実績が向上していることから、目標を達成していると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、目標年度が平成30年度であるため、達成、未達成の評価を行っていないが、「世界最先端IT国家創造宣言」に基づくロードマップに従って各行政機関が所有する情報システムを整理・合理化し、平成26年度は目標値を達成する見込みであるなど、重複するシステムを減らしたことにより、行政運営の効率化の実現に寄与している。 測定指標2については、業務改革取組方針を改定し、各府省の個別業務の改革について優れた取組の詳細を聴取・各府省と共有すること等により取組の横展開を促した。方針にのっとり各府省における業務プロセスの現状分析及び再構築を通じた業務改革の取組が進展することにより、行政運営の効率化及び行政サービスの向上が図られているところであり、目標を達成したと考えられる。 測定指標3については、目標年度が平成33年度であるため、達成、未達成の評価を行っていないが、電子政府推進員を通じた普及・啓発活動の推進等により、平成26年度は平成25年度の実績(44.1%)を上回ることができ、着実に効率的な申請・届出手続に寄与している。 	
	<p>＜施策目標＞独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること 当該施策目標については、平成27年4月の新制度への移行に伴い、各法人における自律性・自主性の向上や企業の経営の促進、各法人の業務の性質に応じた柔軟な運用等を目的とする制度改革を所管官庁及び各法人に確実に定着させるため、以下の規定の整備等を行った。これらにより、各府省及び各法人における新制度の適正かつ円滑な運用に寄与したと考えられ、目標を達成したと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)の改訂(平成26年9月2日) 独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解の改訂(平成27年1月27日) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令(平成27年総務省令第28号)の制定 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定) 等 	
	<p>＜施策目標＞行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること 当該施策目標については、測定指標5及び7の数値目標に係る実績値の把握には至っていないものの、当該指標の目標達成に向けた改善通知の発出、研修会等の機会をとらえた周知等の改善を図っており、また、主要指標である測定指標6の行政不服審査制度の見直しについては、目標年度を翌年度に控え、新制度の施行(平成28年4月1日)、当該施行に向けた各種準備を着実に進める等しており、施策全体についても目標達成に向け着実に進展していると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標5については、現在(平成28年度)実施している施行状況調査(隔年で実施。前回は平成26年度に実施し、平成24～25年度の状況を把握。)において平成26～27年度の状況を把握、調査結果を平成28年12月に公表し、当該調査結果を踏まえて必要な措置をとる予定であることから、評価時点における実績値の把握には至っておらず、達成・未達成の評価を行っていないが、平成27年度においては、標準処理期間の設定等を要請した改善通知を踏まえ、各種研修会、セミナー等(44回)において、制度の趣旨等を周知し、各府省における申請の迅速な処理を促進するなど、目標達成に向けた活動を行った。 測定指標6については、目標年度が平成28年度であるため、達成、未達成の評価を行っていないが、平成27年度は、公正性、利便性の向上、救済手段の拡充を図るために抜本的に見直した新しい行政不服審査制度の適切な施行(平成28年4月1日に施行)に向け、政令の検討・成立(平成27年11月26日公布)、新制度の周知・研修、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施するなど、各府省や地方公共団体が新制度に円滑に移行できるよう着実な準備を行っており、目標達成に向け進展していると考えられる。 測定指標7については、行政不服審査法の改正(平成28年4月1日施行)に伴う大幅な制度改革の状況下にあるところ、施行状況調査は、改正法の施行も踏まえ、29年度に実施することとしており、評価時点における実績値の把握はできず、達成・未達成の評価を行っていないが、29年度の調査結果を踏まえて必要な措置をとる予定である。なお、平成27年度においては、審査請求が未処理のまま長期間が経過している案件に係る早期処理等を要請した改善通知を踏まえ、各種研修会、セミナー等(44回)において、制度の趣旨等を周知し、各府省や地方公共団体における審査請求の早期処理を促進するなど、目標達成に向けた活動を行った。 	
評価結果	<p>＜施策目標＞国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること 当該施策目標については、個別の測定指標について目標達成にはわずかに及ばなかったが、行政機関及び独立行政法人等ともに目標値に近い実績を示すことができたため、施策全体としても目標に対し相当程度の進展があったと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標8については、会議、研修等を通じて各行政機関等に対する指導等を実施してきたものの、一部の行政機関等において進捗管理が不十分であったり、同時期に大量の開示請求が集中したために、行政機関及び独立行政法人等ともに100%を達成することはできなかったが、24年度実績を上回ることができ全体として期限内の開示決定等による情報の迅速な開示が進んでおり、目標の達成に向け着実に進展していると考えられる。 測定指標9については、独立行政法人等に対し、会議、研修等を通じて指導等を実施してきたものの、職員による誤送付・誤送信等により10%減を達成することはできなかったが、24年度実績より減少し、また、行政機関は10%減を達成していることから、目標の達成も近く、行政機関における個人情報の適切な管理に向けて着実に進展していると考えられる。なお、誤送付等発生背景事情としては、各府省等における職員への意識向上の徹底等が十分に行き渡らなかったためと考えられ、総務省としては、各府省等内での徹底に資する研修教材の充実等が必要。 	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日全部改定)においてもKPIとして示されており、目標年度の目標達成に向け、引き続き取り組んでいくこととする。 ・測定指標2については、平成27年度の取組を踏まえ、今後は「国の行政に関する業務改革の取組方針」を策定又は改定することにとどまらず、本方針ののった業務改革が各府省において着実に実施されることを重視する測定指標に変更することとする。 ・測定指標4については、既に目標を達成したものの、独立行政法人が制度導入の本来の趣旨ののり、国民への説明責任を果たしつつ政策実施機能を最大限に発揮できるよう、引き続き独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用に関する取組を推進していくこととし、今後は、制度変更を経た独立行政法人制度の安定的な運用に着目し、測定指標を変更することとする。 ・測定指標5及び7については、その測定指標として、それぞれ「行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合」及び「行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合」を設定し、当該指標の向上に着目した取組を進めてきたところ、これまでの実績値の推移から、着実に進展していることがうかがえる状況である。 今後は、平成27年4月に改正行政手続法が、28年4月に改正行政不服審査法がそれぞれ施行された状況も踏まえ、これらの制度を定着させ、これらの制度を一般国民が利用しやすくするため、その受け手となる各府省や各地方公共団体が主体的に担当者の資質の向上を図ることが肝要であるとの観点から、その取組状況を把握し、情報提供を行うなどの対応に着目した測定指標を設定することとする。 なお、測定指標5については、処理に要する期間も、事案の難易度の軽重、関係者数の多少等、案件によって大きく異なるという状況の中でも、これまで着実に進展しているところであるが、行政手続法で努力義務となっている標準処理期間の処理状況等を各府省へ情報提供することにより、行政手続法の趣旨が実現されるよう各府省へ呼びかけていくことが重要であることから、数値目標としての「行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合」は削除するが、測定指標としては、引き続き標準処理期間に関する評価視点を維持したいと考える。 ・測定指標7については、行政不服審査法に処理期間を規定する条文はなく、同法の施行状況調査において、審査請求の処理期間を3ヶ月ごとに把握していたことから、測定指標として設定していたところ。しかし、平成28年4月に改正不服審査法が施行され、審判員制度や第三機関の関与が新たに創設されるなど審査請求の手続きが大きく改正されたことから、改正以前と同様の3ヶ月を目安とする測定指標を用いることは適当ではないことから、削除する。 ・測定指標6については、新しい行政不服審査制度が施行(平成28年4月1日)されたことから目標の達成に向け順調に取組が進んでいるため、引き続き新制度の周知、研修等を実施し、必要な情報提供等に努めることとする。 ・測定指標8については、100%の目標には及ばなかったものの、目標の達成に向け着実に進んでいると考えられるため、引き続き連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底していくこととする。また、より効率的な業務の手法についても検討することとする。 ・測定指標9については、目標達成までとわずかであり、取組の効果が得られていると考えられるため、各府省等における職員の適切な情報管理の更なる徹底のため、制度官庁の総務省としては漏えい防止のための研修教材の充実に努めるとともに、年金個人情報流出事案を踏まえて改正した個人情報保護に係る指針(H27.8改正)に基づく措置の徹底を図るよう引き続き連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底していくこととする。また、より効率的な業務の手法についても検討することとする。 ・これまで公共サービス改革関係業務は内閣府で所管し、公共サービス改革法の対象事業のうち、競争性の改善、良質かつ低廉な公共サービスの実現といった法の目的を達成した事業については新プロセス等へ移行させ、監理委員会審議の充実・効率化を図ってきたところであるが、平成28年度に総務省に移管されたことに伴い、引き続きかかる競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、28年度の事前分析表においては新たに測定指標に設定することとする。 ・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、施行状況調査の結果を含めて、より多くの職員に対する制度理解の促進を図る必要があると考えられるため、平成28年度の事前分析表においては、各制度について、情報公開・個人情報保護の運用に関する研修会における満足度等の割合を新たな指標として設定することとする。
	<p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>

<p>学識経験を有する者の知見等の活用</p>	<p>平成28年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授及び行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から、年度毎の目標値、実績値及び評価結果欄の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。</p>
-------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続法の施行状況に関する調査結果(平成27年3月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000348536.pdf) ・平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果 一 国における状況(平成27年12月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000392310.pdf) ・平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果 一 地方公共団体における状況(平成27年12月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000392311.pdf) ・平成24年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html) ・平成24年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html) ・平成26年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html) ・平成26年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html)
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)</p>	<p>作成責任者名</p> <p>行政管理局企画調整課長 箕浦 龍一 行政管理局行政情報システム企画課長 澤田 稔一 行政管理局管理官 加藤 剛</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
----------------	--------------------------------------	--	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した。「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APIに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		行政評価等による行政制度・運営の改善				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	②
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	862,711	901,456	901,782	924,466	1,041,823
	補正予算（千円）	0	0	0		
	繰越し等（千円）	0	0	0		
	計（千円）	862,711	901,456	901,782		
執行額（千円）		749,420	774,743	787,280		
政策評価結果の概算要求への反映状況		モニタリングの結果を踏まえ、行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図るため、必要な経費を要求した。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	行政評価等による行政制度・運営の改善					番号	②	(千円)		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費	146,811	164,522		
	●	2	一般	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費	777,655	877,301		
	●	3								
	●	4								
	小計							924,466 の内数	1,041,823 の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
合計							924,466 の内数	1,041,823 の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-②)

政策 ^(※1) 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善				担当部局課室名	行政評価局総務課 他3課	作成責任者名	行政評価局総務課長 清水 正博	
政策の概要	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。						分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政運営の改善に当たって、経済社会環境の変化に即した見直しや、国としての重点政策に係る府省横断的な課題把握などが求められている現状を踏まえ、行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。						政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)				
					26年度	27年度	28年度		
各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	① 全国規模の調査に基づく勧告等に対する ①改善措置率(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分) ②改善措置によって実効が上ったものの割合(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分) <アウトカム指標>	①90.5% ②49.3%	26年度	①91.5%以上 ②60.7%以上	28年度	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上	国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の勧告だけでなく、勧告を受けた各府省の改善の確保が求められている現状を踏まえ、勧告に対する関係府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、本指標を設定した。 数値は、各フォローアップにおける指摘事項のうち、①改善措置が採られたものの割合の平均、②実効が上ったものの割合の平均を、それぞれ記載している。 目標値は、勧告した全事項について改善措置が実施され、実際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善又はその効果の発現に長期を要する事項等もあることから、勧告後2回目のフォローアップ時点で、過去3か年の実績(①:23年度94.0%、24年度91.8%、25年度88.7%、②:24年度69.0%、25年度63.7%、26年度49.3%)の平均値を上回ることを目標として設定した。
						①90.5% ②49.3%	①86.8% ②61.0%	—	

	<p>行政評価局調査の迅速かつ的確な実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>【全国規模の調査】 平成25年度に着手した調査9本のうち6本については、26年度末までに勧告を実施。残る3本のうち2本については27年4月に、1本については10月に勧告等を実施。</p>	<p>26年度</p> <p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計11本については、28年度末までの適期に勧告等を行う。また、28年度の新規着手テーマは、それぞれ29年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p>	<p>28年度</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計9本のうち6本については、26年度末までの適期に勧告等を行う。また、26年度の新規着手テーマは、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p> <p>前年度から実施中の調査計9本のうち6本については、26年度末までの適期に勧告等を実施。残る3本についても、27年10月までに勧告等を実施。また、26年度の新規着手テーマは、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進めている。（平成27年12月28日追記）</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計10本については、27年度末までの適期に勧告等を行う。また、27年度の新規着手テーマは、それぞれ28年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p> <p>前年度から実施中の調査計10本のうち、9本については、27年度末までの適期に勧告等を実施。残る1本についても、28年4月末までに勧告等を実施。また、27年度の新規着手テーマは、それぞれ28年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進めている。</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計11本については、28年度末までの適期に勧告等を行う。また、28年度の新規着手テーマは、それぞれ29年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p> <p>—</p>	<p>本指標は、それぞれの調査テーマについて、調査の着手から結果の取りまとめに至るまでの進行管理を適切に行い、各テーマの狙いに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるものであることから設定した。 目標値は、調査の着手から勧告までの期間を原則として12か月としていることから、同期間内の適期に勧告することを目標として設定した。</p>
<p>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと</p>	<p>② 各府省の評価結果が施策の改善に結びついた割合 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>各府省が評価結果を受けて目標等を変更した施策※の割合：31%</p>	<p>26年度</p> <p>26年度値から10ポイント増（41%）</p>	<p>28年度</p>	<p>26年度値から5ポイント増（36%）</p> <p>38%</p>	<p>26年度値から10ポイント増（41%）</p> <p>—</p>	<p>各府省の行う政策評価の在り方について、政策評価審議会政策評価制度部会において、平成28年2月に「目標管理型の政策評価の改善方策」及び「規制に係る政策評価の改善方策（中間取りまとめ）」を取りまとめ、各府省に示したところである。政策評価制度について、評価の質を向上させ、政策の見直し・改善により活用されることが求められている現状を踏まえ、本指標を設定した。</p> <p>目標値は、27年度からの政策評価審議会（下位に部会、WG）等において全体の施策の約1割について評価の在り方に係る改善方策を示すこととしていたことから設定したものであるが、28年度についても、政策評価審議会等において、政策評価手法の共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方策を示すこととしていることから、引き続き「各府省が評価結果を受けて目標等を変更した割合」の26年度値（31%）から10ポイント増と設定した。</p> <p>※施策の評価結果を受けて、当該施策の事前分析表の①目標、②測定指標又は③達成手段の見直しを行ったもの</p>	

目標管理型の政策評価と規制の事前評価の質の向上に向けた検討 ＜アウトプット指標＞	目標管理型の政策評価について、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等が課題	27年度	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等などの共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方針を示す。	28年度	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して目標設定の在り方を示した評価書数：30件	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等などの共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方針を示す。	27年度当初、28年度の目標値については「目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して目標設定の在り方を個別事例に即して検討し、改善方針を示した評価書数：30件」と設定していたが、27年度を通じ政策評価審議会政策評価制度部会に設置された目標管理型評価ワーキング・グループにおいて、各府省の約500施策における具体的な事例について検討を進めた結果、①施策の特性に応じて目標管理型評価が活用されているか、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）が明確か、③目標・測定指標の定量化が適切かといった点について課題があると考えられるものが見受けられたことから、このような共通的な課題について平成28年2月に「目標管理型の政策評価の改善方針」をとりまとめ、各府省に示したところである。
	0件	—	目標管理型の政策評価を政策の見直し・改善に資するものとするために、このような共通的な課題について、28年度も引き続き目標管理型評価ワーキング・グループにおいて改善方針の検討を行うことから、このような最新の実態に即して目標を改めて設定。				
目標管理型の政策評価と規制の事前評価の質の向上に向けた検討 ＜アウトプット指標＞	規制の事前評価について、費用や便益の定量化等が課題	27年度	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価といった観点から検討し、改善方針を取りまとめる。	28年度	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価といった観点から検討し、改善方針を取りまとめる。	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価といった観点から検討し、改善方針を取りまとめる。	27年度当初、28年度の目標値については「規制の事前評価について、審議会等の場を活用して定量化の促進等共通する課題について検討し、改善方針を示した評価書数：10件」と設定していたが、27年度を通じ政策評価審議会政策評価制度部会に設置された規制評価ワーキング・グループにおいて、各府省の個別事例に即した検討を行った結果、複数の評価書において共通する課題が把握できたことから、6件の評価書に対し改善方針を示すとともに、共通的な課題について平成28年2月に「規制に係る政策評価の改善方針（中間取りまとめ）」を取りまとめ、各府省に示したところである。
	6件	—	28年度は、規制評価ワーキング・グループにおいて、27年度に明らかになった共通的な課題を含め、意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価との観点から、規制の事前評価の質の向上に向けた検討を行うことから、このような最新の実態に即して目標を改めて設定。				
点検を通じた2分野（租税特別措置等及び公共事業）に係る政策評価の質の向上に向けた取組 ＜アウトプット指標＞	客観性担保評価活動の一環として点検を実施している租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検について、点検の結果により確認される以下のもの	26年度	①42% ②57%	28年度	①38% ②56%	①42% ②57%	租税特別措置等に係る政策評価及び公共事業に係る政策評価の点検の結果、いまだ多くの評価書に課題がみられることを踏まえて、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されていることを測るものとして①を設定。また、点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めた結果、情報の充実が図られていることを測るものとして②を設定。
	①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合：33% ②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合：53%	①26% ②41%	—	基準値については、租税特別措置等と公共事業の26年度実績を合算したものを設定。それぞれ過去の改善率と同程度の改善が進捗していくものと仮定し、目標値については、直近の実績率に過去の改善率を加算し設定した。			

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	③	苦情あっせん解決率 ＜アウトカム指標＞	94.9%	25年度	95%以上	28年度	95%以上	95%以上	95%以上	行政相談制度は、国の行政に関する苦情等を受け付け、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。この行政相談制度の目的を踏まえると、あっせんによりどの程度苦情が解決されたかを示すものが、測定指標として最も適切と考えられることから、あっせん解決率を主たる測定指標として設定。28年度までを通じて設定していた目標値を27年度に達成したため、28年度目標値は27年度実績値以上とする趣旨で設定した。
		中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数 ＜アウトプット指標＞	47件	25年度	50件以上	28年度	50件以上	50件以上	50件以上	
		行政相談の総処理件数 ＜アウトプット指標＞	168,076件	25年度	17.1万件以上	28年度	17万件以上	17万件以上	17.1万件以上	
		行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数 ＜アウトプット指標＞	276件	25年度	280件以上	28年度	270件以上	280件以上	280件以上	
年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	4	年金記録に関するあっせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行う）までに要する期間（全国平均） （特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。）） （測定方法） 全国9委員会3事務室（計12か所）ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類（※）ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの ※①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類	転送からあっせんまで109.5日 （平成24年度受付事案の処理完了時期 25年9月末）	25年度	転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）	26年度	転送からあっせんまで100日以内	転送からあっせんまで100.9日 （平成25年度受付事案については、申立人等の事情により処理を終えられないものを除いて、26年9月末までに処理を完了）	転送からあっせんまで100日以内	申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成25年度実績値を基準として目標値を設定（「転送からあっせんまで」は25年度実績より短縮。「平成25年度受付事案について遅くとも26年9月末までに処理」は25年度実績と同時期））。
							（特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）			

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※3)			関連 する 指標 (※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業レビュー事業番号									
		26年度	27年度	28年度												
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和27年度)	145百万円 (104百万円)	145百万円 (109百万円)	147百万円	1~3	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から行う行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ・全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率:91.5%(平成28年度) ・全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置によって実効が上がった事項の割合:60.7%(平成28年度) ・各府省が評価結果を受けて目標等を変更した施策の割合:41%(平成28年度) ・苦情あつせん解決率:95%(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・前年度から実施中の調査について、当該年度末までの適期に勧告等を行ったテーマ数:14本(平成28年度) ・租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検について、点検の結果、補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合:57%(平成28年度) ・行政相談の総処理件数:171,000件(平成28年度)	0002									
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和27年度)	757百万円 (671百万円)	756百万円 (679百万円)	778百万円	1~3	【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 達成手段「行政評価等実施事業(総務本省)(管区行政評価局)」の成果指標(目標値)と本政策の測定指標(目標値)は合致しており、また、当該事業全体の目標と本政策全体の目標も同一であることから、当該事業の成果は、本政策の目標達成に直接的に寄与している。	0003									
政策の予算額・執行額		901百万円 (775百万円)	902百万円 (787百万円)	924百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政運営と改革の基本方針2016</td> <td>平成28年6月2日</td> <td>第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築</td> </tr> <tr> <td>規制改革実施計画</td> <td>平成28年6月2日</td> <td>I 7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築	規制改革実施計画	平成28年6月2日	I 7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)														
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築														
規制改革実施計画	平成28年6月2日	I 7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)														

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

(別紙1) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとまり次第、公表する。

<26年度から継続実施>

※ 以下10本の調査について、勧告等実施済み。

- ・ 災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視 (H26.12～) : 平成27年7月24日勧告
- ・ グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査 (H26.8～) : 平成27年8月21日勧告
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査 (H26.12～) : 平成27年9月8日勧告
- ・ 食育の推進に関する政策評価 (H25.12～) : 平成27年10月23日大臣通知
- ・ 家畜伝染病対策に関する行政評価・監視 (H26.8～) : 平成27年11月6日勧告
- ・ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視—鉄道施設の保全対策等を中心として— (H26.8～) : 平成27年11月27日勧告
- ・ 世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査 (H26.12～) : 平成28年1月15日勧告
- ・ 職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視—職業訓練を中心として— (H26.8～) : 平成28年2月2日勧告
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視 (H26.12～) : 平成28年3月1日勧告
- ・ 地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する実態調査 (H26.12～) : 平成28年4月12日勧告

<27年度から継続実施>

○地域活性化に関する行政評価・監視 (H27.4～)

本行政評価・監視は、地方都市の現況、地方都市における地域活性化の取組状況、国の支援施策の活用状況等を調査し、地域活性化の取組の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年5月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○イノベーション政策の推進に関する調査 (H27.4～)

本調査は、我が国におけるイノベーション関連施策の現況・実施状況、効果の発現状況等を調査し、イノベーション政策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視 (H27.4～)

本行政評価・監視は、有料老人ホームにおける施設の管理・運営状況、都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督等の実施状況等を調査し、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年6月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として— (H27.4～)

本行政評価・監視は、建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の推進状況、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握状況等を調査し、アスベストによる健康被害の防止に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○発達障害者支援に関する行政評価・監視 (H27.8～)

本行政評価・監視は、発達障害者への各ライフステージにおける支援の実施状況等を調査し、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○子育て支援に関する行政評価・監視—子どもの預かり施設を中心として— (H27.8～)

本行政評価・監視は、市町村における子どもの預かり施設の整備状況、子どもの預かり施設における子育て支援サービスの提供状況、都道府県等における子どもの預かり施設に関する実態把握、指導監督等の実施状況等を調査し、子育て支援に係る取組の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H27.12～)

本政策評価は、グローバル人材育成の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成29年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○がん対策に関する行政評価・監視 (H27.12～)

本行政評価・監視は、がんの早期発見のための取組の実施状況、がん医療の均てん化及び緩和ケアの推進状況、がん患者等に対する相談支援等の実施状況等を調査し、がん対策の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○土砂災害対策に関する行政評価・監視 (H27.12～)

本行政評価・監視は、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定の実施状況、情報伝達・警戒避難体制等の整備・周知状況及び土砂災害のおそれのある箇所における規制等の実施状況等を調査し、土砂災害防止法の改正等を踏まえた実効ある土砂災害対策をより一層推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○森林の管理・活用に関する行政評価・監視 (H27.12～)

本行政評価・監視は、森林所有者など森林の基本的な情報の把握状況、森林経営計画に基づく森林施業の実施状況、木質バイオマス発電など新たな需要に対する木材の活用状況等を調査し、持続可能な森林経営により、森林の公益的機能の発揮を図り、新たな木材需要の拡大を推進する観点から実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○個人情報の保護に関する実態調査 (H27.12～)

本実態調査は、行政機関及び独立行政法人等における個人情報の管理の状況等を調査し、個人情報の管理に関する国民の不安の解消を図るとともに、個人情報の適切な管理のための取組の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

<28年度新規着手>

○クールジャパンの推進に関する政策評価（H28.4～）

本政策評価は、クールジャパンの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成29年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○買物弱者対策に関する実態調査（H28.4～）

本実態調査は、国及び地方公共団体における買物弱者対策に資する事業の実施状況や、関係団体・事業者における買物弱者対策の取組状況等を調査し、買物弱者対策の実態を明らかにするとともに、効果的かつ持続的な取組の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視（H28.4～）

本行政評価・監視は、貸切バス事業者及び旅行者の法令遵守状況、これら事業者に対する指導・監督状況等を調査し、貸切バス等の安全対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○感染症対策に関する行政評価・監視（H28.8（予定）～）

本行政評価・監視は、検疫所等における水際対策の実施状況、感染症発生時に備えた取組状況等を調査し、感染症対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○小型家電リサイクルの推進に関する行政評価・監視（H28.8（予定）～）

本行政評価・監視は、使用済みの携帯電話、デジカメ、ゲーム機などの小型家電の再資源化に係る市町村の取組状況、回収方法・回収量と費用対効果の関係等を調査し、小型家電リサイクルの推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○申請手続等の見直しに関する調査（H28.8（予定）～）

本調査は、申請手続等における戸籍謄本等提出書類の徴取状況、戸籍謄本等の提出書類における確認事項等について調査し、申請負担の軽減に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（H28.12（予定）～）

本政策評価は、農林漁業の6次産業化に関する政策・施策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成30年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○いじめ防止対策の推進に関する調査（H28.12（予定）～）

本調査は、いじめ防止対策の体制の整備状況、いじめ防止対策の実施状況、関係機関等の連携状況等を調査し、いじめ防止対策の推進に資するために実施するものであり、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○介護施策に関する行政評価・監視（H28.12（予定）～）

本行政評価・監視は、介護離職・離職対策の状況、介護保険事業の実施状況等について調査し、介護施策の効果的な実施の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○公的住宅供給に関する行政評価・監視（H28.12（予定）～）

本行政評価・監視は、公営住宅等の整備状況、公営住宅の管理・運営状況等を調査し、適切な公的住宅供給に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○公文書等管理に関する行政評価・監視（H28.12（予定）～）

本行政評価・監視は、行政機関における行政文書の管理状況、独立行政法人・国立大学法人における法人文書の管理状況、国立公文書館等への移管の状況等を調査し、適切な公文書管理の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等					
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		相当程度進展あり	番号	③
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	3,554,701	2,678,555	2,927,695	1,218,015	524,697	
	補正予算（千円）	399,596	0	0			
	繰越し等（千円）	87,047	500,651	-129,264			
	計（千円）	4,041,344	3,179,206	2,798,431			
執行額（千円）		3,884,774	3,045,736	2,719,005			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>主要な測定指標である「給与制度・運用の適正化状況」や「人事評価制度の実施状況」については、目標を達成した。また、「地方自治制度の見直し、普及」については、目標に近い実績を示した。</p> <p>その他の指標の「地方公共団体における事務の共同処理の活用状況」、「地方公共団体への情報提供等の状況」なども達成又は未達成でも達成に近い実績を示した。したがって、この政策については、「相当程度進展あり」と評価した。</p> <p>この政策評価結果を踏まえ、地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整えるための必要な経費を要求した。</p>					

政策評価調書（個別票2）

政策名	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等					番号	③	(千円)		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	地方行政制度整備費	地方行政制度の整備に必要な経費	1,218,015	524,697		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						1,218,015 の内数	524,697 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計									
合計						1,218,015 の内数	524,697 の内数			

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-③)

政策(※1)名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			分野	地方行財政	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	3,555	2,679	2,928	1,218
		補正予算(b)	400	0	0	0
		繰越し等(c)	87	501	△ 129	
		合計(a+b+c)	4,041	3,179	2,798	
執行額	3,885	3,046	2,719			

(注)市町村合併の進展等により市町村の合併円滑化に必要な経費等が減少傾向にあるため、平成26年度予算及び28年度予算が減額している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関係する内閣 の重要政策(施政方針演説等のうち主な もの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	平成26年12月27日	Ⅲ. 目指すべき将来の方向 2. 地方創生がもたらす日本社会の姿 (1)自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。 (中略)地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第3章「経済・財政一体改革」の取組-「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題 [3]地方行財政改革・分野横断的な取組等
	まち・ひと・しごと創生基本方針2016	平成28年6月2日	Ⅲ. 各分野の政策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ①稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等 【対応方針】 ・平成32年度には連携中枢都市圏の形成数を30圏域とすることを目指す。 ・各圏域における取組を更深化させ、人口減少下においても一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済の維持・発展に取り組んでいくため、圏域の取組状況や課題について関係各府省庁と情報共有・意見交換を行って情報共有・意見交換を行うとともに、連携中枢都市圏構想の推進向け、更なる支援の充実に図る。 加えて、圏域全体に効果を発揮する事業について、関係各府省庁が連携して全国展開を図り、各圏域における取組のレベルアップ支援する。
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3)地方行財政改革・分野横断的な課題	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
				26年度	27年度		
	①	地方自治制度の見直し、普及 ＜アウトプット指標＞	第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の創設や指定都市都道府県連絡調整会議の創設など、指定都市制度の見直しや、中核市と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設などを内容として地方自治法改正案を国会に提出。 【25年度】	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 ・平成26年6月10日に、各都道府県及び各政令指定都市を対象として、改正地方自治法についての説明会を実施。その他、各種講演会等においても、情報提供を実施した。 ・第31次地方制度調査会において、諮問事項に関する審議項目について、専門小委員会における13回の審議を行い、平成27年3月2日に開催された第2回総会において審議項目を決定した。	・第31次地方制度調査会において、専門小委員会における15回の審議及び平成28年2月29日に開催された第3回総会を経て、同年3月16日に内閣総理大臣に提出された第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度の見直しについて検討を開始した。	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 【27年度】	□
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	2	・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。 【25年度】	取組状況を把握し必要な情報を提供。 以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年7月1日現在の地方公共団体における事務の共同処理の活用状況について、調査及び取りまとめを行い、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調の結果の公表」として、平成26年12月12日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。	・各市町村が、地域の実情に応じて、一部事務組合など多様な手法の中から、最も適したものを自ら選択し、持続可能な行政サービスを提供していくために以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、先進的な取組事例や連携協約を活用した広域連携について情報提供を実施した。 【参考1】主な各種会議 ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成27年4月、平成28年1月) ・連携中枢都市圏の形成促進に向けた説明会(平成27年7月) 【参考2】主な事例 姫路市などによる連携中枢都市圏の取組	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。 【27年度】	イ

<p>地方公共団体が自主的・主体的に地方行政改革に取り組むこと</p>	<p>3</p>	<p>地方公共団体における行政改革の取組状況 <アウトプット指標></p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。 【25年度】</p>	<p>取組状況を把握し、必要な情報を提供。</p> <p>以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年10月1日現在の地方公共団体における行政改革の取組状況等について、調査及び取りまとめを行い、「地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査等の調査結果公表」として、平成27年3月31日に報道発表及び総務省ホームページに公表し、他団体の取組状況を把握する等により、自主的・主体的な取組に資するための情報や、他団体の参考となるような行政改革の取組事例を提供した。</p>	<p>・地方公共団体が、他団体の取組状況を把握する等により、自主的・主体的に行政改革が行えるよう、以下のような情報提供を実施した。 ・平成27年8月28日付けの総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」により、地方公共団体に対し、地方行政サービス改革について技術的助言を行った。 ・平成27年4月1日現在の地方行政サービス改革の取組状況等について、調査及び取りまとめを行い、「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査結果」として、平成28年3月25日に報道発表及び総務省ホームページに公表し、他団体の取組状況を把握する等により、自主的・主体的な取組に資するための情報や、他団体の参考となるような行政改革の取組事例を提供した。 ・平成27年4月1日現在の公の施設の指定管理者制度の導入状況等について、調査及び取りまとめを行い、「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」として、平成28年3月25日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、行政改革にかかる情報提供等を実施した。 【参考1】各種会議 ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」（平成27年4月、平成28年1月） ・「地方財政連絡会議」（平成27年5～7月、全国9ブロック） ・「全国人事担当課長・市町村担当課長会議」（平成27年8月） 【参考2】主な事例 大阪府箕面市による総務事務センター設置の取組等</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。 【27年度】</p>	<p>イ</p>
-------------------------------------	----------	--	---	---	---	---	----------

4	<p>地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。 【25年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日付け)について地方公共団体に情報提供を行った。 ・平成26年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析ができる「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。</p>	<p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成27年12月4日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・平成27年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成27年12月25日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析ができる「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。 【27年度】</p>	イ
5	<p>ラスパイレース指数の状況 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※ラスパイレース指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。 【25年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年4月1日現在の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的助言を実施した。 ・給与情報等について、総務省のホームページ上で、住民等が団体間の比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、公表の充実等を図るため公表様式の一部改正を行った。</p> <p>【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)</p>	<p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成27年4月1日現在の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成27年12月25日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的助言を実施した。 ・総務省のホームページ上で、住民等が団体間の給与情報の比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、地方公共団体の事務作業に資するよう、記載例の充実を行った。</p> <p>【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成27年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成27年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年9月、全国6ブロック)</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。 【27年度】</p>	イ

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	⑥	給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 ・地方公務員給与の適正化を推進するため、平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成26年12月22日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)	主に以下のような情報提供を実施した。 ・地方公務員給与の適正化を推進するため、平成27年12月4日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成27年12月25日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成27年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成27年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年9月、全国6ブロック)	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。 【27年度】	イ
	7	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ＜アウトプット指標＞	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 ・各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月)	主に以下のような情報提供を実施した。 ・各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう平成27年12月4日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成27年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月)	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。 【27年度】	イ

8	給与情報等公表システムによる公表状況 ＜アウトプット指標＞	実施率98.7% (1,765/1,789団体) (平成25年4月30日現在) 【25年度】	実施率100%		実施率100% 【27年度】	□
9	地方公共団体の人事制度改革の状況 (任期付採用の実施団体) ＜アウトプット指標＞	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の使用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 【25年度】	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の使用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年7月4日付けの自治体行政局公務員部長通知により、任期付職員制度の活用等に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 ・平成26年8月15日に、任期付職員の使用等に関する質疑応答集を発生し、情報提供を行った。 ・平成26年12月22日に、任期付職員制度活用事例集を発生し、情報提供を行った。 ・以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 <p>【参考】主な各種会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成26年4月、平成27年2月) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック) 	<p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、任期付職員制度の活用等に係る留意事項に関する自治体行政局公務員部長通知を発生(平成26年7月4日付け)し、平成27年度においては、その通知に関し、各種会議の場を通じて各地方公共団体に対し必要な情報提供を行った。 <p>【参考1】主な各種会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成27年4月、平成28年1月) ・「地方財政連絡会議」(平成27年5～7月、全国9ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月) ・「全国人事担当課長・市町村担当課長会議」(平成27年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年9月、全国6ブロック) <p>【参考2】主な活用事例</p> <p>生活保護ケースワーカーなどの一時的な業務量の増加や延長保育などのサービス提供時間の延長等に対応するために任期付職員を活用する取組が数団体であった。</p>	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の使用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 【27年度】	イ
⑩	人事評価制度の実施状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、人事評価制度の導入により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られるよう必要な情報を提供。 【25年度】	<p>各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年8月15日付けの自治体行政局長通知により、人事評価制度の仕組みの整備・運用に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 ・平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、人事評価制度について速やかに必要な規程等の整備や職員への周知などに取り組むよう技術的助言を行った。 ・平成26年11月26日に、地方公共団体からの照会が多かった事項を中心に人事評価制度に関する質疑応答集を発生し、情報提供を行った。 ・人事評価制度に関する研究会の報告書を総務省ホームページに公表(平成26年10月及び同27年3月)するとともに冊子を地方公共団体に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年の地方公務員法改正により、各地方公共団体において人事評価の実施が義務づけられたが、平成28年4月から施行されることを踏まえ、各地方公共団体が円滑に導入できるよう、主に以下のような情報提供を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価の研究会を26年度に引き続き開催し、①平成27年8月19日に各地方公共団体が人事評価制度の導入に当たり抱えている課題への対応例について情報提供を行った。 ②人事評価記録書の例として、平成27年10月7日に医療職・保育職等の専門的な職種について、同年11月11日に非常勤職員に係る人事評価記録書の例について情報提供を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月30日に、人事評価制度の導入意義や人材育成の重要性についての理解を深めることを目的として、各市区町村の首長等を対象とした「地方公共団体における人事評価制度の導入にかかるシンポジウム」を開催した。 	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。 【27年度】	イ

	(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	測定指標1、6、10は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。 測定指標1は、目標達成に近い実績を示した。測定指標6、10は目標を達成した。その他の測定指標も目標を達成又は目標達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
評価結果			<p><施策目標>地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと 当該施策目標については、目標達成のための情報提供を実施した。また、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しは、実施にまでは至っていないが検討は開始していることから、相当程度進展があった。</p> <p>・測定指標1については、目標に近い実績を残すことができた。各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、改正地方自治法により新設された制度等に関する必要な情報提供等を行うことができた。その一方で、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しは、答申が総理に提出された日が平成28年3月16日と、平成27年度末だったため、検討は開始したが実施までには至っていないことがあげられる。</p> <p>・測定指標2については、事務の共同処理や連携協約を活用した広域連携を推進するため平成27年7月に開催された各種会議の場など様々な機会を捉えて、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」において把握した事務の共同処理の先進的な取組事例や連携協約を活用した広域連携について、情報提供を実施した。なお、情報提供等の結果、連携協約を活用した広域連携の取組が効果的に行われていることが確認できた。</p>
	政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)		<p><施策目標>地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと</p> <p>・測定指標3については、総務大臣通知による助言のほか、平成27年4月以降随時開催され、各都道府県等の行革プラン策定や予算編成等に携わる行革・人事・財政当局や市区町村担当課等の実務者が出席する各種会議の場など、様々な機会を捉えて情報提供等を行った。また、地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査や公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査を実施し、各地方公共団体の取組状況を把握する等により自主的・主体的な取組に資するため、当該調査結果を取りまとめ後、地方公共団体に対し速やかに情報提供を行ったことから、目標を達成することができた。なお、情報提供の結果、各地方公共団体からのヒアリング等により、自主的・主体的に地方行革に取り組むに当たり、通知や調査結果を参考にしていることが確認できた。</p>

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しを引き続き検討し、法案提出を目指すと共に、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標2については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、事務の共同処理や連携協約の活用につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標3については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、自主的・主体的な行政改革につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標4については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、適正な定員管理の取組に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標5については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、住民や地方公共団体がその給与水準を判断・検証するのに資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標6については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、給与の適正化に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標7については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告が行われるよう必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標9については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、任期付職員制度の活用につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標8については、目標達成に近い実績を示したが、すべての地方公共団体において公表が実施されるよう、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標10については、平成26年5月の地方公務員法改正により新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行されたことを踏まえ、測定指標を「人事評価制度の実施状況」から、人事評価制度の適切な施行に向けた指標に見直しを図る。 <p>上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、今後も施策目標が達成されるよう、必要な情報提供等を行っていく。なお、次期目標設定からは、各測定指標の情報提供について、具体的な活動が分かるものとなるようにする。</p> <p><施策目標及び測定指標の新設等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会に的確に対応する地方行政体制の構築が喫緊の課題となっていることを踏まえ、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成を進めるための施策目標及び測定指標を新たに設定することとする。 ・施策目標「地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと」において、民間委託等の業務改革に関する取組が重要であることから、同施策目標内に、新たに目標を新設することとする。 ・測定指標5、7は、測定指標6の内容に含まれるものであり、かつ、情報提供方法が重複していることから、次期目標では、測定指標6に統合することとする。
	(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)
	Ⅱ 予算の継続・現状維持

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・第31次地方制度調査会において、「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方」及び「議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方」について議論いただき、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(平成28年3月16日)を取りまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。 ・平成28年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生及び岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授から年度毎の実績値及び評価結果の記述について、東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から政策に関係する内閣の重要政策の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体の行政改革等」 http://www.soumu.go.jp/iken/main.html ・「地方公務員の給与・定員等の状況」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html
---------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 大場 高志	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	---	--------	--------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		地域振興（地域力創造）				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	④
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	1,200,520	2,972,855	3,833,554	3,508,903	6,188,795
	補正予算（千円）	4,950,323	2,135,903	0		
	繰越し等（千円）	-1,101,669	2,732,404	1,577,305		
	計（千円）	5,049,174	7,841,162	5,410,859		
執行額（千円）		4,681,152	7,556,015	5,012,765		
政策評価結果の概算要求への反映状況		モニタリングの結果等を踏まえ、ローカル10,000プロジェクトや分散型エネルギーインフラプロジェクト、チャレンジ・ふるさとワーク等の地域経済の好循環の拡大に向けた取組や、過疎地域等の条件不利地域における集落の維持・活性化等の地域の連携、自立促進に向けた取組の推進などに必要な経費を要求した。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	地域振興（地域力創造）					番号	④	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	地域振興費	地域振興に必要な経費	3,508,903	6,188,795		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						3,508,903 の内数	6,188,795 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計									
合計						3,508,903 の内数	6,188,795 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-④)

政策 ^(※1) 名	政策4:地域振興(地域力創造)				担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課		作成責任者名	自治行政局地域政策課長 松田 浩樹
政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方圏において人口減少が急速に進む中、地域経済の好循環の拡大を図るため、「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して地域経済イノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となる地域活性化インフラプロジェクトを推進する。また、過疎地域を含む条件不利地域において集落単位の活性化を図るため、民間活力を導入しながら生活支援機能を確保する。						政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)				
				27年度	28年度				
① 「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること <アウトカム指標>	地域経済循環創造事業交付金の経済効果	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:3.6倍	24年度	平成24年度以上	28年度	24年度から27年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	24年度から28年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	地方圏において人口減少が急速に進む中、地域経済循環創造の取組が全国に広がることで、地域経済が活性化され、地域の元気が創造されと考えられることから、指標として設定。 ※投資効果は、交付金の交付決定額に対する初期投資額の割合を示したものの、「(補助額+融資額)/補助額」で算出。 ※地元雇用創出効果は、交付金の交付決定額に対する地元雇用人員費の割合を示したものの、「地元雇用人員費(融資期間分)/補助額」で算出。	
	分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン策定済団体数	14団体	26年度	34団体以上	28年度	29団体以上	34団体以上	地方圏において人口減少が急速に進む中、分散型エネルギーインフラなどの地域活性化インフラプロジェクトの実施により、民間活力の土台が創られ、地域の元気が創造されと考えられることから、指標として設定。	
③ 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合 <アウトカム指標>		-0.62% (平成20~22年度の平均)	22年度	-0.62%以上	32年度	-0.62%以上	-0.62%以上	過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえて、過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されと考えられることから、指標として設定。目標年度は、過疎法の最終年度である平成32年度としている。	
	総人口に対する地方圏の人口割合 <アウトカム指標>	49%	22年度	平成22年度並み	27年度	平成22年度並み	平成28年10月に、平成27年国勢調査の結果が公表予定	地方圏において人口減少が急速に進む中、地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を支えることが、地域活性化に寄与と考えられることから、指標として設定(地方圏の人口割合は国勢調査によって判明するため、目標年度は平成27年度としている。)	
⑤ 定住自立圏の協定締結等圏域数 <アウトカム指標> 【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑫】 【APのKPI】		89圏域	26年度	140圏域	32年度	140圏域 (平成32年度までの目標値)		人口減少が急速に進む地方圏においては、複数の自治体で役割分担・連携を図ることにより、圏域全体の生活機能を確保する必要があることから、定住自立圏の形成が重要である。そのため、定住自立圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。目標年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ、平成32年としている。	
						108圏域	—	【施策の達成状況を表すものとして、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】	

過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	6	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童割合 ＜アウトプット指標＞	0.89% (平成24～26年度の平均)	26年度	0.89%以上	28年度	0.89%以上	0.89%以上	<p>地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。</p> <p>地域おこし協力隊について、平成26年6月に安倍総理から「(平成28年までに)隊員数を3,000人にする」よう、総務大臣に指示があったところ。</p> <p>※子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例：小学校の児童を対象とした宿泊体験活動(農山漁村での自然体験、農林漁業体験等) ※地域おこし協力隊の活動例：地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施 ※集落支援員の活動例：集落への「目配り」として集落の巡回、集落点検(「人口・世帯数の動向」「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」などの項目について、市町村職員や住民と共に点検)を実施するとともに、集落の自主的活動への支援等を行う。</p>
	⑦	地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数 ＜アウトプット指標＞	2,369人	26年度	4,000人以上	28年度	4,000人以上	4,000人以上	<p>【参考】 (平成26年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 58,877人 (平成25年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 58,163人 地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数 1,719人 (平成24年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 62,389人 地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数 1,311人</p> <p>※平成27年3月末時点では地域おこし協力隊の任期終了者945名のうち、約6割(557人)が定住又は地域協力活動に従事している(平成27年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果)。</p>
	8	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	848件 (平成24～26年度の平均)	26年度	850件以上	28年度	848件以上	850件以上	<p>848件以上</p> <p>850件以上</p> <p>623件</p> <p>まち・ひと・しごと総合戦略においても中心市街地活性化が地方創生の一環として重要な施策に位置付けられ、中心市街地での周遊や新規出店を促す仕組みが重要であることを踏まえ、地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。</p>
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	⑨	JETプログラムの招致人数 ＜アウトプット指標＞	JETプログラムの招致人数4,476人 (平成26年7月1日現在)	26年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	28年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	<p>外国語教育の推進及び外国人材の活用等の施策が推進されていることを踏まえて、JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。</p>
	10	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合82%(平成26年4月1日現在)	26年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合85%以上	28年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合85%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合83%(平成27年4月1日現在)	<p>※JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団体が実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることで、地域の住民と様々な形で交流を深めている。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	113百万円	82百万円	89百万円	6~10	<p>有識者等外部の提言や地方公共団体の意見を取り入れつつ、地域力創造施策を進めるとともに、地域の先進的な取り組みを全国に紹介している。また、地域における外部人材の活用を支援するとともに、人材力活性化施策の推進、地域間の連携交流の推進、地域の国際交流・協力の推進、地域の多文化共生の推進などにより、今後の地域力創造の展開を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 全国地域づくり人財塾修了者数、JETプログラム招致人数 【活動指標(アウトプット)】 地域力創造に関する施策説明会等の開催回数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域振興に必要な経費を措置することにより、全国地域づくり人財塾の修了者が増加するなど、地域づくりに関する知識・経験を持った人が増加し、人材力の活性化や地域間の連携交流などが図られることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0010
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)	4,352百万円 (4,262百万円)	3,769百万円 (3,557百万円)	2,965百万円	1	<p>地域の資源と資金(地域金融機関の融資)を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その実施に要する経費を交付する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 地域経済循環創造事業交付金交付決定団体の投資効果:2.1倍(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 地域経済循環創造事業交付金の交付決定事業数:85件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「地域経済循環の創造」の推進に要する経費にて、地域経済循環創造事業交付金事業を実施し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げることにより、投資効果や地元雇用創出効果などの経済効果が創出され、地域経済の好循環拡大が図られることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0011
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)	2,280百万円 (2,268百万円)	725百万円 (705百万円)	732百万円	3	<p>過疎地域等自立活性化推進交付金(過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域集落再編整備事業、過疎地域遊休施設再編整備事業、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)、今後の過疎対策のあり方や過疎地域の自立活性化推進に関する調査事業 【成果指標(アウトカム)】 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合:-0.6%(平成32年度) 採択事業の成果目標の達成度:100%(平成32年度) 賃貸・分譲開始の1年後の入居率:80%(平成32年度) 施設利用開始後1年間の施設利用者数:3,000人/件(平成32年度) 小さな拠点の形成数につき、平成32年度末までに1,000箇所 【活動指標(アウトプット)】 過疎地域等自立活性化推進事業の交付件数:11件(平成28年度) 過疎地域集落再編整備事業の交付件数:7件(平成28年度) 過疎地域遊休施設再編整備事業の交付件数:6件(平成28年度) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の交付件数:36件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 過疎地域振興対策等に要する経費にて、過疎市町村による主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等を支援することにより、当該地域の実情に応じた過疎対策が図られ、過疎地域への転入者数の増加及び転出者数が抑制され、地域の元気をつくることに寄与する。</p>	0012
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度)	17百万円 (2百万円)	7百万円 (7百万円)	6百万円	5	<p>各定住自立圏の参考となる取組事例について調査・分析を行うとともに、シンポジウムや意見交換会の開催等によって地方公共団体等への情報提供を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 総人口に対する地方圏の人口割合:22年度並(49%)(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 定住自立圏の圏域数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 定住自立圏構想推進費を措置することにより、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、圏域全体に必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏での定住の受け皿を形成することを通じ、地方圏の人口の維持につなげ、地域の元気をつくることに寄与する。</p>	0013

<p>(5)</p>	<p>「分散型エネルギーインフラ」プロジェクトの推進に要する経費 (平成25年度)</p>	<p>654百万円 (621百万円)</p>	<p>480百万円 (451百万円)</p>	<p>260百万円</p>	<p>2</p>	<p>分散型エネルギーインフラの事業化に向けて、地域内需要量調査や地域内可能供給能力調査などを 含む、自治体が核となった「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」の策定 支援等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 分散型エネルギーインフラ整備団体数:100箇所(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 マスタープランの策定:13団体(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「分散型エネルギーインフラ」プロジェクトの推進に要する経費を措置し、マスタープランの策定を行うこ とで、地域におけるエネルギー関連企業の立ち上げ、自立的で持続可能な地域エネルギーシステム の構築につながり、地域の活性化に寄与する。</p>	<p>0014</p>
<p>(6)</p>	<p>都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経 費(平成25年度)</p>	<p>60百万円 (48百万円)</p>	<p>30百万円 (22百万円)</p>	<p>30百万円</p>	<p>6</p>	<p>子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組む受入地域の活性化のため、外部人材等の多様な人材を 活用した取組について、地方公共団体から提案を受け、その中から他地域のモデルとなるような取組 を委託調査事業として採択し、先進事例を構築する等を行う。また、これらの先進事例を紹介する子ど も農山漁村交流プロジェクト推進セミナーを開催し、当プロジェクトの一層の推進を図る。 【成果指標(アウトカム)】 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数:57,000人(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした事例数:9事例(平成27年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費にて、モデル実証事業やセミナーを 実施することにより、先進事例を構築するとともに、当該先進事例を全国に展開することで、子ども農 山漁村交流プロジェクトの取組を推進し参加児童数の増加し、地域の元気をつくることに寄与する。</p>	<p>0015</p>
<p>(7)</p>	<p>暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に 要する経費(平成26年度)</p>	<p>18百万円 (18百万円)</p>	<p>11百万円 (10百万円)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>過疎地域等の専門家やコミュニティビジネスの専門家等からなる有識者研究会を設置し、地域運営組 織が抱えている資金確保の方法や人材育成の仕組み、多様な活動にふさわしい組織形態のあり方な どの課題について検証するとともに、地域運営組織の健全かつ持続的な活動を確保するための方策 について調査研究を行う。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数:10(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】調査研究の対象とした先進事例数:10(平成27年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費を措置することにより、地 域運営組織のあり方に関する調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果をいかした地域の 課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	<p>0016</p>
<p>(8)</p>	<p>機能連携広域経営推進調査事業に要する経費(平成26年度)</p>	<p>100百万円 (78百万円)</p>	<p>25百万円 (15百万円)</p>	<p>7百万円</p>	<p>—</p>	<p>市町村域を越えた圏域において、地元企業、大学、金融機関、NPOなど産学金官民等の幅広い関係 者が連携し、数値目標を設定した計画に基づき、産業振興や雇用確保に資する拠点等を構築すること により、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図る取組について支援する委託調査事業 を実施し、他の地域が取り組むに当たって参考となり得る先進的かつ汎用性のある事例を構築する。 【成果指標(アウトカム)】 委託調査事業として実施した取組を継続している圏域の割合:100%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 取組団体のフォローアップ及び調査(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 機能連携広域経営推進調査事業に要する経費を措置することで、連携事業の事例を構築し展開す ることにより、産学金官民等の連携に係る地方公共団体の取組を促進することにつながる。</p>	<p>0017</p>
<p>(9)</p>	<p>地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)</p>	<p>88百万円 (56百万円)</p>	<p>169百万円 (130百万円)</p>	<p>109百万円</p>	<p>—</p>	<p>地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を開設し、 移住希望者のニーズに応じて地方自治体に繋ぐこととしているほか、地方への移住・交流に関する都 市住民のニーズや意識、動向を把握する。また、地方への移住・交流のための全国フェアの開催等 により、移住・交流の機運を醸成する。 【成果指標(アウトカム)】 移住・交流に関するあつせん件数:11,000件(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 「移住・交流情報ガーデン」来場者数:16,700人(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方への移住・交流の推進に要する経費を措置することで、「移住・交流情報ガーデン」において移住 希望者のニーズに応じた地方への移住関連情報の提供・相談支援を実施することにより、地方への移 住・交流の機運を醸成することで、地方への人の流れの創出に寄与する。</p>	<p>0018</p>

(10)	地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)	90百万円 (90百万円)	85百万円 (81百万円)	128百万円	7	<p>地域おこし協力隊の拡充のため、全国サミットや制度説明会等を開催し広く制度の周知を行うとともに、隊員への研修の充実、地域との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業の実施等により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人材還流を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 地域協力活動に従事する隊員数:4,000人(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 モデル事業実証事業数:8事例(平成28年度)全国サミット参加者数:800人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域おこし協力隊の推進に要する経費にて、全国サミットや制度説明会等の開催、隊員への研修や地域との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業を実施することにより、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊員を4,000人を目的に拡充を図ることで、地方への人材還流の推進に寄与する。</p>	0019
(11)	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費(平成27年度)	—	19百万円 (15百万円)	14百万円	—	<p>過去の大規模な国際大会等の調査研究を通じて、開催都市における訪日外国人を含めた観戦者の受け入れ体制のあり方、大会がもたらす交流人口の増加や経済波及効果の効果的な引き出し方など、大会開催を契機とした有効な地域活性化手法のあり方について検証を行う。</p> <p>調査研究で得た知見は、大規模な国際大会の試合開催やキャンプ地受け入れを予定している関係自治体をはじめとする職員にむけて、スポーツ大会等の機会を生かして地域資源や特性を生かした創意工夫のある取組を行っていく上での指針となるような成果物(報告書)をとりまとめる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各開催都市に提示した事例数:20(平成31年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費を措置することにより、2019年に向けて大規模な国際大会を契機として地方自治体が地域活性化をしていく手法についての調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした取組が全国の関係自治体で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0020
(12)	条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業に要する経費(平成27年度)	—	10百万円 (7百万円)	9百万円	3	<p>ボランティアチェーン等の民間事業と地域住民が連携しながら住民の暮らしを支える必要最小限の日常生活機能を果たす「よろずや」づくりを行う手法や、それに対する行政の支援のあり方について検討を深めるとともに、「よろずや」で生まれた地域住民の集積を生かしてカフェ・レストランやサロンの運営等を通じた複合拠点化(各種サービス機能の集積)や地域活性化につなげるために必要な実践的方策を検討し、その際に生じる課題を分析するため、先進団体の取組を参考に調査・研究を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各地域に提示した先進事例集:30(平成32年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業に要する経費を措置することにより、中山間地で地域住民の生活機能を確保するための拠点づくりの調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした地域の課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0021
(13)	地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費(平成28年度)	—	—	16百万円	—	<p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2015改訂版)(平成27年12月24日閣議決定)において、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向け、地域運営組織を形成することが重要であるとの方針が示されたことを受け、地域運営組織に関する先進事例を体系的に整理・提供するとともに、外部人材の有効活用や組織・人材・拠点の一体的な取組等に向けた環境整備など、同組織の健全かつ持続的な運営を確保するための方策について調査研究を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数:25(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした先進事例数:10(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費を措置することにより、地域運営組織の健全かつ持続的な運営の調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした地域の課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	新28-0002

	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)	—	—	—	3	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。										
	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	—	—	—	7	中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に關し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。										
	政策の予算額・執行額	7,841百万円 (7,556百万円)	5,411百万円 (5,013百万円)	3,509百万円		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1352 489 1516 517">施政方針演説等の名称</th> <th data-bbox="1516 489 1632 517">年月日</th> <th data-bbox="1632 489 2166 517">関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1352 517 1516 1067">経済財政運営と改革の基本方針2016</td> <td data-bbox="1516 517 1632 1067">平成28年6月2日</td> <td data-bbox="1632 517 2166 1067"> 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 (地域の活性化) 経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済好循環の拡大を図るため、産学金官の連携により、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う企業の創出、分散型エネルギーシステムの構築等のエネルギーの地産地消、自治体インフラの民間開放等を進める。また、マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。 地域おこし協力隊の拡充により、都市部の若者等外部人材を積極的に活用し、その定住・定着を図る。 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革 人口減少・少子高齢化の下、公共施設の集約化等、公営企業の運営、業務改革や民間委託など自治体が直面する課題については、自治体間で地域の実情に応じた広域化・共同化など連携した取組を促す。都道府県には各課題において積極的に事務の広域化・共同化を促す調整役としての役割が求められる。 連携中核都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1067 1516 1391">「日本再興戦略」改訂2015</td> <td data-bbox="1516 1067 1632 1391">平成27年6月30日</td> <td data-bbox="1632 1067 2166 1391"> 第二 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 6(2) (地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築) 本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。 6(3)⑦ (地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要 二、戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進 </td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 (地域の活性化) 経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済好循環の拡大を図るため、産学金官の連携により、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う企業の創出、分散型エネルギーシステムの構築等のエネルギーの地産地消、自治体インフラの民間開放等を進める。また、マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。 地域おこし協力隊の拡充により、都市部の若者等外部人材を積極的に活用し、その定住・定着を図る。 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革 人口減少・少子高齢化の下、公共施設の集約化等、公営企業の運営、業務改革や民間委託など自治体が直面する課題については、自治体間で地域の実情に応じた広域化・共同化など連携した取組を促す。都道府県には各課題において積極的に事務の広域化・共同化を促す調整役としての役割が求められる。 連携中核都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。	「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 6(2) (地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築) 本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。 6(3)⑦ (地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要 二、戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)														
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 (地域の活性化) 経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済好循環の拡大を図るため、産学金官の連携により、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う企業の創出、分散型エネルギーシステムの構築等のエネルギーの地産地消、自治体インフラの民間開放等を進める。また、マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。 地域おこし協力隊の拡充により、都市部の若者等外部人材を積極的に活用し、その定住・定着を図る。 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革 人口減少・少子高齢化の下、公共施設の集約化等、公営企業の運営、業務改革や民間委託など自治体が直面する課題については、自治体間で地域の実情に応じた広域化・共同化など連携した取組を促す。都道府県には各課題において積極的に事務の広域化・共同化を促す調整役としての役割が求められる。 連携中核都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。														
「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 6(2) (地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築) 本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。 6(3)⑦ (地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要 二、戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進														

					ニッポン一億総活躍プラン	平成28年6月2日	5.「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向 (11)地方創生 地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。地域において育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産を活かしながら進めていくことが重要である。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」21及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」22に基づき、ローカルアベノミクスの推進、潜在的希望者の地方移住・定着の実現、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等を通じ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。
					まち・ひと・しごと創生基本方針2016	平成28年6月2日	Ⅲ各分野の政策の推進 4.時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ①稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等 <課題> ○定住自立圏 ・平成28年4月1日現在、108圏域において定住自立圏が形成されたところであるが、市町村における定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げていく必要がある。 <今後の方向性> ○定住自立圏 ・平成32年度には定住自立圏の形成数を140圏域とすることを旨とする。 ・各圏域における取組をさらに進化させるため、これまでの取組成果の再検証を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。 【対応の方針】 ◎定住自立圏の取組内容の深化 ・平成32年度には定住自立圏の形成数を140圏域とすることを旨とする。 ・各圏域の取組を更に深化させるため、これまでの取組成果の再検証を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。
					経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2省 成長と分配の好循環の実現 2.成長戦略の加速等 (4)地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③地域の活性化 第3章 経済・財政一体改革の推進 5.主要分野ごとの改革の取組 (3)地方行政改革・分野横断的な課題

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APIに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		地方財源の確保と地方財政の健全化				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑤
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	68,163,327,300	66,647,194,506	65,945,462,222	64,511,545,403	64,679,534,868
	補正予算（千円）	2,436,450,118	1,912,922,152	2,428,045,910		
	繰越し等（千円）	-907,287,082	300,260,183	-342,918,369		
	計（千円）	69,692,490,336	68,860,376,841	68,030,589,763		
執行額（千円）		69,320,878,950	68,415,833,811	67,899,687,409		
政策評価結果の概算要求への反映状況		モニタリングの結果を踏まえ、安定的な財政運営に資するよう、必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進するため、地方交付税交付金、地方特例交付金等、必要な経費を要求した。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	地方財源の確保と地方財政の健全化					番号	⑤	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	予 算 科 目										
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	地方財政制度整備費	地方財政制度の整備に必要な経費		50,204	51,660		
	●	2	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金に必要な経費		15,435,875,489	15,958,843,900		
	●	3	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方交付税交付金	東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費		347,774,901	事項要求		
	●	4	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金に必要な経費		123,300,000	136,700,000		
	小計								15,907,000,594	16,095,595,560 +事項要求	
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費		15,157,774,500	15,875,143,900		
	◆	2	一般	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費		123,300,000	136,700,000		
	◆	3	東日本大震災復興特別	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費		347,774,901	事項要求		
	◆	4	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費		32,975,695,408	32,572,095,408		
	小計								48,604,544,809	48,583,939,308 +事項要求	
対応表において○となっているもの								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
									の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの								<	>	<	>
								<	>	<	>
	◇	3						<	>	<	>
	◇	4						<	>	<	>
	小計								の内数	の内数	
合計								64,511,545,403 の内数	64,679,534,868 の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑤)

政策 ^(※1) 名	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化			担当部局 課室名	自治財政局財政課 他4課			作成責任者名	自治財政局財政課長 前田 一浩	
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。			測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方公共団体の安定的な財政運営に資するため、必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。						年度ごとの実績(値) ^(※2)			
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)	年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度				
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	① 一般財源総額 一般財源比率 <アウトカム指標>	平成27年度一般財源総額(通常収支)61兆5,485億円(水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率(通常収支)66.9%	26年度	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 平成28年度一般財源総額(通常収支)61兆6,792億円(水準超経費除き60兆2,292億円) 平成28年度一般財源比率(通常収支)67.5%	—	—	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する必要があることから、指標として設定。【測定指標2の地方債依存度について、APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】 【参考(平成25年度実績)】 平成26年度一般財源総額(通常収支)60兆3,577億円(水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率(通常収支)65.7% 平成25年度一般財源総額(通常収支)59兆7,526億円(水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率(通常収支)65.4% 平成24年度一般財源総額(通常収支)59兆6,241億円(水準超経費除き58兆9,741億円) 平成24年度一般財源比率(通常収支)65.3%		
	2 地方債依存度 <アウトカム指標> 【AP改革項目関連: 地方行政改革・分野横断的な取組①】 【APのKPI】	平成27年度地方債依存度(通常収支)11.1%	26年度	29年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 平成28年度地方債依存度(通常収支)10.3%	—	—	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 平成26年度地方債依存度(通常収支)12.7% 平成25年度地方債依存度(通常収支)13.6% 平成24年度地方債依存度(通常収支)13.6%		
	3 借入金残高 <アウトカム指標>	平成27年度末見込み199兆円	26年度	29年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 平成28年度末見込み195.8兆円	—	—	借入金残高 平成26年度末見込み 200兆円 平成25年度末見込み 201兆円 平成24年度末見込み 201兆円		
	4 地方財政対策の状況 <アウトカム指標>	平成27年度財源不足額(通常収支)7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円	26年度	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 平成28年度財源不足額(通常収支)5兆6,063億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 7,536億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆5,133億円 ・財源対策債の増発 7,900億円	—	—	平成26年度財源不足額(通常収支)10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 平成25年度財源不足額(通常収支)13兆2,808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆2,676億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆2,131億円 ・財源対策債の増発 8,000億円 平成24年度財源不足額(通常収支)13兆6,846億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆7,313億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,333億円 ・財源対策債の増発 8,200億円		
	5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置の実施 <アウトカム指標>	震災復興特別交付税 平成27年度(当初) 5,898億円	26年度	29年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。 震災復興特別交付税 平成28年度(当初) 4,802億円	—	—	※臨時財政対策債: 地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債。 ※財源対策債: 地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に引き上げるために発行される地方債。 震災復興特別交付税 平成26年度(当初+補正) 5,750億円 平成25年度(当初+補正) 6,627億円 平成24年度(当初+補正) 6,704億円		

<p>地方財政の健全化を推進すること</p>	<p>6</p>	<p>実質公債費比率等の状況 ＜アウトカム指標＞</p> <p>○平成25年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.5%、 市町村8.6% ・将来負担比率 都道府県200.7%、 市町村51.0%</p> <p>○平成25年度末における財政健全化団体等の数(平成25年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体 (18公営企業会計)</p> <p>○平成25年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体 (7公営企業会計)</p> <p>○平成25年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体 (5公営企業会計)</p>	<p>26年度</p> <p>実質公債費比率等を 基に各地方公共団体 における財政健全化 の取組を促進する。</p>	<p>29年度</p>	<p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p> <p>○平成26年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.1%、 市町村8.0% ・将来負担比率 都道府県187.0%、 市町村45.8%</p> <p>○平成26年度末における財政健全化団体等の数(平成26年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体 (18公営企業会計)</p> <p>○平成26年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体</p> <p>○平成26年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体 (5公営企業会計)</p>	<p>—</p>	<p>極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。</p> <p>【参考(平成25年度実績)】</p> <p>○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.7% 市町村 9.2% ・将来負担比率 都道府県 210.5% 市町村 60.0%</p> <p>○平成23年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.9% 市町村 9.9% ・将来負担比率 都道府県 217.5% 市町村 69.2%</p> <p>○平成22年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 10.5% ・将来負担比率 都道府県 220.8% 市町村 79.7%</p> <p>○平成24年度末における財政健全化団体等の数(平成24年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 19団体(20公営企業会計)</p> <p>○平成23年度末における財政健全化団体等の数(平成23年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 27団体(32公営企業会計)</p> <p>○平成22年度末における財政健全化団体等の数(平成22年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 6団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 32団体(38公営企業会計)</p> <p>○平成24年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 11団体(12公営企業会計)</p> <p>○平成23年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 4団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体(6公営企業会計)</p> <p>○平成22年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 7団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体(10公営企業会計)</p> <p>○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体(1公営企業会計)</p> <p>○平成23年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体(5公営企業会計)</p> <p>○平成22年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体(2公営企業会計)</p>
------------------------	----------	---	--	-------------	--	----------	---

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する指標 ※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号	
		26年度	27年度	28年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費 (昭和23年度)	56百万円 (49百万円)	49百万円 (34百万円)	50百万円	1~6	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の財政に関する制度の企画・立案のための調査等 地方債に関する制度の企画及び立案、地方債の発行の同意等並びに地方債の適正かつ効果的な運用に関する地方公共団体等への情報提供等 地方公共団体、地方公営企業の財政の健全化に向けた調査・分析 地方公営企業制度に関する制度の企画・立案に係る検討会の開催 	0022	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	17,698,900百万円 (17,550,616百万円)	17,509,508百万円 (17,509,508百万円)	17,747,202百万円	1,4,5	<ul style="list-style-type: none"> 【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/(参考)一般財源総額 ・代替指標/(参考)一般財源比率 ・代替指標/(参考)地方債依存度 【活動指標(アウトプット)】 ・地方財政計画の策定 ・地方交付税法等の一部を改正する法律案の成立 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源の確保に寄与する。 	—	
(3)	地方交付税法 (昭和25年)	—	—	—	1~5	内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。		
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年)	—	—	—	6	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。		
政策の予算額・執行額		17,698,955百万円 (17,550,665百万円)	17,509,557百万円 (17,509,542百万円)	17,747,253百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
						平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		分権型社会を担う地方税制度の構築				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑥
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	2,347,038,499	2,756,438,171	2,685,433,285	2,432,237,433	2,389,342,653
	補正予算（千円）	243,199,922	195,740,000	74,500,000		
	繰越し等（千円）	0	-239,055	239,055		
	計（千円）	2,590,238,421	2,951,939,116	2,760,172,340		
執行額（千円）		2,558,871,608	2,936,893,946	2,679,407,585		
政策評価結果の概算要求への反映状況		モニタリングの結果を踏まえ、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、また、公共サービスの対価を広く公平に分ち合うという地方税の応益課税を強化するための必要な経費を要求した。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	分権型社会を担う地方税制度の構築					番号	⑥		(千円)	
	予 算 科 目						予 算 額			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	地方税制度整備費	地方税制度の整備に必要な経費	34,833	40,053		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						34,833 の内数	40,053 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	地方揮発油譲与税譲与金に必要な経費	257,800,000	251,400,000		
	◆	2	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	石油ガス譲与税譲与金に必要な経費	9,300,000	8,700,000		
	◆	3	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	自動車重量譲与税譲与金に必要な経費	262,600,000	262,800,000		
	◆	4	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	航空機燃料譲与税譲与金に必要な経費	14,900,000	15,300,000		
	◆	5	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	特別とん譲与税譲与金に必要な経費	12,500,000	12,600,000		
	◆	6	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	地方法人特別譲与税譲与金に必要な経費	1,875,100,000	1,838,500,000		
	◆	7	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	地方道路譲与税譲与金に必要な経費	2,600	2,600		
小計						2,432,202,600 の内数	2,389,302,600 の内数			
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計									
合計						2,432,237,433 の内数	2,389,342,653 の内数			

政策 ^(※1) 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築			担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 福岡 仲裁				
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政				
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。また、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する。					政策評価実施 予定時期	平成29年8月				
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
				年度ごとの実績(値) ^(※2)							
				基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度			
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	①	国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 58.2:41.8 (平成24年度決算)	25年度	28年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 国:地方 = 59.6:40.4 (平成25年度決算)	27年度	28年度	国:地方 = 61.6:38.4 (平成26年度決算)	—	国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが望ましい。 地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方を見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算)国:地方=57.4:42.6 (平成22年度決算)国:地方=56.5:43.5
	②	歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 34.5% (平成24年度決算)	25年度	28年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 地方税の割合 35.0% (平成25年度決算)	27年度	28年度	地方税の割合 36.0% (平成26年度決算)	—	地方団体が提供する行政サービスの財源はできるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいことから、地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算)34.1% (平成22年度決算)35.2%
	③	地方税の都道府県別人口一人当たり収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	最大値/最小値 2.5倍 (平成24年度決算)	25年度	28年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。 最大値/最小値 2.6倍 (平成25年度決算)	27年度	28年度	最大値/最小値 2.6倍 (平成26年度決算)	—	地域間の財政力格差が拡大しないよう、税源の偏在性を小さくする必要があり。都道府県別人口一人当たり収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算)最大値/最小値 2.5倍 (平成22年度決算)最大値/最小値 2.6倍
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	④	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 <アウトプット指標>	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 9項目 (平成26年度税制改正による導入数 5項目)	25年度	28年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。 地域決定型地方税制特例措置既存導入数 17項目 (平成27年度税制改正における導入数 8項目)	27年度	28年度	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 22項目 (平成28年度税制改正における導入数 5項目)	—	地方団体の自主性・自立性を一層高め、地域の実情に対応した政策を展開していくことが理想である。地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると思われるため、指標として設定。「(地域決定型地方税制特例措置)とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み」 なお、平成26年度の実績及び【参考】の平成25年度税制改正における導入数については、記載誤りのため訂正している。 【参考】 (平成25年度税制改正における導入数)2項目 (平成24年度税制改正における導入数)2項目
	⑤	地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数 <アウトプット指標>	54項目を見直し(うち5項目を廃止・縮減) (平成26年度税制改正)	25年度	28年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 66項目を見直し(うち14項目を廃止・縮減) (平成27年度税制改正)	27年度	28年度	65項目を見直し(うち26項目を廃止・縮減) (平成28年度税制改正)	—	税負担軽減措置等は、地方団体が提供する行政サービスの財源としての地方税を減収させる要因の一つであることから、適用僅少の特例等であるか、適宜その実態の透明化を図ることが望ましい。税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると思われるため、指標として設定。 【参考】 (平成25年度税制改正)62項目を見直し(うち16項目を廃止・縮減) (平成24年度税制改正)46項目を見直し(うち15項目を廃止・縮減)

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号						
		26年度	27年度	28年度									
(1)	地方税制度の整備に必要な経費 (昭和25年度)	35百万円 (26百万円)	30百万円 (26百万円)	35百万円	1～5	<ul style="list-style-type: none"> ・税制調査会で決定した税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成 ・毎年度の税制改正等に向けて、税制調査会における審議等への対応 ・地方税に関する調査、資料の作成 ・地方税負担軽減措置等の整理 ・地方法人課税及び自動車関係税制のあり方についての検討 ・消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方団体の役割拡大に向けた検討 等 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替指標／租税総額に占める地方税の割合 ・代替指標／(参考)都道府県別人口一人当たり地方税収額の最大値と最小値の比較 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法の一部を改正する法律案の成立:1件(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>税制改正大綱に基づき、地方税法改正案の作成等を実施することにより、財源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系が構築されることに加えて、住民自治の確立に向けた地方税制度の改革が推進されることとなるため、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税により安定的に賄うという分権型社会を担う地方税制度の実現に寄与する。</p>	0023						
(2)	ふるさと納税の手続簡素化及びPR (平成26年度)	1百万円 (1百万円)	239百万円 (135百万円)	—	—	<p>最重点課題となっている地方創生を推進するため、ふるさと納税を拡充(ふるさと納税枠の拡充等)する制度改正にあわせたPRを広く実施するとともに、手続簡素化のための取組を行い、ふるさと納税の一層の活用を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税者数:60万人(平成28年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの配布部数 ・リーフレットの配布部数 ・ふるさと納税活用事例集 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ふるさと納税の手続簡素化及びPRを実施することは、ふるさと納税の活用がより一層促進されることで、各地で地方創生の実現に向けた取組を支援する動きが広がり、地方団体が自らの発想で特色を持った地域づくりを行うことに寄与する。</p>	0024						
(3)	地方税法 (昭和25年)	—	—	—	1～5	地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。							
政策の予算額・執行額		36百万円 (27百万円)	269百万円 (161百万円)	35百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度税制改正の大綱</td> <td>平成27年12月24日</td> <td>現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	平成28年度税制改正の大綱	平成27年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
平成28年度税制改正の大綱	平成27年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		選挙制度等の適切な運用					
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		相当程度進展あり	番号	⑦
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	50,496,368	99,166	185,322	53,680,020	219,786	
	補正予算（千円）	0	0	0			
	繰越し等（千円）	1,606,076	63,025,794	1,976,347			
	計（千円）	52,102,444	63,124,960	2,161,669			
執行額（千円）		50,432,786	56,412,418	1,643,113			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>主な指標である「有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討」については、目標を達成した。その他の指標の「選挙制度に関する調査研究」などについても、目標を達成した。また、「常時啓発事業の実施等」については、進展ありと判断した。一方、「憲法改正国民投票制度の周知啓発」については、目標達成に及ばなかった。したがって、この政策については、「相当程度進展あり」と評価した。</p> <p>この政策評価結果を踏まえ、民主政治の健全な発達に寄与するため、選挙制度、政治資金制度等を適切に運用するための必要な経費を要求した。</p>					

政策評価調書（個別票2）

政策名	選挙制度等の適切な運用					番号	⑦	(千円)		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	選挙制度等整備費	選挙制度等の整備に必要な経費	202,376	219,786		
	●	2	一般	総務本省	選挙制度等整備費	参議院議員通常選挙に必要な経費	53,477,644			
	●	3								
	●	4								
	小計							53,680,020 の内数	219,786 の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
合計							53,680,020 の内数	219,786 の内数		

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策7:選挙制度等の適切な運用				分野	選挙制度等
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	民主政治の健全な発達に寄与するため、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	50,496	99	185	53,680
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	1,606	63,026	1,976	
		合計(a+b+c)	52,102	63,125	2,162	
執行額		50,433	56,412	1,643		

(注)平成25年度は参議院議員通常選挙、平成26年度は衆議院議員総選挙が行われ、平成28年度は参議院議員通常選挙が行われるため、予算額等が大幅に増額している。(政評課案)

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
			26年度	27年度		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	① 有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討 <アウトプット指標>	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の実施 【25年度】	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目途が立ったものから、法令改正を行う。 研究会における議論等を踏まえ、ICTを活用した投票環境の向上、期日前投票等の利便性向上、選挙人名簿制度の見直しについて、平成27年3月27日に中間報告を取りまとめた。	前年度に引き続き、投票環境の向上方策について研究会で検討を進めるとともに、中間報告の内容等を踏まえ実現可能なものから順次、法令改正を行う。 研究会中間報告を踏まえ、共通投票所制度の創設や期日前投票の投票時間の弾力化などを内容とする公職選挙法の改正法案を国会に提出し(平成28年4月成立)、有権者の投票環境の向上を図った。 また、平成27年度においては、①在外選挙人名簿登録の利便性向上、②選挙人名簿の閲覧制度、③ICTを活用した将来の投票環境向上の可能性を柱に、平成26年度の検討項目に係る議論を深掘りするとともに、現状を踏まえた新たな方策の検討を行った。	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の適切な実施 【27年度】	イ
	2 都道府県議選選挙区設定の見直しに係る改正法に基づく条例整備 <アウトカム指標>	条例改正等の措置が終了した団体: 57%(47団体中27団体)(平成26年4月1日現在) 【25年度】	都道府県議選選挙区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について周知とフォローアップを行い、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体を100%とする。 各都道府県に対して定例会ごとに条例改正等の状況について調査を行うなど、周知とフォローアップを行った結果、改正法の施行日までに措置が終了した団体は100%となった。		条例改正等の措置について、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体: 100% 【26年度】	イ

	3	選挙制度に関する調査研究 ＜アウトプット指標＞	選挙制度に関する調査研究の実施 【25年度】	立法院における制度改革の動きに基づき、選挙制度に関する調査研究の適切な実施 「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。	「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。	選挙制度に関する調査研究の適切な実施 【27年度】	イ
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	4	常時啓発事業の実施等 ＜アウトプット指標＞	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策の検討等を実施。 【25年度】	・成人を対象とした学習教材が少ないため、参加型学習教材を作成し、事例の充実を図る。 ・モデル事業、研修事業を実施。 ・将来の有権者である未成年者を対象とした、学校と連携した主権者教育を実施。 ・次期学習指導要領へ政治教育を位置づけるために、文部科学省と協議していく。 ・選挙権年齢の引下げという議論を踏まえ、新たに、文部科学省と連携して高校生向けの副教材及び指導用テキストを作成。 ・モデル事業：7件実施。 ・研修事業：20件実施。 ・主権者教育に関して文部科学省と協議を実施。	・高校生向け副教材：生徒用 約370万部、教師用指導資料 約20万部 ・出前授業：実施選管461団体、実施高校1,149校（対25年度約21倍）、受講高校生310,824人（対25年度約34倍） ・若者向け啓発イベント：全国47都道府県で実施。参加者約3,000人。 ・モデル事業：8件実施。 ・研修事業：21件実施。 ・成人用参加型学習教材を作成。	・参加・実践等を通じた政治意識の向上事業を全国に定着させる。 ・主権者教育推進方策を推進するとともに新しい方策の検討を実施。 【27年度】	イ
公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること	5	憲法改正国民投票制度の周知啓発 ＜アウトカム指標＞	制度の認知度：約70%（国民投票法に係る認知度調査報告書（平成22年2月現在）による） 【25年度】	・憲法改正国民投票の制度概要等について各種広報媒体を用い、広く国民に対し周知を図る。 ・憲法改正国民投票法改正法施行後4年以降は国民投票権年齢が18歳に引き下がるため、特に、新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を実施する。 改正法の施行に伴い、周知啓発等のためのチラシを作成し、全国の選管に配布・設置等を依頼するとともに、HPも更新し、制度の趣旨・概要を国民に周知した。	・高校生向け副教材の中で解説ページを設け、すべての高校生に配布した。 ・制度の認知度：約65%（第18回統一地方選意識調査報告書（平成28年2月現在）による）	制度の認知度：90% 【27年度】	ハ
政治資金の透明性を確保すること	6	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率） ＜アウトプット指標＞	政党本部：100% 政党支部：100% 政治資金団体：100% 【平成24年分収支報告】 【25年度】	政党、政治資金団体について、提出率100% 政党本部：100% 政党支部：98.8% 政治資金団体：100% 【平成25年分収支報告】	政党本部：100% 政党支部：98.9% 政治資金団体：100% 【平成26年分収支報告】	政党、政治資金団体について、提出率100% 【27年度】	ロ
		国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率：94.9% 【平成22年分～平成24年分収支報告】 【25年度】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【27年度】	
		政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：86.7% 【平成22年分～平成24年分収支報告】 【25年度】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【27年度】	

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	主な指標である測定指標1は、研究会の中間報告を踏まえた有権者の投票環境の整備を図るための制度改正を行ったところであり、達成すべき目標に照らし、「目標達成」とした。また、測定指標4の常時啓発事業の実施等についても、高校生向け副教材を作成・配布するとともに、選挙管理委員会実施による出前授業が多く実施されるなど、当該施策目標については、進展ありと判断できる。一方、測定指標5の憲法改正国民投票制度の周知啓発については、目標達成に及ばなかったため、政策全体では「相当程度進展あり」とした。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>公職選挙法の趣旨にのっとり、選挙制度の確立に寄与すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1及び3については、研究会の中間報告を踏まえた法改正を行い、期日前投票の投票時間の弾力化、共通投票所の設置や経費の充実等、有権者の投票環境の向上を図るなど、目標を達成できた。 【参考】第24回参議院議員通常選挙結果(28.7.10執行) 期日前投票所数 5,299箇所(前回は498箇所増)、期日前投票者数 15,986,898人(前回は304万人増)、期日前投票時間の弾力化状況 73箇所、共通投票所設置の1団体で当日投票者のうち17%が利用 測定指標2については、都道府県議選選挙区設定見直しに係る改正法成立を受け、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体が100%となり、目標を達成できた。 	
	<p><施策目標>公明かつ適正な選挙執行を実現すること</p> <p>測定指標4については、高校生向け副教材を作成し、全ての高校生に配布するとともに、選挙管理委員会により、過去実績を大きく上回る出前授業が実施された。また、啓発イベントの参加者アンケートで、回答者のうち9割以上が「選挙への関心が上がった」と回答しており、過去の実績を上回る効果が得られたと考えられる。したがって、当該施策目標については、進展ありと判断できる。なお、副教材配布後に行われた参議院議員通常選挙において、18歳の投票率は51%となり、近年の20歳代の投票率(30%台)と比べ、比較的高い投票率であった。</p>	
	<p><施策目標>公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること</p> <p>測定指標5については、法改正後にチラシ及びHPを活用して広く周知するとともに、全ての高校生に配布した副教材において解説を掲載したものの、国民投票に関する社会的な動きが少なかったことなどにより、目標値に届かなかったと考えられる。</p>	
	<p><施策目標>政治資金の透明性を確保すること</p> <p>測定指標6については、収支報告書の提出率は上昇傾向にあり、おおむね過去の実績を上回る効果が得られたと考えられる。したがって、当該施策目標については、おおむね目標を達成できた。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1及び3については、目標を達成しているため、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 測定指標2については、条例改正等の措置が終了した団体が100%となり、目標を達成したことから、次期測定指標としないこととする。 測定指標4については、過去の実績を上回る量の啓発活動を行うことができたことを踏まえ、引き続き、主権者教育等の推進を行うこととする。なお、学校と連携した主権者教育においては、文部科学省と連携し、副教材を活用した取組の検証を行う。 測定指標5については、憲法改正国民投票法改正法の施行後4年(平成30年6月)以降は、投票権年齢が18歳に引き下がることを踏まえ、特に新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を引き続き実施することとする。なお、認知度調査の対象も、投票権年齢の引き下げに伴い、18歳以上まで拡大することとする。 測定指標6については、概ね過去の実績を上回る効果が得られたと考えられるため、引き続き政治資金の透明性の確保を図ることとする。 <p>上述のとおり、測定指標5については目標を達成できなかったものの、概ね基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、今後も各施策目標が達成されるよう、各施策を実施していく。なお、施策目標「公明かつ適正な選挙執行を実現すること」及び「公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること」については、より具体的な施策目標とすることとし、測定指標5については、現状の認知度を踏まえ、より短期的な目標値を設定し直すこととする。</p>	
	<p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>	

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1の施策の進捗状況にあるとおり、投票環境の向上方策等に関する研究会(磯部力座長)を平成26年度は7回、平成27年度は3回開催し、ICTを活用した投票環境の向上、期日前投票等の利便性向上、選挙人名簿制度の見直し、在外選挙人名簿登録の利便性向上、選挙人名簿の閲覧制度等について、議論を行った。 平成28年7月、明治大学公共政策大学院がバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から評価結果の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 投票環境の向上方策等に関する研究会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/touhyoukankyou_koujyou/index.html) 政治資金収支報告書 (http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin)
---------------------------	--

担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 高橋 秀禎	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	----------------------------	--------	-----------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		電子政府・電子自治体の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	⑧
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	15,774,423	49,896,412	79,328,332	37,780,311	58,888,009
	補正予算（千円）	197,274	41,705,076	56,734,388		
	繰越し等（千円）	1,253,441	-45,233,887	-20,534,305		
	計（千円）	17,225,138	46,367,601	115,528,415		
執行額（千円）		16,054,788	45,469,134	105,222,057		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>主要な測定指標である「電子決裁率」については、目標を達成した。その他の指標の「電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数」、「自治体クラウドの全国的展開を推進するための助言・情報提供」、「情報提供ネットワークシステムの運用に向けた準備」などについても、目標を達成した。また、「個人番号付番等システムの構築」については、目標未達成であるが目標に近い実績を示した。したがって、この政策については、相当程度進展ありと評価した。</p> <p>この政策評価結果を踏まえ、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図るため、ICTを活用した電子行政を推進するために必要な経費を要求した。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	電子政府・電子自治体の推進					番号	⑧	(千円)		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							予算額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	37,780,311	58,888,009		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						37,780,311	58,888,009		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計								の内数	の内数
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計								の内数	の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計								の内数	の内数
合計						37,780,311	58,888,009	の内数	の内数	

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑧)

政策 ^(※1) 名	政策8:電子政府・電子自治体の推進				分野	電子政府・電子自治体
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図るため、ICTを活用した電子行政を推進する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	15,774	49,896	79,328	37,780
		補正予算(b)	197	41,705	56,734	0
		繰越し等(c)	1,253	△ 45,234	△ 20,534	
		合計(a+b+c)	17,225	46,368	115,528	
執行額		16,055	45,469	105,222		

(注)政府情報システムを統合・集約するために必要な機器・ソフトウェア経費の増額のため、平成26年度及び27年度の当初予算額が増額している。また、マイナンバーを利用した情報連携を行うためのシステム整備に関する地方公共団体への補助金(社会保障・税番号制度制度システム整備費補助金)が減少したため、平成28年度の当初予算額が減少している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
東日本大震災からの復興の基本方針 (東日本大震災復興対策本部)	平成23年7月29日	5復興施策 (3)地域経済活動の再生 ⑨交通・物流、情報通信 (iii)次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。
日本再生の基本戦略	平成23年12月24日	・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 ○情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。
世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日 改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革
世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日 改定)(平成27年6月30日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ② 個人番号カードの普及・利活用の促進 (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する

<p>政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>「日本再興戦略」改訂2015</p>	<p>平成27年6月30日</p>	<p>第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ ②マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化 (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ②個人番号カードの普及・利活用の促進 ③個人番号カードによる公的資格確認 iv) IT利活用の更なる促進 ④国・地方の行政のIT化と業務改革</p>
	<p>経済財政運営と改革の基本方針2015</p>	<p>平成27年6月30日</p>	<p>第3章 「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題 [3]地方行財政改革・分野横断的な取組等 (IT化と業務改革)</p>
	<p>世界最先端IT国家創造宣言</p>	<p>平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)(平成28年5月20日改定)</p>	<p>II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目) [重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決 (1) ビッグデータを活用した社会保障制度の変革 (2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革 (3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組 ① 産業競争力の強化 ② 地方創生の実現 ③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上 ④ 安全で災害に強い社会の実現</p>
	<p>経済財政運営と改革の基本方針2016</p>	<p>平成28年6月2日</p>	<p>第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ⑤IT化と業務改革、行政改革等 「国・地方IT化・BPR推進チーム報告書」84に基づく進捗状況の把握や必要な措置を行い、国の業務改革・情報システム改革を引き続き推進する。 コンビニ交付や子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向け、関係府省庁が連携して検討を進める。 地方自治体のIT化・BPRの推進に向け、政府CIOによる支援や自治体におけるCIOの役割を果たす人材確保など、変革意欲のある地方自治体から支援する取組を更に進める。 クラウド化への取組状況について、団体数に加え導入対象業務数や範囲を含め比較可能な形で明らかにする。また、自治体クラウドグループの取組事例について、経費の削減方策・効果、機器更新時など導入のタイミング等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を活用して取組を加速する。</p>

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) (※2)				
			26年度	27年度			
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	1	国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング <アウトカム指標>	9位 【24年度】	平成24年度値以上		平成26年度値以上 【28年度】	—
				4位			
	2	電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数 <アウトプット指標>	261,414千件 【25年度】	287,555千件以上	351,594千件以上	351,594千件以上 【27年度】	イ
				319,631千件	392,456千件(千件以下切り捨て)		
	3	総務省所管府省共通情報システムの運用コスト <アウトプット指標>	853百万円未満 (政府共通プラットフォーム移行等前のシステム運用コスト) 【24年度】	円滑なシステム移行に係る対応(並行運用等)を実施。	600百万円未満 (政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト(対24年度3割減))	600百万円未満 (政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト(対24年度3割減)) 【27年度】	イ
				システム更改に伴う政府共通プラットフォームへの移行を完了するなど、システム移行に係る対応を実施した。	353百万円 (政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト(対24年度6割減))		
	4	情報システム統一研修の受講者数 <アウトプット指標>	7,516人 【25年度】	8,000人以上	10,000人以上	10,000人以上 【27年度】	イ
				8,862人	31,096人		
	⑤	電子決裁率 <アウトプット指標>	10% 【24年度】	50%以上	60%以上 (本府省部局80%以上)	60%以上 【27年度】	イ
				67.3%	78.8%【27年度上半期】 (本府省部局93.7%)【27年度上半期】 ※27年度下半期実績は28年度後半に取りまとめ予定		

地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること	6	自治体クラウドの全国的展開を推進するための助言・情報提供 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。 【25年度】	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。 地方公共団体における自治体クラウドを始めとするクラウド化等のシステム改革方策等について調査研究を行うとともに、平成25年度に策定した「電子自治体の取組を加速するための10の指針」についてフォローアップ検討会を開催し、それらの成果を取りまとめた上で、自治体に対し助言・情報提供等を実施。 平成26年度に開催した「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会の成果を踏まえ、全国で56グループの自治体クラウド取組事例について、「自治体クラウドの積極的な展開に関する検討会」において自治体の担当者等の知見を取り入れつつ深掘り・分析、整理・類型化を実施し、その成果を取りまとめた上で、自治体に対し情報提供等を実施。	地方公共団体における自治体クラウドの取組が加速するよう、平成26年3月に公表した新たな電子自治体推進指針のフォローアップ等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的な展開を推進。 【27年度】	イ	
	7	地方行税政統計等における情報通信メディアの活用 ＜アウトプット指標＞	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 【25年度】	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。 地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施、それらの結果を、地方公共団体の情報化に関する施策や、地方行税政に関する施策の立案等に活用。	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 【27年度】	イ
	8	・災害時等における情報通信メディアの活用 ・災害時等に活用する情報通信メディアの降雨減衰等による年間の不稼働率 ＜アウトプット指標＞	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2% 【25年度】	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下 ・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.04%	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下 ・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.02%	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下 【27年度】	イ

番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	9	個人番号付番等システムの構築 ＜アウトプット指標＞	個人番号付番等システムの構築に関する設計・開発等を開始【24年度】	個人番号付番等システムの構築	個人番号付番等システムの稼働	個人番号付番等システムの稼働【27年度】	□					
				個人番号の生成、本人確認情報への個人番号の追加及び情報提供ネットワークへの住民票コードの提供等を行う個人番号付番等システムについて開発を実施。	番号制度の基礎となる個人番号の生成、本人確認情報への個人番号の追加及び情報提供ネットワークへの住民票コードの提供等を行う個人番号付番等システムが稼働。システムの一部機能に不具合が発生したが、原因の特定と対策を既に講じており、さらに、円滑なマイナンバーカード交付に向けた取組を実施。							
				10	情報提供ネットワークシステムの運用に向けた準備 ＜アウトプット指標＞			情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を開始。【25年度】	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施。		情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施。【27年度】	イ
				設計・開発の協議や運用検討ワーキンググループの運営など、情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施。	設計・開発の協議や運用検討ワーキンググループの運営など、情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施。							
11	地方公共団体における情報システムの整備を推進 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体における中間サーバーの整備を実施。【25年度】	地方公共団体が整備する中間サーバーのソフトウェアの開発。	地方公共団体における中間サーバーの整備を推進。	地方公共団体における中間サーバーの整備を推進。【27年度】	イ						
システムの要件定義・設計など、地方公共団体が整備する中間サーバのソフトウェアの開発を実施。	地方公共団体における中間サーバーのサービスをクラウド上で提供する地方公共団体情報システム機構に対し、ソフトウェアの提供及び教育・引継ぎを実施。											
12	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究及び情報提供 ＜アウトプット指標＞	電子行政サービスの在り方について調査研究及び情報提供を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、電子行政の推進を加速【25年度】	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。		地方公共団体における情報システムを活用した行政サービスの改善方策について調査研究及び情報提供を行い、各地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。【27年度】	イ						
オンライン申請等のICTを活用した行政サービスについて、現状や課題を把握し、行政サービスの質及び住民満足度の向上に繋がる改善方策を検討するための調査研究を実施。	オープンデータについて先進的な取組を行っている地方公共団体の取組内容や民間事業者の活用事例等を整理し、オープンデータの推進による住民サービスの向上方策を検討するための調査研究を実施。											

※ 測定指標8の年度ごとの実績(値)について、平成27年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表において数値等の誤りがあったため修正した。

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標5は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標2～8、10～12はいずれも目標を達成した。測定指標9も目標達成に近い実績を示した。 したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること 当該施策目標については、いずれの指標の実績も向上していることから、目標を達成できたと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、目標年度が平成28年度であるため評価を行っていないが、政府全体において行政手続のオンラインサービスの改善やオープンデータの推進に取り組んでいることから、電子政府による行政サービスは引き続き向上しているものと考えられる。 ・測定指標2については、APIの公開(APIとはApplication Programming Interfaceの略、e-Gov電子申請に対応したソフトウェアの増加)により目標を上回ることができた。 ・測定指標3については、政府共通プラットフォームへの移行に伴い見直しを行ったことにより、想定以上にハードウェア・ソフトウェアの保守経費や借料の削減が可能となった結果、目標値を達成できた。 ・測定指標4については、研修受講者を毎年度漸増させることで情報システムを活用できる人材の育成を拡大することを目指し、これまでの研修実績等を勘案して目標値を10,000人以上と設定して取組を進めてきており、平成26年度の実績は8,662人であった。平成27年度は、一元的な文書管理システム研修の新設に対する要望が多くあったことや、行政機関のサイバー攻撃被害事案に端を発する各府省の情報セキュリティへの急速な関心の高まりを踏まえ、各行政機関が直面する課題等に沿った研修コースの充実や受講者数増加に対応できる研修枠の確保、研修内容の周知などを行った結果、大幅に研修受講者数を増やすことができ、当初の目標値を大きく超える実績を上げることができた。 ・測定指標5については、27年度下半期の数値を今後取りまとめる予定だが、27年度上半期で78.8%(本府省部局は93.7%)と既に目標を上回っており、目標年度に向けて順調に推移しているものと考えられる。 	
	<p><施策目標>地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること 当該施策目標については、全国で56グループの自治体クラウド取組事例について、「自治体クラウドの積極的な展開に関する検討会」において自治体の担当者等の知見を取り入れつつ深掘り・分析、整理・類型化を実施し、その成果を取りまとめた上で、自治体に対し情報提供等を実施しており、また、クラウド化市区町村数が相当程度増加するなど、地方公共団体の情報化に一定の進展が見られることから、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標6については、クラウド化市区町村数が550団体(平成26年4月1日現在、自治体クラウド211団体、単独クラウド339) から、728団体(平成27年4月1日現在、自治体クラウド293団体、単独クラウド435)まで増加しているため、過去の実績を上回る効果が得られた。 ・測定指標7については、地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を安定的に実施したことから、前年度と同水準の実績を上げることができた。なお、結果については、地方公共団体の情報化に関する施策や、地方行財政に関する施策の立案等に活用した(例:「地方公共団体等におけるオープンデータの具体的な取組等に関する調査研究報告書」など地方公共団体の情報化に資する報告書の取りまとめに活用、地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパイルズ指数の基礎資料として活用、固定資産評価上の指針等に役立てて評価の適正均衡を確保)。 ・測定指標8については、防災情報及び行政情報の伝達等を行う通信衛星を利用したネットワークの安定的な運用を行ったことから、前年度と同水準の実績を上げることができた。 	
評価結果	<p><施策目標>番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること 当該施策目標については、概ね各測定指標に進展が見られることから、引き続き、施策を推進することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標9については、システムの一部機能に不具合(カード管理システムの中継サーバの作製を担当した事業者によるシステム設計のミスに起因する障害)が生じたものの、おおむね当初計画どおり、個人番号付番システムが稼働したことから、目標に近い実績を示した。なお、障害発生を受けて個人番号付番システムの総点検を行い、さらなる障害等が起こらないようサーバーを増設する等の再発防止策を講じた。 ・測定指標10については、平成29年から本格運用を開始する特定個人情報のシステム連携に向けて、設計・開発の協議や運用検討ワーキンググループの運営など、情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施したことにより、目標を達成することができた。 ・測定指標11については、地方公共団体におけるシステム整備の支援が目的であり、各地方公共団体において整備が必要となる中間サーバについて、システムの効率的・安定的な運用を実現するためクラウドを積極的に活用して共同化・集約化を推進している。このため、クラウド上でサービスを各地方公共団体に提供する地方共同法人である地方公共団体情報システム機構に対し、ソフトウェアの提供及び教育・引継ぎを実施したことにより、目標を達成することができた。 ・測定指標12については、調査研究及び情報提供を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、電子行政の推進を加速することができたことから、前年度と同水準の実績を上げることができたと考えられる(参考:「電子自治体オンライン利用促進指針」(平成18年7月)において定める「オンライン利用促進対象手続」の利用率:45.2%(平成25年度)→47.1%(平成26年度))。 	
次期目標等への反映の方向性	<p>国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図るため、ICTを活用した電子行政の推進に資する各施策を充実させることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、行政オンラインサービスの充実に向けた取組の結果、行政サービスが向上していることから、目標年度まで引き続き現状の測定指標を維持することとする。 ・測定指標2については、目標を達成しているため、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 ・測定指標3については、府省共通情報システムの政府共通プラットフォームへの移行が、目標値を大幅に上回るシステム運用コストの縮減割合を実現して完了しており、平成28年度事前分析表の測定指標からは削除することとする。 ・測定指標4については既に目標を達成しているため、今後は単に受講生の数ではなく、より高度なIT人材の政府における育成を目的とした研修を実施することに重点を置くこととし、それに見合う測定指標に変更することとする。 ・測定指標5については、電子決裁率が目標を大幅に上回る78.8%となっているほか、個別府省を見てもそのほとんどが60%を超えており、こうした文書管理システムの普及状況を踏まえて、今後は決裁業務の迅速化等による一層の業務効率化を目指すこととし、それに見合う測定指標に変更することとする。 ・測定指標6については、これまでの助言・情報提供により、自治体クラウドを中心とするクラウド化の取組が全国的に拡大してきていることを踏まえ、クラウド導入市区町村数が分かる測定指標を設定することとする。 ・測定指標7、8については、目標を達成しているため、引き続き施策を実施していく。 ・測定指標9については、個人番号付番システムは稼働したものの、一部機能は今後開発、連携テスト等を予定している。次期目標には、カードの有効性情報提供等のための機能に関する測定指標を設定することとする。 ・測定指標10については、内閣官房が設計・開発した、特定個人情報の情報連携基盤となる情報提供ネットワークシステムを運用するための準備を進めてきたところであるが、平成29年1月に内閣官房から当該システムを受入れることとしており、今後は、各機関間の情報連携基盤となる基幹的なシステムである情報提供ネットワークシステムの安定的な運用を実施することが重要であることから、システムの主要な業務の稼働率を測定指標として設定することとする。 ・測定指標11については、地方公共団体における中間サーバの整備について、総務省における施策が完了し、目標を達成したことから、平成28年度事前分析表の測定指標からは削除することとする。 ・測定指標12については、平成28年以降の調査研究対象としてマイナンバー制度が予定されておらず、地方公共団体の情報化を推進することに重点をおいた調査研究を予定していることから、「地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること」の測定指標に変更する。 	
	(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	

学識経験を有する者の知見等の活用	平成28年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から年度毎の実績値及び評価結果の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> e-Govの利用状況 (http://www.e-gov.go.jp/about/use.html) 世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)(平成28年5月20日改定))(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20150630/siryou2.pdf) 「日本再興戦略」改訂2016(平成27年6月2日)(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/)
---------------------------	--

担当部局課室名	大臣官房(企画課個人番号企画室)、行政管理局(行政情報システム企画課)、自治行政局(住民制度課、地域政策課地域情報政策室)	作成責任者名	大臣官房企画課個人番号企画室長 望月 明雄 行政管理局行政情報システム企画課長 澤田 稔一 自治行政局住民制度課長 篠原 俊博 自治行政局地域政策課地域情報政策室長 飯塚 秋成	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	---	--------	---	----------	---------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		情報通信技術の研究開発・標準化の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	⑨
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	37,274,754	34,883,766	32,745,890	33,076,853	39,499,434
	補正予算（千円）	1,452,877	800,000	2,296,504		
	繰越し等（千円）	58,323,090	-515,621	801,296		
	計（千円）	97,050,721	35,168,145	35,843,690		
執行額（千円）		94,909,718	34,826,240	35,562,379		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>全ての測定指標において目標を達成しており、主要な測定指標である「外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合」や「標準化提案の検討における規格等の策定支援件数」については目標どおりの達成状況であることから、本政策については「目標達成」と判断した。</p> <p>この政策評価結果を踏まえ、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進するとともに、国際競争の激化や社会課題の複雑化・高度化等の状況変化に対応するため、日本再興戦略、科学技術イノベーション総合戦略、世界最先端IT国家創造宣言等を踏まえて、ビッグデータ・人工知能・IoT・ロボット等の先端技術の研究開発及び標準化の取組等を更に充実させていくために必要な経費を要求した。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進					番号	⑨	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予算科目							28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	3,558,623	4,291,826	-157,371	
	●	2	一般	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術分野の技術戦略に必要な経費	2,443,939	5,567,942	-673,195	
	●	3								
	●	4								
	小計							6,002,562 の内数	9,859,768 の内数	-830,566
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	総務本省	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費交付金に必要な経費	27,031,291	29,596,666		
	◆	2	一般	総務本省	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備に必要な経費	43,000	43,000		
	◆	3								
	◆	4								
	小計							27,074,291 の内数	29,639,666 の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計									
合計							33,076,853 の内数	39,499,434 の内数	-830,566	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進				番号	⑨	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			28年度当初予算額	29年度概算要求額	増△減額		
準天頂衛星時刻管理系設備の運用に必要な経費	●	1	56,570		△ 56,570	△ 56,570	準天頂衛星時刻管理系設備の運用事業については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。
戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）	●	1	1,542,000	1,642,000	100,000	△ 1,724	研究開発委託に必要な予算を重点的に要求する一方、研究評価に係る事務経費について経費削減を図り、予算の増額要求を行った。
グローバルコミュニケーション計画の推進－多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証－	●	1	1,259,995	1,899,918	639,923		高精度翻訳やデバイス小型化等、翻訳システムの幅広い普及に資する技術である多言語翻訳の「深層学習」の導入のため予算の増額要求を行う一方、研究開発の技術実証については、実証実施施設から協力を得る形で実施しており、同施設に対する経費の支出は行っていない。今後も実証実施施設から協力を得ながら、事業の効率的実施に努める。
ICT環境の変化に応じた情報セキュリティ対応方策の推進事業	●	1	400,000	399,908	△ 92	△ 99,077	国際間での情報共有体制の構築に必要な予算を重点的に要求する一方、特に脅威が急速に増しているIoTのセキュリティ対策は「日本再興戦略 2016」（平成28年6月2日閣議決定）に基づき、迅速に対応していく必要があるため、M2M・IoTセキュリティフレームワークの構築については、平成28年度第2次補正予算において前倒しで要求することとした。
情報通信分野の研究開発に関する調査研究	●	2	28,999	36,998	7,999		総合科学技術イノベーション会議における「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定に向けた議論を踏まえ、情報通信分野における研究開発の評価を適切に運用するために増額要求している一方で、調査研究については、より優先度の高いものに対象を絞って予算要求を行っている。
情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進	●	2	136,945	129,989	△ 6,956	△ 6,956	我が国の国際競争力強化のため、引き続き、情報通信技術に関する戦略的な国際標準化活動を推進する必要がある一方、より効率的に事業を実施する必要があることから、経費の見直しを図り、予算の減額要求を行った。
ICTイノベーション創出チャレンジプログラム	●	2	249,995	469,989	219,994		ICTイノベーション創出チャレンジプログラムに係る補助に必要な予算を重点的に要求する一方、ICTイノベーションの創出に向けた国内外動向調査経費を必要最小限の経費とすることにより、予算の増額要求を行った。
海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発	●	2	81,000	81,000		△ 73,507	実証実験に向けた商用衛星への適用に係る調査・検討や実証実験に向けた船舶用地球局の改修に必要な予算を重点的に要求する一方、船舶用地球局の試作については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。
スマートなインフラ維持管理に向けたICT基盤の確立	●	2	75,000		△ 75,000	△ 75,000	スマートなインフラ維持管理に向けたICT基盤の確立事業については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。
巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発	●	2	539,000	850,000	311,000	△ 517,732	毎秒1テラビット級の超高速光伝送技術を実現する信号処理技術や低消費電力回路技術等の確立に必要な予算、及びそれらの技術を統合して基盤技術を確立するために必要な予算を重点的に要求する一方、毎秒1テラビット級の超高速光伝送技術を実現する信号処理技術や低消費電力回路技術等の検証については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。
合計						△ 830,566	

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-9)

政策 ^(※1) 名	政策9:情報通信技術の研究開発・標準化の推進			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	情報通信技術(ICT)によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	8,543	6,753	5,310	6,003
		補正予算(b)	450	800	0	0
		繰越し等(c)	6,780	△ 516	801	
		合計(a+b+c)	15,774	7,038	6,111	
執行額		15,305	6,712	5,842		

(注)平成25年度合計予算は主に平成24年度「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に係る補正予算の繰越し等が計上されているため、平成26年度合計予算額は大幅に減少している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣 の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	(1)科学技術イノベーション総合戦略2016	(1)平成28年5月24日	(1)第1章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組 第2章 経済・社会的課題への対応 第3章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築
(2)第5期科学技術基本計画	(2)平成28年1月22日	(2)第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組 第3章 経済・社会的課題への対応 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 第5章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築	
(3)世界最先端IT国家創造宣言	(3)平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定) (平成28年5月20日改定)	(3)Ⅱ.「国から地方へ、地方から国へ」	
(4)日本再興戦略2016	(4)平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	(4)第2 具体的施策 Ⅰ 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等	
(5)知的財産推進計画2016	(5)平成28年5月9日	(5)第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
			26年度	27年度		
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること	① 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合 <アウトプット指標>	91% (23年度～25年度の平均) 【25年度】	90%以上 (24年度～26年度の平均)	90%以上 (25年度～27年度の平均)	90%以上 (25年度～27年度の平均) 【27年度】	イ
			93% (24年度～26年度の平均)	94% (25年度～27年度の平均)		
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること	② 適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施 <アウトプット指標>	平成15年4月に外部専門家等による第1回情報通信技術の研究開発の評価に関する会合を開催し評価を実施 【15年度】	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施 【27年度】	イ
			「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」の開催(6回)により、研究開発フェーズごとにおける研究開発評価を着実に実施	「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」の開催(6回)により、研究開発フェーズごとにおける研究開発評価を着実に実施		

	3	競争的資金を用いた研究開発課題の提案時における競争性の確保 ＜アウトプット指標＞	提案時における競争性の確保 【25年度】	提案時における競争性の確保 提案時における競争性を確保 (競争率(提案数/採択数)4.2倍)	提案時における競争性の確保 提案時における競争性を確保 (競争率(提案数/採択数)4.7倍)	提案時における競争性の確保 【27年度】	イ
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確認するため、研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること	4	研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合) ＜アウトカム指標＞	100% (23年度～25年度の平均) 【25年度】	90%以上 (24年度～26年度の平均) 95% (24年度～26年度の平均)	90%以上 (25年度～27年度の平均) 95% (25年度～27年度の平均)	90%以上 (25年度～27年度の平均) 【27年度】	イ
	⑤	標準化提案の検討における規格等の策定支援件数 ＜アウトプット指標＞	6件 【25年度】	6件以上 6件	6件以上 6件	6件以上 【27年度】	イ

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	全ての測定指標において目標を達成しており、主要な測定指標1、5については目標どおりの達成状況であることから、本政策については「目標達成」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>＜施策目標＞我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること</p> <p>研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定するとともに、外部専門家による研究開発評価等を実施することで、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発課題の適切かつ着実な推進に取り組んできた。例えば、外部専門家の知見等を活用して、研究開発課題の企画立案時に実施する事前評価等において研究開発目標を適切に設定し、研究開発期間中に毎年度実施する継続評価において研究開発の実施状況等の評価及び評価結果のフィードバックを行い、研究開発終了後に実施する終了評価等において研究開発目標の達成度についての評価を行い、その評価結果は次の研究開発課題の企画立案に活用する等の取り組みを行ってきた。このような取り組みにより、終了評価において当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合が26年度は93%、27年度は94%となり、目標の90%以上を上回ることから、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要となる技術の確立のための取組効果が認められる。</p> <p>※終了評価: 研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発期間終了年度の翌年度に実施</p> <p>・測定指標1 外部専門家による終了評価において、例えば「超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発」(平成26年度終了)については、「オープンイノベーション体制により迅速かつ効率的に研究が遂行され、実用レベルとなるフィールド実証やLSIチップ化まで達成しているなど、目標を大きく上回る成果及び十分な成果展開がなされており、光通信分野における日本のプレゼンス向上に大きく貢献し世界を先導している。」と評価された。このような、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合が、26年度は93%、27年度は94%となり、目標の90%以上を上回ったことから、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要となる技術の確立のための取組効果が認められる。</p> <p>※終了評価: 研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発期間終了年度の翌年度に実施</p> <p>・測定指標2 我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、「巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発」(平成27年度)や「グローバルコミュニケーション計画の推進-多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証-」(平成27年度)等の研究開発課題に着手してきた。これらを含む研究開発課題(26年度は34件、27年度は26件)に関して、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を効果的・効率的に推進するため、「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」を効率的かつ着実に開催(26年度及び27年度共に6回開催)し、研究開発フェーズごとにおける研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、及び追跡評価等)を着実に実施した。</p> <p>・測定指標3 ICTIにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上等に資する独創性や新規性に富む研究開発課題の設定を喚起するため、新規公募に向けての報道発表や、総合通信局等において26年度及び27年度にのべ79回の公募説明会を開催する等、周知活動を実施してきた。その結果、26年度及び27年度共に一定の競争率を確保できている。(24年度:3.2倍、25年度:3.3倍、26年度:4.2倍、27年度:4.7倍)</p>	

評価結果	<p><施策目標>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立するため、研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること 研究開発成果の展開に貢献するため、「ICTイノベーションフォーラム2014, 2015」において成果発表を行うなど積極的に取り組んだ結果、追跡評価において標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合が26年度及び27年度共に95%となり、目標の90%以上を上回った。また、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献するため、我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野において最新の動向等に関する調査を実施するなど積極的に取り組んだ結果、国際標準化機関への標準化提案を26年度及び27年度共に6件実施し、目標を達成した。このような取り組みにより、当該施策目標は、全ての測定指標を達成することができたことから、達成できたものと判断した。</p> <p>・測定指標4 外部専門家による追跡評価において、例えば「超高速光伝送システム技術の研究開発」(平成21年度終了)については、IEEE、ITU-T、OIF等の国際標準化機関において研究開発成果を前提とした提案を行い、計6件の国際標準化を行うなど、標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合が、26年度及び27年度共に95%となり、目標の90%以上を上回った。このことから、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、研究開発成果の展開のための着実な取組効果が認められる。 ※追跡評価:研究開発成果の展開状況等を客観的に評価・把握するため、研究開発終了後5年を目途に実施</p> <p>・測定指標5 標準化提案の検討における規格等の策定支援については、我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野において、関連する国際標準化機関における標準化動向や今後の検討見込み、関係各国の標準化活動状況、関連する情報通信技術の最新の開発動向等に関する調査を実施してきた。本調査成果を活用し、例えばWebブラウザにおける縦書きレイアウトに必要な技術要件、ワイヤレスネットワーク高度認証基盤技術に対する要件、スマートホームにおける宅内のIoTネットワークの接続アーキテクチャ等について、W3C、IEEE、ITU-T等の国際標準化機関への標準化提案の支援を26年度及び27年度共に6件実施(標準化寄与提案も各年度6件実施)し、目標を達成できた。このことから、着実な国際標準化に向けた規格等の策定支援に関する取組効果が認められる。</p>
	<p><施策目標の修正> 本政策における各々の測定指標を理解する上で、1番目の施策目標である『情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること』から、2番目の施策目標である『研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること』までは、本政策の一連の流れにあることを明確にすることがより適切であるため、施策目標を一つに統合し「我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること」に修正する。</p> <p><測定指標1、4> 当該指標の目標値の設定にあたっては、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、「科学技術イノベーション総合戦略」(平成27年6月19日閣議決定)において「新たな価値創造は多くの失敗の上に成り立つ」とあるように、一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて、90%と定めている。また、基準値や実績値についても、同様の考え方により過去3年間の平均値と定めている。今後もこの考え方を踏まえ、目標値等を定めていく。なお、研究開発の実施に当たっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。</p> <p><測定指標2> 当該指標については、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(内閣総理大臣決定)において研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価)を実施することが定められており、「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」を効率的かつ着実に実施していることを評価することが適切であると考えられる。このことから、当該会合の開催回数を測定指標として定めるのではなく、「適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施」と定めている。今後もこの考え方を踏まえ、目標等を定めていく。</p> <p><測定指標3> 当該指標については、ICTにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上等に資する独創性や新規性に富む研究開発課題の設定をどの程度喚起したかを把握するために、一定以上の競争率(提案数/採択数)を確保しており、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。なお、これまで指標としていた「競争的資金を用いた研究開発課題の提案時における競争性の確保」は、過去5年以上にわたり目標を達成してきており、研究開発課題の適切かつ着実な実施がなされているところである。一方で、当該指標は、「情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成する」という施策目標に対して、競争的資金を用いた研究開発課題の提案時にのみ関係する指標であり、研究開発課題の課題設定時から終了時までの複数年度にわたる着実な実施を図るといふ、更に幅広い観点からの評価とするため、「研究開発課題の適切かつ着実な実施」を指標として改めて設定することとする。</p> <p><新たな測定指標の設定> 情報通信技術の研究開発課題の課題設定時から終了時までの複数年度にわたる着実な実施を図るといふ幅広い観点から評価を行うため、「研究開発課題の適切かつ着実な実施」を指標として設定する。</p> <p><測定指標5> 当該指標については、情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案の検討における規格等の策定支援件数を指標として設定している。しかしながら、施策目標の達成状況を測るためには、支援した件数よりも標準化提案に結びついた件数を目標とする方がより適切であることから、指標を策定支援件数から標準化寄与提案件数に変更する。</p> <p>我が国が超高齢化社会を迎え、国際的な経済競争が厳しくなる中で、新たな価値創造を図り持続的に成長していくためには、経済社会活動全般の基盤及び国民生活の安全・安心を守る基盤であるとともに、今後とも重要な産業であるICT分野が力強く成長し、市場と雇用を創出していく必要がある。このような現状や上記の評価結果を踏まえ、引き続き情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立に向けて取組を行うこととする。なお、国際競争の激化や社会課題の複雑化・高度化等の状況変化に対応するため、日本再興戦略、科学技術イノベーション総合戦略、世界最先端IT国家創造宣言等を踏まえて、ビッグデータ・人工知能・IoT・ロボット等の先端技術の研究開発・標準化の取組等を、更に充実させていく必要がある。</p> <p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>

学識経験を有する者の知見等の活用	<p><研究開発の推進></p> <p>○情報通信技術の研究開発の評価に関する会 本会合及びその下に設けられた評価検討会において、総務省で実施する課題指定型の個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○ICTイノベーション創出チャレンジプログラム(I-Challenge!) 評価・運営委員会 本評価委員会において、ICTイノベーション創出チャレンジプログラムにより実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)における評価委員会等 競争的資金として、プログラムディレクターにより事業全体を統括。 研究開発評価委員会等において、戦略的情報通信研究開発推進事業により実施される個々の研究開発の提案内容等の評価を実施。 プログラムオフィサーによる採択課題候補の選定等を実施。</p> <p>○平成28年7月、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から「施策目標の統合」や「政策の分析」の記述等について、御意見をいただき評価書に反映させた。</p> <p><標準化の推進></p> <p>○情報通信分野における標準化政策検討委員会 情報通信審議会答申「情報通信分野における標準化政策の在り方」(平成24年7月25日)を踏まえて、標準化政策を推進している。</p> <p>○平成28年7月明治大学専門職大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授から「施策目標の統合」や「次期目標等への反映の方向性」の記述等について、御意見をいただき評価書に反映させた。</p>
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT重点技術の研究開発プロジェクトに関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html) ・戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html) ・ICTイノベーション創出チャレンジプログラムに関するウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/ichallenge/index.html) ・国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日)(http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html)
---------------------------	---

担当部局課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 データ通信課 他1課室 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 野崎 雅稔	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	--	--------	------------------------	----------	---------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」: 目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		情報通信技術高度利活用の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	⑩
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	9,696,391	7,780,202	7,051,739	6,208,382	17,089,166
	補正予算（千円）	11,327,237	4,829,761	1,789,029		
	繰越し等（千円）	13,662,758	8,009,750	3,818,355		
	計（千円）	34,686,386	20,619,713	12,659,123		
執行額（千円）		20,478,353	17,392,539	11,296,139		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>主要な測定指標のうち「国内生産額に占めるICT産業の割合」や「日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組の実施」、「地域活性化に資する、観光拠点及び防災拠点のWi-Fi環境」については達成、「全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合」については基準値である平成25年度と比べて伸び悩んでいる状況が見られる。また、その他の測定指標の「ICTを活用した街づくりの普及展開に向けた取組状況」などについては、全て目標を達成した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p>この政策評価結果を踏まえ、我が国の経済再生や様々な社会課題（超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等）を解決するためには、あらゆる領域に活用される万能ツールであるICTの高度利活用の推進が不可欠である。このような現状を踏まえ、全ての国民一人ひとりが「真の豊かさ」を実感できる世界最高水準の情報通信技術利活用社会の実現のため、これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施するため、必要な経費を要求した。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	情報通信技術高度利活用の推進					番号	⑩	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	情報通信技術高度利活用推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	5,903,595	16,856,223	-1,899,366	
	●	2	一般	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	42,000	54,000		
	●	3	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興政策費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	262,787	178,943		
	●	4								
	小計						6,208,382 の内数	17,089,166 の内数	-1,899,366	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計								の内数	の内数
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計								の内数	の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計								の内数	の内数
合計						6,208,382 の内数	17,089,166 の内数	-1,899,366		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	情報通信技術高度利活用の推進				番号	⑩	(千円)
	事務事業名	整理番号	28年度当初予算額	29年度概算要求額			
地域情報化の推進（本省）	●	1	117,999	133,000	15,001		テレワーク専門家派遣事業について本事業への集約を行い要求することとして、見直しを図った。
ウェブアクセシビリティに関する調査研究	●	1	16,000	16,000		△ 16,000	全国の公的機関の公式ホームページのウェブアクセシビリティ状況についての詳細調査に必要な予算を要求する一方、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び「みんなのアクセシビリティ評価ツール：miChecker」の改定・改修等については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業	●	1	88,000	110,000	22,000	△ 323	高齢者等のICT利活用促進・ICTリテラシー向上に必要な予算を重点的に要求する一方、身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進やデジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援のための経費について経費縮減を図った。
字幕番組・解説番組等の制作促進	●	1	300,000	350,000	50,000	△ 1,000	生放送番組、ローカル放送局が制作する字幕番組、解説番組等の制作助成に必要な予算を重点的に要求する一方、字幕付与確認設備整備支援については、助成実績等に合わせ見直しを図った。
全省庁的統一資格審査実施経費	●	1	166,614	377,927	211,313	△ 16,873	必要となる機能改修に必要な予算を重点的に要求する一方、システムの運用経費等について契約実績等に合わせ見直しを図った。
電気通信行政情報システムの維持運用	●	1	245,000	279,542	34,542	△ 11,712	セキュリティ監査やファイアウォール機器の増設などシステムのセキュリティ向上に必要な予算を重点的に要求する一方、制度改正等対応改修経費については実施実績に合わせ見直しを図った。
多様なクラウド環境下における情報連携基盤構築事業	●	1	101,000		△ 101,000	△ 101,000	多様なクラウド環境下における情報連携基盤構築事業については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。
医療・健康データ利活用基盤高度化事業	●	1	49,942		△ 49,942	△ 49,942	医療・健康データ利活用基盤高度化事業については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。
オープンデータ等利活用推進事業	●	1	186,988	699,943	512,955	△ 186,988	自治体におけるデータ利活用に係る先進的モデル実証等に必要な予算を重点的に要求する一方、オープンデータガイドや情報流通連携基盤API等の策定・改訂に係る調査等については、所要の目的を達成する見込みであるため、当該項目に係る費用は計上しないこととした。
情報通信政策のための総合的な調査研究	●	1	96,000	115,998	19,998	△ 1,783	ICTによる新たな経済成長の実現のための調査研究として、総合的なIoT政策の推進、IoTの導入による生産性向上及びIoTによる社会的課題の解決に係る調査研究に必要な予算を重点的に要求する一方、「ビッグデータ」の情報流通量及び社会経済的価値の評価に関する調査研究において、経費縮減を図った。
先導的教育システム実証事業（ICTドリームスクールイノベーション実証研究）	●	1	298,993		△ 298,993	△ 298,993	先導的教育システム実証事業（ICTドリームスクールイノベーション実証研究）については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。

事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			28年度当初予算額	29年度概算要求額	増△減額		
ナショナルサイバートレーニングセンター(仮称)の構築事業	●	1	717,000	3,510,090	2,793,090	△ 715,301	巧妙化・複合化するサイバー攻撃に対し、実践的な対処能力を持つセキュリティ人材を育成するなど対応力を強化するために必要な予算を重点的に拡充して要求することとし、これに併せて施策名をサイバー攻撃複合防御モデル・実践演習事業からナショナルサイバートレーニングセンター(仮称)の構築に変更した。
公的個人認証サービス利活用推進事業	●	1	349,815	599,898	250,083	△ 75,685	スマートフォンの電子証明書機能の技術検証に必要な予算を重点的に要求する一方、電子私書箱を活用したワンストップサービスを実現する上で必要な基本的機能の検証については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。
IoTおもてなしクラウド事業	●	1	645,955	1,000,000	354,045	△ 2,147	共通クラウド基盤環境の構築を進めるとともに、多様な地域における実証を実施するために必要な予算を重点的に要求する一方、研究会の実施経費等については実績等に合わせ縮減を図った。
情報通信技術の利活用に関する調査研究	●	1	30,913	36,913	6,000	△ 2,746	ICT利活用の新たなニーズやその制度的・技術的課題等に関する調査研究等に必要な予算を重点的に要求する一方、電子書籍におけるアクセシビリティの確保に関する調査研究については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。
スマートフォン上のアプリケーションにおける利用者情報の取扱いに係る技術的検証等に係る実証実験	●	1	44,999		△ 44,999	△ 44,999	スマートフォン上のアプリケーションにおける利用者情報の取扱いに係る技術的検証等に係る実証実験事業については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。
観光・防災Wi-Fiステーション整備事業	●	1	261,999		△ 261,999	△ 261,999	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。
放送ネットワーク整備支援事業	●	1	128,543	899,297	770,754	△ 20,000	放送ネットワーク整備支援事業のうち、テレビ・ラジオの第三セクター等分及びCATVに必要な予算を重点的に要求する一方、テレビ・ラジオの自治体分については要望等を踏まえ単価の見直しを図った。
4K・8K等最先端技術を活用した放送・通信分野の事業支援	●	1	393,000	399,841	6,841	△ 91,875	4K・8K放送のケーブルでの再送信の実施に際し、ケーブル網での4K・8K映像伝送に必要な技術の実証に係る予算を要求する一方、放送と通信の多重伝送の実現に向けた実証経費について経費縮減を図った。
合計						△ 1,899,366	

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-10)

政策(※1)名	政策10: 情報通信技術高度利活用の推進			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。					
基本目標【達成すべき目標】	世界最高水準の情報通信技術利活用社会の実現のため、国民生活・企業活動に必要な不可欠となっているICTの高度利活用の推進により、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための基盤整備を実施する。					
政策の予算額・執行額等(百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(注)	当初予算(a)	9,696	7,780	7,052	6,208
		補正予算(b)	11,327	4,830	1,789	0
		繰越し等(c)	13,663	8,010	3,653	
		合計(a+b+c)	34,686	20,620	12,493	
執行額		20,478	17,393	11,296		

(注)平成25年度から平成27年度までの予算額は、「好循環実現のための経済対策」、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等」に係る補正予算額及び各前年度からの繰り越し等が計上されているため、平成28年度予算額は減少している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	第一 総論 第二 具体的施策
世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年5月20日改訂)	Ⅱ.「国から地方へ、地方から全国へ」(IT利活用の更なる推進のための3つ重点項目)等	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
			26年度	27年度		
①	国内生産額に占めるICT産業の割合 <アウトカム指標>	全産業中最大規模 (平成25年版情報通信白書) 【25年度】	全産業中最大規模を維持 全産業中最大規模 (平成26年版情報通信白書)	全産業中最大規模を維持 全産業中最大規模 (平成27年版情報通信白書)	全産業中最大規模を維持 【27年度】	イ

ICTによる新たな産業・市場を創出すること

2	<p>分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現に向けた取組状況 <アウトプット指標></p>	<p>・公共データについて「各府省ホームページにおける利用ルールの見直し」の検討を実施。 ・公共データの利用ルール等を解説した「オープンデータ化ガイド」の作成に向けた検討を実施。 ・7本の実証実験を実施し、情報流通連携基盤共通API等の適用性の検証及び仕様の精査を実施。 ・オープンデータ化されたデータを活用したアプリケーションの開発を一般公募により実施し、優秀なものを表彰。 【25年度】</p>	<p>・公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータ化ガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアプリケーションの開発や、アイデアソン、ハッカソン※等によるオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 ※グループにおいてアイデア出し、ソフト開発等を行うイベント</p> <p>・公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しについて、オープンデータ流通推進コンソーシアム及び一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構と連携し検討を実施した。 ・オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携し、利用ルール及び技術的事項について解説した「オープンデータガイド」を作成・公表した。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施した。 ・実証実験でオープンデータ化されたデータを活用したアプリケーションの開発を一般公募により実施、24件のアプリケーションが開発され、優秀なものについて表彰した。また、Web開発者が自ら開発したWebサイトやスマートフォンアプリ等を通して技術、デザイン、アイデアを競い合うコンテスト(MashupAwards)において、オープンデータを活用したビジネスを広く募集し、優秀なものについて内閣官房等と連携し表彰するなど、普及・啓発を実施した。</p>	<p>・公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しに関して検討を実施。 ・「オープンデータガイド」の改訂に向けて検討を実施。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・データ利活用によるビジネス事例集の策定や、データ活用人材の育成に資する研修体制のあり方に関する検討等を通じ、オープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。</p> <p>・公共データの自由な二次利用を認める利用ルールについて、一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構と連携し検討を行い、国際的なデータの二次利用ルールとの整合を図るための見直しを行った。 ・データの利用ルール及び技術的事項について解説した「オープンデータガイド」について、一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構と連携して検討を実施し、国際的な二次利用等に関するルールに係る範囲を見直し、平成27年7月に第2版を作成・公表した。 ・情報流通連携基盤共通APIについて、実証実験を通じて観光情報及び競技情報をオープンデータとして効率的に利活用するために必要な要件を確認し、語彙セットの拡張等の改訂を行った。 ・「オープンデータ利活用ビジネス事例集」を平成27年12月に策定・公表するとともに、シンポジウムやデータ活用人材の育成に資する研修等を平成27年11月に実施するなど、オープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施した。</p>	<p>・公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアイデアソン・ハッカソン等によりオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 ・「オープンデータガイド」の改訂に向けて検討を実施。 ・データ利活用によるビジネス事例集の策定や、データ活用人材の育成に資する研修体制のあり方に関する検討等を通じ、オープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 【27年度】</p>	イ
3	<p>4K・8K等の次世代放送・通信サービスの早期実現 <アウトカム指標></p>	<p>・4K・8K等のサービス実用化・普及に向けて、放送事業者、メーカー等が取り組む、具体的なロードマップを策定・公表。 ・4K・8K等のサービス実用化のための、圧縮符号化技術をはじめとする技術の検証、伝送・制作環境の整備等。 【25年度】</p>	<p>4Kの試験的放送を実施し、技術検証等を実施。</p> <p>4Kの試験的放送を平成26年6月に124/128度CSにおいて開始し、技術的要素について技術検証等を実施。</p>	<p>4Kの本放送、8Kの試験的な放送に向けた技術検証等を実施。</p> <p>4Kの本放送を、平成27年3月に124/128度CSにおいて、11月にIPTV等において、12月にケーブルテレビにおいて開始。また、8Kの試験的放送の技術的要素について技術実証を実施。</p>	<p>・2014年(H26年)に、衛星放送等において4Kの試験的放送の開始。 ・2016年(H28年)に、衛星放送等において4Kの本放送、8Kの試験的放送の開始。 【28年度】</p>	イ
④	<p>日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組の実施 <アウトプット指標></p>	<p>地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送の実現に向けた検討。 【25年度】</p>	<p>海外(特にアジア諸国)の地上波等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。</p> <p>・ASEAN諸国等13か国における地上波テレビ等の効果的なメディアで、日本の魅力ある放送コンテンツを継続的に発信する事業を実施(41事業)。 ・ASEANで展開する日本番組専門チャンネルにおいて、地域活性化に資する放送コンテンツを計125時間(程度)放送。さらに2回の再放送を実施。</p>	<p>引き続き、海外(特にアジア諸国)の地上波等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。</p> <p>・ASEAN諸国等14か国・地域における地上波等の効果的なメディアで、日本の魅力ある放送コンテンツを継続的に発信する事業を実施(33事業)。 ・ASEAN3か国で展開する日本番組専門チャンネルにおいて、各地のローカル局・番組製作会社等が製作した、地域創生に資する日本各地のもの作りやサービスを海外に紹介する番組を計32時間(程度)放送。さらに2回の再放送を実施。</p>	<p>実証実験を行うことにより、海外(特にアジア諸国)の地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。 【27年度】</p>	イ

5	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信方法の確立に向けた技術要件等の策定 ＜アウトプット指標＞	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信方法の確立に向けた検討を実施。 【26年度】		デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証。 ・デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題(デジタルサイネージの技術仕様が運用者間で異なるため、互換性・相互接続性が確保できていない)の整理及び検証を行い、デジタルサイネージの相互運用性確保に向けた標準仕様の策定、公表を実施。 ・今後、デジタルサイネージにより想定されるサービスとして、交通系ICカード、スマートフォン等と共通クラウド基盤を活用した個人の属性に応じた情報提供等の実現に向けた検討を実施。	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証。 【27年度】	イ
6	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定、公表 ＜アウトプット指標＞	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定。 【25年度】	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを公表。 自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを、内閣官房社会保障改革担当室所管の社会保障・税番号制度共有ツール「デジタルPMO(※)」へ掲載することで公表。 ※社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方自治体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール	・自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの改訂、並びに自治体からの問い合わせ対応。 ・自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る標準仕様の策定。 自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデル改訂版を策定。公表後、自治体からの問い合わせ対応を適宜実施。 ・自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る標準仕様(技術仕様)の策定。	・自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの公表・改訂、並びに自治体からの問い合わせ対応。 ・自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る標準仕様の策定。 【27年度】	イ
7	全省庁統一参加資格審査のためのシステム及び、電気通信行政情報システムの稼働率 ＜アウトプット指標＞ ※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)/サービス提供時間	いずれも 99.5%以上 【25年度】	いずれも 99.5%以上 ・全省庁統一参加資格審査のためのシステム 官側:99.86% 民側:100% ・電気通信行政情報システム 99.99%	いずれも 99.5%以上 ・全省庁統一参加資格審査のためのシステム 官側:100% 民側:99.78% ・電気通信行政情報システム 99.99%	いずれも 99.5%以上 【27年度】	イ
8	ICTを活用した街づくりの普及展開に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	(1)「ICT街づくり推進会議」を開催し、ICTスマートタウンの普及展開方策について検討。 (2)ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」(※)構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。 ※これまでの地域実証プロジェクトで得られた成果を、他の地域において、それぞれのニーズに応じて安価かつ容易に再利用することを可能とする仕組み 【25年度】	「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、 ・これまで実施した地域実証プロジェクトの成果に関する分析を行い、技術仕様等を策定・公開。 ・ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。 ・これまでに実施した地域実証プロジェクトの成果を整理し、「ICTIによる地方創生の成功事例」を策定、平成27年4月に公表。 ・ICT街づくりの普及展開のための成功モデルやプラットフォーム構築に向けた地域実証プロジェクトを5件実施し、平成27年度の目標値としていた成功モデルやプラットフォーム構築を実現。	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果(成功モデル及びプラットフォーム)を基に、ICT街づくりの普及展開を推進。 これまで実施した地域実証プロジェクト(ICT街づくり実証プロジェクト)において得られた成果(成功モデル及びプラットフォーム)等を基に、「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を18地域で実施し、ICT街づくりの普及展開を実現。	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果(成功モデル及びプラットフォーム)を基に、ICT街づくりの普及展開を推進。 【27年度】	イ

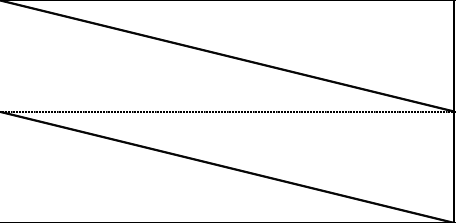
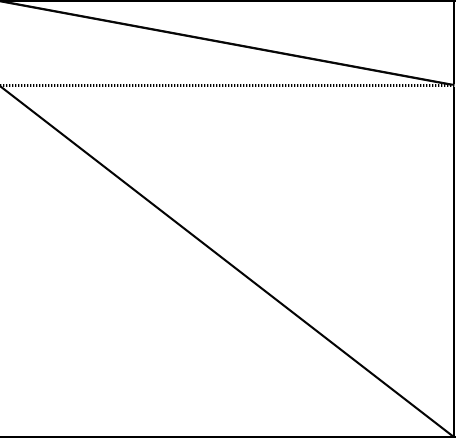
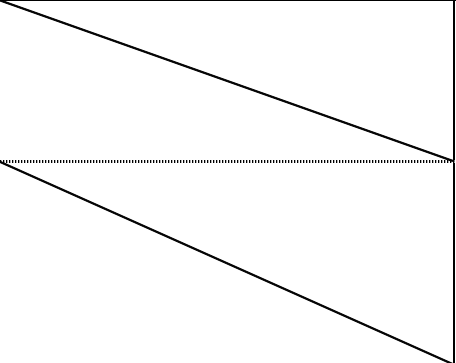
	<p>対象の放送番組(※1)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送(※2)時間の割合 ＜アウトカム指標＞</p> <p>※1 7時から24時までの間に放送される番組のうち、 (1)字幕放送については、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組 (2)解説放送については、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組</p> <p>※2 視覚障害者が番組を理解できるように、画面の内容や場面の状況を説明する解説音声を追加するサービス</p>	<p>(1)77% (2)1% 【20年度】</p>	<p>(1)92.6% (2)5.7%</p> <p>(1)95.7% (2)7.3%</p>	<p>(1)94.8% (2)6.8%</p> <p>(1)98.1%(速報値) (2)9.0%(速報値)</p>	<p>(1)100% (2)10% 【29年度】</p>	<p>イ</p>
	<p>医療・介護・健康分野におけるICTの利活用を促進するためのICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>実証実験を行うことにより、医療情報連携基盤の有効性の検証及び課題の整理等を実施。 【24年度】</p>	<p>在宅医療・介護分野における情報連携基盤のICTシステムに関する更なる検証、技術仕様等の策定・公表。 また、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定に向けた課題の整理。</p> <p>在宅医療・介護分野における情報連携のための技術文書を平成27年3月に公表。 また、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムの在り方について検討を実施。</p>	<p>医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様案等の検討・作成。</p> <p>医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様案等を検討を踏まえて策定し、平成27年7月に公表。 また、個人の健康・医療・介護情報をポータブルかつ効率的に管理できる(PHR)システムの在り方について検討を実施。</p>	<p>医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立。 【28年度】</p>	<p>イ</p>
	<p>教育分野におけるクラウド※導入を促進するための導入手法の確立と普及 ＜アウトカム指標＞</p> <p>※自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態</p>	<p>クラウド等の最新の情報通信技術を活用した教育現場で活用するに当たり、導入手法を検討するための調査研究を実施。 【25年度】</p>	<p>クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を策定・公表。</p> <p>教育ICTシステムに関する実証成果等を踏まえ、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための「クラウド導入ガイドブック2015」を平成27年3月に策定、5月に公表。</p>	<p>クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの普及・促進のため、更なる実証及び調査研究を踏まえ、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書「クラウド導入ガイドブック2015」を見直す。</p> <p>クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの普及・促進のため、平成27年度における実証成果等を踏まえて、「クラウド導入ガイドブック2015」の内容を更新し、「クラウド導入ガイドブック2016」を平成28年3月に策定、5月に公表。</p>	<p>クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を策定・公表。実証を経た教育ICTシステムは、普及モデルとして技術仕様を策定・公表。 【28年度】</p>	<p>イ</p>
<p>ICT利活用により社会課題の解決を推進すること</p>	<p>(1)ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T※(電気通信標準化部門)の今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における勧告等 (2)ITU-Tの今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数 ＜アウトカム指標＞</p> <p>※基準(値)は25年度の件数、目標(値)は25年度～28年度の合計件数 ※ITU(国際電気通信連合)の部門の一つで、通信分野の標準策定を担当</p>	<p>(1)ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映。 (2)7件 【25年度】</p>	<p>(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)-</p> <p>(1)勧告化に向けた標準化活動として、ITU-T会合において、我が国の意見を勧告案に反映させるため寄書提案等を実施。 (2)8件(累計15件)</p>	<p>(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)-</p> <p>(1)勧告化に向けた標準化活動として、ITU-T会合において、我が国の意見を勧告案に反映させるため寄書提案等を実施。 (2)7件(累計22件)</p>	<p>(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)寄書累計25件以上 勧告又は勧告見込み計2件以上 【28年度】</p>	<p>イ</p>

⑬	<p>(1)テレワーク導入企業の割合 (常用雇用者100人以上の企業) (2)全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の割合 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>(1)11.5% 【24年末】 (2)4.5% 【25年度】</p>	<p>—</p> <p>(1)11.5% (2)3.9%</p>	<p>—</p> <p>(1)16.2% (2)2.7%</p>	<p>(1)19%以上 (2)10%以上 【32年度】</p>	—
14	<p>我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表 (ICTの経済分析に関する調査、ビッグデータの情報流通に関する調査等)。 【25年度】</p>	<p>適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。 情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表 (ICTの経済分析に関する調査、ビッグデータの情報流通に関する調査等)。</p>	<p>適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。 情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表 (ICTの経済分析に関する調査、ICTの進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究等)。</p>	<p>適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。 【27年度】</p>	イ
15	<p>高齢者のICTリテラシー※向上に資する講習会の普及展開にむけたガイドライン(手引書)等を公表 ＜アウトプット指標＞ ※単なるICTの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念</p>	<p>「ICT超高齢社会構想会議」を開催し、コミュニケーションツールとしてのICTの有効性、ICTリテラシー向上に係る取組等を検討。 【25年度】</p>	<p>高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実施を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表。 高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、全国(11地域×3カ所)の公民館等でタブレットを使った講習会の実施を行い、その成果を「高齢者のICTリテラシー向上に資する講習会に関する手引書」等に取りまとめ、平成27年5月に公表。</p>	<p>高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実施を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表。 【26年度】</p>	<p>高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実施を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表。 【26年度】</p>	イ
16	<p>障害者・高齢者向けのICTサービスの充実 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>障害者・高齢者向けのICTサービスの提供や開発等を行う者に対して助成等を実施。 【25年度】</p>	<p>・民間企業等の積極的な取組を着実に支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定。 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」のために7者、「デジタル・デバイス解消に向けた技術等研究開発」のために4者へそれぞれ助成し、障害者向けICTサービスに係る民間における取組を支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等を推進し、ガイドライン「音声読み上げによるアクセシビリティに対応した電子書籍制作ガイドライン」を策定。</p>	<p>・民間企業等の積極的な取組を着実に支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充。 ・障害者差別解消法の施行、ウェブアクセシビリティの規格(JIS)の改正等を踏まえて、公的機関のウェブアクセシビリティ向上に向けた取組の手順等を示す「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びウェブアクセシビリティのチェックツール「miChecker」を改定。 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」のために5者、「デジタル・デバイス解消に向けた技術等研究開発」のために4者へそれぞれ助成し、障害者向けICTサービスに係る民間における取組を支援。 ・平成26年に策定した「音声読み上げによるアクセシビリティに対応した電子書籍制作ガイドライン」に基づく制作支援ツールを開発し、制作支援ツールを用いて制作した電子書籍を検証・評価。これらの成果を仕様として標準化団体に提案するなど、情報アクセシビリティに配慮した電子書籍規格標準化に向けた取組を実施。加えて、読み上げ対応のための電子書籍記述仕様についてガイドラインを拡充。</p>	<p>・引き続き助成を実施し、民間企業等の積極的な取組を支援することで、障害者・高齢者向けのICTサービスの充実を推進。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充。 【27年度】</p>	イ

17	ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	「ICT生活資源対策会議」を開催し、ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現等について検討。 【25年度】	<p>「ICT生活資源対策会議」の検討を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。 <p>農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様の策定、モデルの確立。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産性向上のため、実証実験を通じて、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、実証実験を通じて、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、実証実験を通じて、舗装路面の劣化や損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術を確立。 ・実証実験の成果を内閣官房において取りまとめられた「農業ITシステムで用いる環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン」等に反映。 	<p>農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様の策定、モデルの確立。</p> <hr/> <p>農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様として、農業情報を異なる生産者・機器の間で相互に活用するために必要な技術仕様（標準化ガイドライン）を平成28年3月に策定・公表するとともに、平成26年度の実証実験の成果を他地域への普及展開が可能なモデルとして確立した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様の策定、モデルの確立。 ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。 <p>【27年度】</p>	イ
18	G空間情報（地理空間情報）を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築のための取組状況 ＜アウトプット指標＞	「G空間×ICT推進会議」を開催し、G空間情報を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築、G空間情報の活用による新サービスの創出、防災・地域活性化等について検討。 【25年度】	<p>「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームシステムとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームシステムを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームとして実装した。 ・構築したG空間プラットフォームを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証結果等を踏まえ、G空間プラットフォームの高度化を実施。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の専門部会の議論の結果等を整理した上で、G空間プラットフォームの機能改善・追加内容を検討し、登録支援・入手支援・情報評価等の高度機能を実装・実証し、高度化を実施。 	<p>「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。 <p>【27年度】</p>	イ
19	Lアラート（※）とG空間情報の連携推進や自治体の防災情報システムへの実装の促進のための取組状況 ＜アウトプット指標＞ ※自治体が発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する共通基盤。	G空間シティ構築事業における実証プロジェクトを実施し、G空間防災システム（※）による災害情報の迅速かつ的確な予測等を実現。 ※地震・津波等による広域災害や緊急性を要する大規模災害に対して、準天頂衛星等を活用して構築する先端的な防災システム。 【26年度】	<p>実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表。</p> <hr/> <p>実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、その成果を平成27年5月に公表。</p>	<p>Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施。</p> <hr/> <p>Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援等の10の事業を採択し、全国10地域で実証を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置情報等の入力支援実証（5事業） ・メディアによる災害情報の視覚化等の実証（4事業） ・自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証（1事業） <p>実証し開発したシステム等は、自治体等で実用可能であることを確認。</p>	<p>Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施。</p> <p>【27年度】</p>	イ
20	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な方策等の確立と普及 ＜アウトプット指標＞	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な人材の育成方策、有効性等について調査研究等を実施。 【25年度】	<p>実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表。</p> <hr/> <p>実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、その成果を平成27年5月に公表。</p>	<p>実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表。</p> <p>【26年度】</p>	<p>実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表。</p> <p>【26年度】</p>	イ

ICT利活用のための
基盤を整備すること

<p>21</p> <p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析 (2)電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>(1)RSA暗号の脆弱性及び認定認証事業者が生成する鍵対の安全性評価に係る調査を実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 【25年度】</p>	<p>(1)適時適切な電子署名及び認証業務に係る技術調査の実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 (1)利用者端末から電子証明書を窃取するマルウェア等の技術調査及び電子証明書の安全な配布方法に関する検討を実施。 (2)セミナーを1回開催。</p>	<p>(1)適時適切な電子署名及び認証業務に係る技術調査の実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 (1)電子署名等における電子証明書の長期有効性確保に関する技術調査、検討を実施。 (2)セミナーを1回開催。</p>	<p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 【27年度】</p>	<p>イ</p>
<p>22</p> <p>スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みの構築に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・アプリにおける利用者情報の取扱いが適切かどうかについて、第三者が検証する仕組みを推進する「スマートフォン プライバシー イニシアティブ II」を取りまとめ。 ・第三者検証を推進するに当たっての諸課題を検討するタスクフォースを設置。 【25年度】</p>	<p>・第三者検証主体が、アプリ開発者から検証対象となるアプリを募る「申請型」について実証を行い、当該検証においてルール化すべき評価基準や検証結果の表示等について検討。 ・第三者検証主体が、アプリ開発者から検証対象となるアプリを募る「申請型」について、プロトタイプシステムの開発及び小規模フィールドでの実証を行い、当該検証においてルール化すべき評価基準や検証結果の表示等必要な技術的課題等の検討を実施。</p>	<p>「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行い、ラボリ解析の自動化・効率化や検証結果の表示等について検討。 第三者検証主体が、「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行い、ラボリ解析の自動化・効率化や検証結果の表示等について検討を実施。</p>	<p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関する、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の実運用に向けた環境を整備。 【28年度】</p>	<p>イ</p>
<p>23</p> <p>サイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス※能力の向上のための取組状況 ＜アウトプット指標＞ ※ 事案への対処</p>	<p>標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた検討を実施。 【25年度】</p>	<p>我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取組を推進。 ・標的型攻撃の解析環境の構築 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施 ・標的型攻撃の解析環境を構築し、実際に組織に対して行われた標的型攻撃を解析することで攻撃の特徴を一部捕捉 ・防御モデルについて、標的型攻撃を予防・検知する手法のモデル化を実施 ・水飲み場攻撃に対する実践的なサイバー防御演習を7回実施</p>	<p>引き続き我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析環境の高度化 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施 ・平成26年度の成果を踏まえて、標的型攻撃の解析環境の高度化を行い、実際に組織に対して行われた標的型攻撃を解析することで攻撃の特徴を更に捕捉。 ・平成26年度の成果を踏まえて、解析結果を踏まえた防御モデルについて検討し、標的型攻撃を予防・検知する手法の更なるモデル化を実施。 ・インシデントレスポンス向上のための標的型攻撃に対する実践的なサイバー防御演習を6回実施。加えて、府省対抗のサイバー防御訓練(NATIONAL CYBER EKIDEN 2016)を実施。</p>	<p>標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析手法の確立 ・解析結果を踏まえた防御モデルの確立 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施 【27年度】</p>	<p>イ</p>
<p>24</p> <p>地域活性化に資する、観光拠点及び防災拠点のWi-Fi環境 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>観光拠点及び防災拠点においてWi-Fiの整備を行う地方自治体等に対して補助を実施。 【26年度】</p>	<p>引き続き補助を実施し、主要な観光拠点及び防災拠点におけるWi-Fi環境の整備を推進。</p>	<p>引き続き補助を実施し、主要な観光拠点及び防災拠点におけるWi-Fi環境の整備を実施した。</p>	<p>引き続き補助を実施し、主要な観光拠点及び防災拠点においてWi-Fiを利用可能にする。 【32年度】</p>	<p>イ</p>

25	<p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備 <アウトプット指標></p>	<p>19% 【25年度】</p>		<p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 30%</p>	<p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 100% 【30年度】</p>	イ
26	<p>マイナンバーカード※を普及させるための公的個人認証サービス利活用推進の取組状況 <アウトプット指標></p> <p>※事前分析表では「個人番号カード」と記載。</p>	<p>実証事業を行うことにより、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用したユースケースを具体化、共通プラットフォームの有効性の検証、課題の整理等を実施。 【26年度】</p>		<p>「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、国民生活に密着した活用事例を可視化するとともに、実現に必要なルール等の基盤を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業を通じ、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の利活用事例(コンビニのキオスク端末による戸籍証明書の交付、母子健康情報サービスの提供等)の可視化を行うとともに、当該事例の実現に向け、課題の検証等を実施。 ・当該事業等を通じて、署名検証者の認定基準を踏まえた認証プラットフォームの機能要件を明らかにし、公的個人認証サービスの署名等の検証を行う民間事業者の大臣認定要件の制度整備を実現し、当該制度活用した法人3社の認定を実施。 ・「個人番号カード・公的個人認証サービス利活用推進の在り方に関する懇談会」において、実証実験を通じた課題検討を行い、法人3社による公的個人認証サービスの先行導入をはじめ、様々なユースケースについてのアクションプランを検討。 	<p>「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、国民生活に密着した活用事例を可視化するとともに、実現に必要なルール等の基盤を整備。 【27年度】</p>	イ
27	<p>放送・通信の連携による地域コンテンツの流通促進のための取組状況 <アウトプット指標></p>	<p>地域経済の活性化や地域の生活環境の向上に資するような全国の各地域が保有しているコンテンツの地域内外への効果的な情報発信に関する検討を実施。 【26年度】</p>		<p>全国の各地域が保有しているコンテンツについて、その内外に向けて多様なメディアを通じた情報発信を可能とするため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題や運用上の課題を解決するための実証等を実施。</p> <p>全国の地域コンテンツの内外に向けた多様なメディアを通じた情報発信を可能とするため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題(災害情報受信時の受信機仕様が不明確など)や運用上の課題(放送コンテンツのフォーマット変換作業など)を解決するための実証を実施。本実証の成果を踏まえ、放送・通信連携に関わる民間の技術規格への反映に向けた議論が開始されたところ。</p>	<p>全国の各地域が保有しているコンテンツについて、その内外に向けて多様なメディアを通じた情報発信を可能とするため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題や運用上の課題を解決するための実証等を実施。 【27年度】</p>	イ

<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>相当程度進展あり</p>
<p>(判断根拠)</p>	<p>測定指標1、4、13及び24は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。これら主要な測定指標のうち1,4,24については達成、測定指標13については基準値である平成25年度と比べて伸び悩んでいる状況が見られる。また、その他の測定指標も達成を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>	
<p>「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)や「日本再興戦略(改訂2015)」(平成27年6月30日閣議決定)などにに基づき、IT総合戦略本部を始めとする関係府省庁と連携して事業を実施した。また、分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現、医療・介護・健康分野におけるICTの利活用を促進するためのICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立、教育分野におけるクラウド導入を促進するための導入手法の確立と普及及び地域活性化に資する観光拠点や防災拠点のWi-Fi環境の整備とともに、事業の一層の適切な実施に務めた。</p>		
<p><施策目標>ICTによる新たな産業・市場を創出すること</p>		
<p>本施策目標については、民間においても積極的な取組が行われるよう本政策が適切に実施されたことにより、国内生産額に占めるICT産業の割合が全産業中最大規模を維持されたほか、分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現に向けた2次利用ルールや技術仕様策定などの取組、また、日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組等を通じて、新たな産業・市場を創出するための環境整備を図り、ICTによる新たな産業・市場の創出に寄与したため、目標達成することができた。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、情報通信技術(ICT)は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものであり、民間においても積極的な取組が行われるよう、本政策が適切に実施されたこと等により国内生産額に占めるICT産業は、順調に推移しており、目標を達成することができた。 ・測定指標2については、分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現に向けた取組として、公共データの自由な二次利用を認める利用ルール、データの利用ルール及び技術的事項を解説した「オープンデータガイド」、分野を超えたデータの効果的な利活用に必要な技術仕様である「情報流通連携基盤API」等の策定に取り組んでいるところ、国際動向を調査してこれらの改訂に反映するとともに、一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構と連携することにより民間企業及び地方公共団体に幅広く周知することができたため、目標を達成。あわせて、オープンデータ化されたデータ等を活用したアイデアソン・ハッカソンの開催、データ利活用によるビジネス事例集の策定、データ活用人材の育成に資する研修体制のあり方に関する検討等に取り組むことでオープンデータ化のメリットの可視化を図るとともに、一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構と連携することにより民間企業及び地方公共団体への普及・啓発を実現することができたため、目標を達成。 ・測定指標3については、4K放送については、関係事業者・団体と連携・協力して技術実証を行い、その成果を活用して平成26年6月から試験放送を行うことにより、平成27年3月に124/128度CSにおいて、同年11月にIPTV等において、同年12月にケーブルテレビにおいて実用放送を開始することができたため、目標を達成。また、8K放送についても、同様に関係事業者・団体と連携・協力して技術実証を行い、その成果を活用して平成28年にBSIにおいて試験放送が開始される予定となっており、目標を達成する見込み。 ・測定指標4については、これまでの支援を通じて日本の放送事業者等と海外の放送事業者等との関係構築・強化が進んだことにより、平成26年度はASEAN諸国等13か国における地上波テレビ等の効果的なメディアで、日本の魅力ある放送コンテンツが継続的に発信され(41事業等)、平成27年度はASEAN諸国等14か国・地域における地上波等の効果的なメディアで、日本の魅力ある放送コンテンツが継続的に発信され(33事業等)、目標を達成した。 ・測定指標5については、現在我が国におけるデジタルサイネージシステムは、デジタルサイネージ設置者や事業者ごとにシステムが異なっており、災害時等の緊急時における、災害情報、避難所情報等の一斉配信等が困難であり、関係事業者等のヒアリングや国内外の事例などを調査し、デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信等の実現に向けた課題の整理及び検証を行い、デジタルサイネージの相互運用性確保に向けた標準仕様を策定、公表したことにより目標を達成した。 		
<p><施策目標>ICT利活用により社会課題の解決を推進すること</p>		
<p>本施策目標については、我が国が直面する様々な分野(地方創生、医療、教育、農業、雇用、環境、福祉、行政等)における社会的課題を解決するため、各府省庁と連携しながら、分野毎におけるICT利活用モデルの確立や技術仕様策定を実施するとともに、普及啓発・導入支援が適時・適切に実施された。これらの取組により、様々な分野におけるICT利活用による社会課題の解決(例えば、ICT街づくりによる地域活性化、医療費抑制及び国民の健康維持向上に資する情報連携基盤の実現、クラウドを利活用した教育の情報化、ICT利活用による農業生産性の向上、テレワークによる働き方改革、ICTによる地球温暖化対策、ICT利活用による高齢者・障害者の利便性向上、自治体クラウドを通じた情報システム経費削減や住民サービスの向上等)に向けた環境整備が着実に進展し、施策目標の実現に寄与したため、目標達成することができた。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標6については、平成26年度に自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルをデジタルPMOへ掲載し公表した。また、番号法や自治体クラウドの最新動向等を踏まえた同モデル改訂版も策定した。自治体が情報システムを巡る環境変化に対応できるよう、自治体からの問い合わせ対応を適宜実施したことにより目標を達成することができた。また、27年度に「多様なクラウド環境下における情報連携推進事業」を実施したが、事業実施にあたっては、成果が期待できる事業者を公募及び外部評価のプロセスにより選定することで当初見込みどおりの成果をあげた。また、アドバイザーにAPPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)及びシステム間連携について先進的な自治体を加えることで、当該アドバイザーの知見等を活用し、事業計画や目標等を適切に設定・実施した。本事業において、段階的クラウド化等に向けた技術的課題等の整理、解決に資する技術仕様等の検討等に係る実証システムを構築し、技術検証を行うことにより、自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る標準仕様(技術仕様)を策定し、目標を達成することができた。 ・測定指標7については、システムの運用監視を適切に実施することで目標を達成した。これにより、全省庁に対し安定的に統一参加資格審査及び情報提供を可能とし、例えば統一参加資格申請者の調達窓口への移動・郵送コスト削減や、電気通信行政事務を効率化するなど、施策目標の達成に寄与した。 ・測定指標8については、これまで実施したICT街づくり実証プロジェクト(センサーを活用した鳥獣被害対策、森林クラウド等)において得られた成果(成功モデル及びプラットフォーム)等を基に、外部有識者が構成される「ICT街づくり推進会議」での議論や、当該有識者が参加する各地の地域懇談会での意見交換の結果を踏まえて、具体的な成果が上がっている分野や、今後の普及展開が見込める分野を中心として普及展開を進めることとし「ICTによる地方創生の成功事例」を公表するとともに、全国18地域で「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を実施したことにより目標を達成することができた。 ・測定指標9については、対象となる放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合や解説放送時間の割合については、総務省の策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に即して、関係放送事業者が、平成29年度までの拡充計画を定め、当該計画に基づく番組制作体制の整備等自主的な取組により、目標を達成することができた。 ・測定指標10については、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する実証事業を行い、コスト面やセキュリティ面の課題や医療・介護・健康面での効果等を検証した上で技術仕様等を策定したほか、個人の健康・医療・介護情報をポータルかつ効率的に管理できる(PHR)システムの在り方について検討するため、「クラウド時代の医療ICTの在り方に関する懇談会」を開催し、外部専門家の知見等を活用してPHRの実現に向けた技術面及び運用面での課題や有望なモデル等についてとりまとめたことにより目標を達成。 ・測定指標11については、平成27年度に世界6か国、71校において、学校・家庭等をシームレスにつなぐとともに、多種多様なコンテンツを利用でき、低コストで導入・運用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」の実証を行った。その成果をもとに、主として教育委員会・学校向けのクラウド導入のガイドブックとして「具体的な調達の手法」や「情報セキュリティに関する手続き」部分も拡充し、見直しを行い、「クラウド導入ガイドブック2016」を策定したため、目標を達成。 		

政策の分析
(達成・未達成に関する要因分析)

- ・測定指標12については、国内において先進的な取組等の調査を元に、積極的にITU-T会合等の国際会議の場で紹介し、標準化活動として、我が国の意見を反映させるための寄書提案等を実施することにより、目標を達成。
- ・測定指標13については、(1)のテレワークの導入企業の割合は、基準値である平成24年末と比べて増加傾向にあるが、(2)の全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の割合が、基準値である平成25年度と比べて伸び悩んでおり、全体として、平成32年度の目標に向けて、着実に推移しているとはいえないが、企業等への専門家派遣(27年度130件)や 導入推進セミナー(27年度115名参加)、優良事例の収集(27年度36件)等の普及啓発事業を実施する等、目標達成に向けて、着実に実施している。
- ・測定指標14については、情報通信白書への掲載等も念頭に、情報通信分野に豊富な知見を有するシンクタンクが、情報通信の利活用がもたらす社会経済全般への波及効果等を把握する観点から情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施し、公表(IGTの経済分析に関する調査、ICTの進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究等)することにより、目標を達成することができた。
- ・測定指標15については、地方の活性化等に関し、高齢者の活躍が期待される一方で、高齢者のICT利活用能力が不十分なため、地域のコミュニティ形成、ボランティア活動等による高齢者の社会参画が進展せず、高齢者のICTリテラシーの向上が課題となっている。自治体等では、高齢者向け講習会の効果的な開催/ノウハウや有効な教育等を有しておらず、これら教育アセットの開発が望まれていたところ、全国11地域で合計66コースの講習会(約990名受講)を地域実証として実施し、その成果を講習会開催手順書、教材(指導者用、受講者用)等として「『高齢者のICTリテラシー向上に資する講習会』に関する手引書」として取りまとめ、HP上で公表するとともに、民間団体と連携して本成果物の展開を図っており、地域のNPO等による講習会の開催やICT端末を使用した高齢者による災害発生場所の自治体への報告等の事例が発現しており、目標を達成。
- ・測定指標16について、これまで「みんなの公共サイト運用モデル」や「miChecker」により、自治体等のウェブアクセシビリティ向上の取組を支援してきたところ、今般、障害者差別解消法の施行(平成28年4月)や、手順書等の根拠となるJISの改正(平成28年3月)と同時期に手順書等を改定・改良することができたことにより、自治体等のウェブアクセシビリティ向上の取組に対し断続なく支援を行うことができたため、目標を達成した。また、障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)においてその実施が明記されている助成事業について、外部有識者による採択評価会において採択された事業すべてを適切に執行できたことにより、民間企業等の情報バリアフリーに向けた取組を支援することができたため、目標を達成することができた。なお、採択に当たっては通信、放送、標準化、福祉等の各分野の専門家や公認会計士で構成される外部有識者により、高齢者・障害者の利便性向上等に対する社会的ニーズに資するものであるか、将来的な研究開発成果の波及性及び研究開発の効率性等の観点で審査を行い、採択案件を決定したことから、多角的な評価視点と公正性を確保しつつ、社会的ニーズに合致した研究開発課題が採択できた。加えて、上記障害者基本計画において「アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組を進める」とされたことや障害者差別解消法の施行によって業界団体と問題意識の共有が進んだことにより、「音声読み上げによるアクセシビリティに対応した電子書籍制作ガイドライン」を策定・拡充するとともに、ガイドラインの検証・評価を踏まえた技術仕様を標準化団体に提案することができたため、目標を達成。
- ・測定指標17については、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析や、生産から消費までの情報連携等に取り組んできたところ、これらの取組を実証事業として実施し、農業の生産性向上・高付加価値化に必要なデータ項目やデータ規格を整理することによって、その成果を他地域への普及展開が可能なモデルとして確立し、分野や業種を超えてデータを利活用することが可能な環境を構築することができたため、目標を達成。また、路面の劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立に取り組んできたところ、これらの取組を実証事業として実施するとともに、外部有識者による会合を平成27年3月に開催し、路面管理の高度化に必要なデータ項目やデータ規格を整理することによって、その成果を他地域への普及展開が可能なモデルとして確立し、分野や業種を超えてデータを利活用することが可能な環境を構築することができたため、目標を達成。あわせて、農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様として、農業情報を異なる生産者・機器の間で相互に利活用するために必要な技術仕様(標準化ガイドライン)を平成28年3月に策定・公表するとともに、内閣官房及び農林水産省と連携して当該技術仕様(標準化ガイドライン)の説明会を平成28年3月に開催し、生産者及び民間企業への普及・啓発を実現することができたため、目標を達成。

＜施策目標＞ICT利活用のための基盤を整備すること

本施策目標については、補助金を通じた主要な観光・防災拠点におけるWi-Fi環境の整備推進、G空間情報(地理空間情報)を利活用するための基盤として「G空間プラットフォーム」の構築・高度化、また、近年巧妙化しているサイバー攻撃に対応するための防御モデルの確立やサイバー防御演習・防御訓練を通じた人材育成等の適切な実施により、目標を達成。これらにより、ICT利活用のため基盤整備が図られるとともに、それを適時・適切に利活用する人材を育成するなど施策目標の実現に寄与したため、目標達成することができた。

評価結果

- ・測定指標18について、平成26年度はG空間プラットフォームの機能設計・開発を行い基本機能を実装。平成27年度では新規機能に関する留意点や基本機能に関する改善点等を取りまとめた上で、登録支援、入手支援、評価機能等の高度機能の実装・運用検証を実施。当該検証において、地方自治体などのG空間情報利用者に対してヒアリングを実施したことにより、実装した機能やデータ活用の有効性及び改善点等が確認できたことから、実装仕様書や運営指針の改訂につなげることができた。加えて、地理空間情報活用推進会議や利活用推進チーム等専門部会にも出席し、他省との情報共有にも努めることにより、目標を達成することができた。
- ・測定指標19については、関係団体等への協力要請や有識者による評価会等の取組を行うことによりアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報可視化等の10実証事業を採択し、全国10地域において実証事業を実施した。これらの実証事業を通じて災害情報提供の高度化や全国自治体等で実用可能であることを確認することにより、目標を達成することができた。
- ・測定指標20については、産業界から実践的なICT利活用人材の育成の必要性が指摘されており、同人材を効果的・継続的に育成するための仕組みを検討・検証するに当たり、企業・団体内での育成と高等教育機関による育成に着目し、それぞれのパターンによる講習会を11カ所(企業・団体:7カ所、高等教育機関:4カ所)で開催して、実践的なICT利活用人材の育成に有効なワークショップ形式の講座を実施するための教材の開発を行うとともに、これらの教材等の普及や継続的な人材育成の方策等を検討し、ワークショップ教材を含む「地域における高度ICT人材の継続的な育成方策等」に係る調査研究」に取りまとめた。この成果物はホームページ上で公開し、無償で提供(平成28年6月現在で85件)を行っており、またICT利活用人材の育成を推進する民間団体が平成27年9月に立ち上がり、産学官連携して実践的なICT人材の育成の取組を開始したところ。これらのことから目標を達成することができた。
- ・測定指標21については、電子署名について、ICTの高度化・進展にに合わせて、新たな技術に基づく製品やサービスが登場するなど、年々、取り巻く市場・環境が変化している状況にあり、それに合わせて、国内外の市場、国外の制度及びその運用状況調査や、新たな製品・サービスの企業における導入事例を紹介することが求められている。平成26年度は、電子証明書信頼性の基盤となる、電子証明書等の安全な配付の在り方について、調査、検討を行い、平成27年度は、国内での潜在的な課題である電子署名等における電子証明書長期有効性確保について調査・検討を行うことで、問題点及び方策を明示した。また、製品・サービスの導入を検討している企業等に対し、導入事例等を紹介するセミナーを1回開催した。以上のことから、目標を達成した。
- ・測定指標22については、第三者検証主体が、「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行う、プライバシーポリシー解析の自動化・効率化や検証結果の表示等について検討を実施し、当該実施結果について「スマートフォン アプリケーション プライバシーポリシー 普及・検証推進タスクフォース」において有識者である構成員に御議論いただき、平成28年4月28日に「スマートフォン プライバシー アウトLOOKⅢ」の公表を行うなどにより、目標を達成することができた。

- ・測定指標23については、平成26年度の成果を踏まえて、防御モデルについて、標的型攻撃を予防・検知する手法の更なるモデル化を実施し、実組織での運用検証を行う準備を完了したことで、平成28年度に予定する実証が可能となり、防御モデルの確立に向けて前進した。また、平成27年度は、標的型攻撃に対する実践的なサイバー防御演習を6回実施(約80組織、200名以上が参加)するとともに、府省対抗のサイバー防御訓練(NATIONAL CYBER EKIDEN 2016)を実施し、中央省庁・重要インフラ企業におけるサイバー攻撃への対処能力の向上が図られたことから、目標を達成することができた。
- ・測定指標24については、「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会」の最終報告(平成27年5月)において、Wi-Fiの重点整備箇所として観光拠点及び防災拠点が示され、また、日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)においても、主要な観光・防災拠点における無料公衆無線LANの整備推進が記載される等があり、2020年に向けて東京周辺のみならず地方にも訪日外国人を呼び込むために、観光・防災拠点にWi-Fi環境の整備を行う必要があると地方公共団体等において、認識が広がってきたところ。そのような中、53団体が地域におけるWi-Fiの整備計画を作成し、主要な観光拠点及び防災拠点におけるWi-Fi環境の整備を実施したことから、目標を達成。
- ・測定指標25について、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を目指しているものである。各総合通信局を通じた周知広報によって、重要性の認識が高まり、当初の想定以上に前倒しすることができたとにより、27年度目標値30%に対し、55%と目標を大きく上回る整備が進み、年度毎の目標を達成することができた。
- ・測定指標26については、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を普及するにあたっては、目に見える具体的なメリットを実感できるマイナンバーカードの利活用事例の明確化が必要。そのため、総務省では、「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」を開催して先行導入事例の検討を行い、また、実証実験を通じた課題の検討を行い、実現に向けた目標を設定。併せて、当該サービス実現に当たって必要となる公的個人認証サービスを活用する民間事業者の大臣認定を実施し、目的を達成することができた。
- ・測定指標27については、地域コンテンツをスマートフォンやスマートテレビに配信した場合の技術的課題(災害情報受信時の受信機仕様が不明確など)や運用上の課題(放送コンテンツのフォーマット変換作業など)の整理等のための実証を放送局との連携により実施することで、当該課題に対する方策案(災害情報受信時の受信機処理、情報提示手段など)を立案することができた。また当該方策案を踏まえ、放送・通信連携に関わる民間の技術規格(ハイブリッドキャスト運用規定など)への反映に向けた議論が当該規格の標準化団体であるIPTVフォーラム内で開始されたため、目標を達成した。

ICTによる新たな産業・市場を創出すること

< 既存指標の見直し >

測定指標2及び17については、政府データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」の本格運用開始(平成26年10月)など、データの公開についての国・地方公共団体等における取組が活発になっているが、公開されたデータが十分に活用されていないことが課題となっているため、社会や市場に存在する多種多量の情報であるビッグデータを相互に結びつけ、活用することにより、新ビジネスや官民共同の新サービスの創出を図ることを目的に、オープンデータ・ビッグデータを一体としてデータ利活用を促進するためのモデル・ガイドラインの確立を測定指標として、統合の上設定する。

測定指標3については、国、放送事業者、メーカー等の関係者で策定した「4K・8K推進のためのロードマップ(2015)」(4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合)の改定(2015年)により2015年にCS、ケーブルテレビ、IPTV等で4K放送を、2018年にBS等で4K・8K放送を開始することを目指すこととされたことを踏まえ、その実現に向けて必要な技術実証等を実施することとしており、その成果を定量的に示す「4K・8K放送の実現メディア数」を測定指標として設定する。

測定指標4については、これまで海外(特にアジア諸国)の地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施してきたところ、海外の成長市場を獲得し、その恩恵を我が国に取り込んでいくため、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)において、「2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在(2010年度)の約3倍に増加させる」とされていることを踏まえ、「放送コンテンツ関連海外市場売上高」を測定指標として設定し、目標値を平成30年度に「2010年度の約3倍」と設定する。

測定指標5については、これまでデジタルサイネージの一斉情報配信方法に向けた課題の整理及び検証を行ってきたところ、今後はその成果も活用し、日本の優れたおもてなしを維持・向上させるため、IoT等の技術を活用したサービス連携を進めることが課題となっていることから、利活用のための環境整備に資するため、3番目の施策目標である「ICT利活用のための環境を整備すること」の測定指標に変更し、交通系ICカード、スマートフォン、デジタルサイネージ等と共通クラウド基盤を連携・活用し、個人の属性情報に応じた情報提供や各種サービス連携を実現するための測定指標として設定する。

< 新たな指標の設定 >

IoTサービスの普及・展開に関しては、IoT/ビッグデータ/AI(人工知能)による急速なビジネス・社会変革が進みつつある中、世界の動きに遅れをとることのないよう、我が国としても、新たなビジネスモデル等への対応を進め、新産業・市場の創出を図っていく必要がある。このため、IoTサービスを利活用したモデルケースの普及・展開が十分に進んでいない現状を踏まえ、IoTサービスの普及・展開に向けた啓発事業の実施・利活用モデルの確立を測定指標として設定する。

ICT利活用により社会課題の解決を推進すること

< 既存指標の見直し >

測定指標6については、これまで自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの公表等や自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る標準仕様(技術仕様)の策定を行ってきたところ。大規模自治体のクラウド化が十分に進展していない状況を踏まえ、今後、自治体の業務システムにおける多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術方策確立のための取組みを、国が自治体・民間事業者の協力を得て進めることが、世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日改定)において謳われている大規模自治体も含めた自治体のクラウド化推進に奇を以し、地方公共団体の情報システムの運用コストの削減や住民サービス向上に繋がることから、自治体の業務システムにおける多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定を測定指標として設定する。

測定指標10については、健康・医療戦略(平成26年7月22日閣議決定)において、「世界最先端の医療の実現のための医療・介護・健康に関するデジタル化・ICT化」が柱の一つに位置付けられており、社会保障費の増大や生産年齢人口の減少等の社会的課題の解決に向けて新たに講ずべき具体的施策として、医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築・利活用の推進が掲げられていることを踏まえ、引き続きこれを測定指標として設定する。また、ICT技術の急速な進展を踏まえ、デジタル基盤の構築・利活用に向けたさらなる取組を平成29年度まで引き続き行うこととし、平成28年度は「8K技術を活用した遠隔医療のモデルを構築」、平成29年度は「モバイル端末等を活用した遠隔医療や医療・介護連携等のモデルを構築」との目標に変更する。

測定指標11については、これまで教育分野におけるクラウド導入を促進するための導入手法の確立と普及を測定指標として、平成27年度における実証成果等を踏まえて、「クラウド導入ガイドブック2016」の内容を更新し、「クラウド導入ガイドブック2016」を平成28年3月に策定し公表したところ、本事業の最終年度として、平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」を策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等での公表を目標として、いつでも、どこでも、端末やOSを選ばず、多様なデジタル教材を低コストで利用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」の技術標準の確立及び普及活動を実施することを測定指標として設定する。

測定指標13については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日改定)に掲げられた目標を踏まえ、引き続き同一の目標を設定するとともに、テレワークの普及状況については、より良い推計手法がないか、政府全体でも検討しているところであるが、総務省においては具体的施策の実行状況の方が適切に測ることができるため、年度毎の目標としてアドバイス等の実施数を設定する。

測定指標16については、これまで地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上への取組の促進、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供の促進、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組の推進等を実施してきたところ、今後も、高齢者や障害者に対するデジタル・デバイドの解消に取り組み、情報アクセシビリティの向上に資することが必要であり、引き続き、測定指標として設定する。

測定指標15については、「高齢者のICTリテラシー向上に資する講習会に関する手引書」を取りまとめ平成27年5月に公表することにより、高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするという目標に対して一定の成果を収めたことから、測定指標から削除する。

< 新たな指標の設定 >

プログラミング教育は、論理的思考力や課題解決能力を高めるものであるとともに、あらゆるものがインターネットにつながるIoT時代の社会にあって、不可欠の知識・スキルとなっている。一方、指導者の不足や実施コスト等の問題から、我が国においては未だ十分に普及していない状況にあることを踏まえ、クラウドや地域の民間人材を活用した効率的・効果的なプログラミング教育実施モデルを確立することを測定指標として設定する。

ICT利活用のための基盤を整備すること

本施策目標については、「ICT利活用のための基盤(インフラ整備)の整備を主たる目標とするものではなく、ICT利活用社会の実現のためのICT利活用の共通的な利活用基盤(仕組や取組)の整備が主たる目標であることを明確化するため、「ICT利活用のための環境を整備すること」に変更する。

< 既存指標の見直し >

測定指標19については、これまで、地理空間情報等を活用した防災・減災に資する防災システム等の構築・実証を実施してきたところ、今後は、G空間情報センターを活用し、全国の自治体等での実装を推進していくことが必要であり、「地理空間情報や衛星測位を活用した防災システム等の普及啓発の実施」を測定指標として設定する。

測定指標21については、受講者の意見等を次回のセミナーに反映していくことが重要であるため、その満足度についても測定指標として設定する。

測定指標23については、ICTを安全・安心に利活用するためにはセキュリティ対策が不可欠であり、組織のネットワーク管理者のサイバー攻撃対処能力を向上するため、これまで中央省庁や重要インフラ企業を主な対象として実践的なサイバー防御演習を実施してきたところ、今後はマイナンバーの導入等により、地方自治体のセキュリティ対処能力を高めていくことも重要であることから、中央省庁等のみでなく自治体を中心に演習対象を拡大し、平成28年度は演習受講者数1500人を目標に実践的なサイバー防御演習を実施するなど、我が国のサイバーセキュリティの強化のための取組を実施することを測定指標として設定する。なお、サイバー攻撃の手法は日々高度化・複雑化・巧妙化し、攻撃対象も拡大し続けていることから、予め戦略的な目標を設定することは困難であるが、引き続き、サイバーセキュリティに対する脅威に適時・適切に対応していくこととしており、具体的な目標や取組事項として設定することが適切なものがあれば、適時追加していく。

測定指標26については、これまで実証事業を通じ、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の利活用事例(コンビニのキオスク端末による戸籍証明書書の交付、母子健康情報サービスの提供等)の可視化を行うとともに、当該事例の実現に向け、課題の検証等を実施してきたところ。当サービスを活用し、さらに多様なサービス展開を進めるには、国民利用者に対して「使いやすさ、メリット」を示し、マイナンバーカードの普及促進を図っていくことが課題となっており、「マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の官民における利活用推進のための取組の実施」を測定指標として設定する。

測定指標18、20及び27については、上記の政策の分析に記載のとおり、「G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの構築」、「実践的ICT人材を育成するための仕組みをモデル化」及び「放送・通信の連携による地域コンテンツの流通促進」において、ICT利活用のための基盤の整備に一定の成果を収めたことから、測定指標から削除する。

次期目標等への反映の方向性

	<p><新たな指標の設定> インターネットの利活用は、全てのICT利活用の土台であり、我が国の世代別インターネット利用率は13～59歳までの各階層で9割を超えている。一方で、60歳以上が下落している現状を踏まえ、高齢者世代のインターネット利用率の向上は、ICT利活用のための環境整備の進展に寄与することから、測定指標として設定する。また、近年多発する大規模災害においては、災害情報伝達手段の多重化・多様化の必要性について指摘がなされており、中央防災会議が作成する防災基本計画においても、Lアラート(災害情報共有システム)※を例としてその必要性について記載されていることから、Lアラートを運用している都道府県の割合を測定指標として設定する。※災害などの住民の安心・安全に関わる情報を迅速かつ効率的に伝達する情報流通基盤。</p> <p>実施施策の進捗状況の分析等から、政策の3つの施策目標の達成に向けて着実に取組が行われていると評価できる。ICT分野は技術革新のスピードが速く、特にIoTサービスの普及・展開に関しては、IoT/ビッグデータ/AI(人工知能)による急速なビジネス・社会変革が進みつつある中、世界の動きに遅れをとることのないよう、我が国としても、新たなビジネスモデル等への対応を進め、新産業・市場の創出を図っていく必要がある。また、ICT利活用により解決すべき社会課題は日々複雑かつ高度になっていることなどを踏まえて、施策目標の達成度合いを適切に測り、より踏み込んだ評価が可能となるよう以上のとおり指標の見直しを行う。また、本政策は着実に実績をあげているが、我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域で活用される万能ツールであるICTの高度利活用の推進が引き続き不可欠である。これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、さらに、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。</p> <p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>
--	--

<p>学識経験を有する者の知見等の活用</p>	<p>○情報通信審議会において、IoT/ビッグデータ時代に向けた新たなICTによる高度利活用の政策の在り方、課題及び具体的な重点事項と推進方策について御議論いただき、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。 ○地方への人の流れをつくるためのテレワークやWi-Fi等の活用の在り方について、中立的かつ専門的な見地から推進策等の検討を行い提言いただき、地域活性化に大きな成果をあげている具体的事例を踏まえつつ、地方の隠れたポテンシャルを引き出すためのテレワークやWi-Fi等の環境整備に活用するとともに、今後の課題や取組の方向性に活用した。 ○放送を巡る諸課題に関する検討会において、(1)日本の経済成長への貢献並びに市場及びサービスのグローバル化への対応、(2)視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れた御議論いただき、それら検討結果を活用するとともに、今後の課題や取組の方向性に活用した。 ○平成28年7月行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から測定指標23の目標設定についてご意見をいただき、評価書の「次期目標等への反映の方向性」に記述を追記した。</p>
-------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・日本再興戦略(平成28年6月2日改訂)(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf) ・世界最先端IT国家創造宣言 工程表(平成28年5月20日改定)(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20160520/koteihyo_kaitei.pdf)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>情報流通行政局 情報流通振興課他5課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 総合通信基盤局 消費者行政課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>情報流通行政局 情報流通振興課長 今川 拓郎</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
----------------	--	---------------	-------------------------------	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		放送分野における利用環境の整備				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑪
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	3,457,087	3,524,391	3,591,985	3,591,993	3,622,905
	補正予算（千円）	499,883	389,925	99,874		
	繰越し等（千円）	-499,883	109,958	290,051		
	計（千円）	3,457,087	4,024,274	3,981,910		
執行額（千円）		3,455,126	4,016,606	3,974,487		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>モニタリングの結果を踏まえ、放送分野は技術革新やそれに伴う環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化している現状にあることを考慮して、国民生活の利便性等の向上を図る放送制度の必要な見直しを検討・実施するため、必要な経費を要求した。また、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させることが重要となっていることから、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会（NHK）へ要請し、我が国の対外情報発信力を強化するため、必要な経費を要求した。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	放送分野における利用環境の整備					番号	⑩	(千円)		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	予 算 科 目							予 算 額			
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	情報通信技術利用環境整備費			3,588,997	3,608,915		
	●	2	一般	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費			2,996	13,990		
	●	3									
	●	4									
	小計								3,591,993 の内数	3,622,905 の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計										
対応表において○となっているもの	○	1						<	>	<	>
	○	2						<	>	<	>
	○	3						<	>	<	>
	○	4						<	>	<	>
	小計										
対応表において◇となっているもの	◇	1						<	>	<	>
	◇	2						<	>	<	>
	◇	3						<	>	<	>
	◇	4						<	>	<	>
	小計										
合計								3,591,993 の内数	3,622,905 の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-①)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備			担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室			作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 齋藤 晴加
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	放送分野は技術革新やそれに伴う環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化している現状にあることを踏まえ、国民生活の利便性等の向上を図るため、放送制度の必要な見直しを検討・実施する。また、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させることが重要となっている。このような現状を踏まえ、これらに対応するため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請し、我が国の対外情報発信力を強化する。							政策評価実施予定時期	平成30年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
				年度ごとの実績(値) ^(※2)					
				27年度	28年度	29年度			
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討の実施 ＜アウトプット指標＞	・経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社の認定要件の緩和及び、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務に係る規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正。 ・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	26年度	29年度	27年度	28年度	29年度	放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適時適切に対応していくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定。
						社会経済状況等の変化等に対応するために、有料放送サービスの受信者保護等に関し、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること</p>	2	<p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施回数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>大規模災害の発生時において自治体が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施について検討。</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	26年度	<p>機器配備の総合通信局(4局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査、運用訓練等の実施。</p>	29年度	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各自治体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する自治体もあったところ。そうした現状にあることを踏まえ、各自治体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、調査及び訓練等の実施回数について指標として設定。</p> <p>【参考】臨時災害放送局の円滑な開設に向けた自治体(※)における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等)</p> <p>平成27年度:9.5%(九州を除く3総合通信局) 平成26年度:6.1%(4総合通信局)</p> <p>(※)機器を配備した北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局管内の自治体。</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	3	<p>テレビ国際放送の受信環境整備状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。</p>	26年度	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	29年度	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>NHKが平成21年2月から新たな外国人向けテレビ国際放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところであるが、海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、その受信環境整備(現地の衛星放送やケーブルテレビにおけるチャンネルの確保等)を推進することが重要であることから、指標として設定。</p> <p>【参考】各年度の受信可能世帯数 平成27年度:約2.1億世帯 平成26年度:約2億世帯 平成25年度:約1.9億世帯 平成24年度:約1.6億世帯</p> <p>【参考】各年度のNHKの国際放送実施経費 平成28年度:約302.2億円(予算額) 平成27年度:約278.1億円(決算額) 平成26年度:約217.2億円(決算額) 平成25年度:約205.0億円(決算額)</p>
<p>被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること</p>	4	<p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 ＜アウトプット指標＞</p>	19%	25年度	100%	30年度	30%	60%	80%	<p>ラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波(AM)送信所の防災対策の必要性が明らかになったことを踏まえ、「国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、親局の移転・FM補完局の整備等の取組を進めていくこととしている。</p> <p>当該取組により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保することが可能となることから、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。</p> <p>(参考値) 平成27年度 55% 平成26年度 45% 平成25年度 19%</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	放送政策に関する調査研究 (平成19年度)	55百万円 (48百万円)	45百万円 (39百万円)	45百万円	1	<p>放送は、不特定多数の者に対し、同時に、安価に情報提供を行うことが可能であり、災害情報や民主主義の基盤に関する情報など、国民生活のうえで重要な社会的役割を果たしている。一方で、放送分野は、技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、社会ニーズも多様化する中、従来からの社会的役割を果たすためには、国民のニーズを適切に把握しつつ、新サービスの可能性や新技術の課題などを踏まえ、柔軟かつ迅速に放送政策の立案を行う必要がある。このため、放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するため、所要の調査・分析等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:5件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・放送政策に関する調査・分析等の実施:5項目(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するための所要の調査・分析等を行うことにより、この成果を活用して、国民視聴者の多様なニーズや、放送が基幹メディアとして果たすべき公共的な役割について検討した上で、必要な制度整備・運用等を行うことができることとなるため、国民生活の利便性の向上等に寄与する。</p>	0098
(2)	国際放送の実施 (昭和26年度)	3,956百万円 (3,956百万円)	3,934百万円 (3,934百万円)	3,644百万円	3	<p>放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、国際放送の実施を要請する。実施に要する費用については、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。 ・(代替指標)テレビ国際放送の受信可能世帯数(対前年度):2.1億世帯 【活動指標(アウトプット)】 ・(ラジオ国際放送)3言語(日本語、中国語、朝鮮語)の1日当たりの放送時間:25.7放送時間(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送法第65条第1項の規定に基づき、海外における受信環境の整備等を指定して、テレビ国際放送の実施を要請し、この要請に応じてNHKがテレビ国際放送を実施することにより、テレビ国際放送の受信環境整備等が一層推進されることとなり、テレビ国際放送の充実に寄与する。</p>	0099
(3)	地域ICT強靱化事業(地方) (平成26年度)	13百万円 (12百万円)	3百万円 (2百万円)	3百万円	2	<p>地方総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時においては自治体に対して貸し出す。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・臨時災害放送局の円滑な開設に向けた自治体における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等):10%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・送信点調査、運用訓練等(説明会等含む)の実施:34回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合通信局に配備した臨時災害放送局用の機器を用いて、送信点調査、運用訓練及び説明会等を実施することにより、地方公共団体における臨時災害放送局に係る運用のノウハウの蓄積がなされるため、災害時における臨時災害放送局の迅速な開設に寄与する。</p>	0100

(4)	放送法 (昭和25年)	—	—	—	1	<p>次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る。</p> <p>一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。</p> <p>二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。</p> <p>三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。</p> <p>当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施。</p>		
(5)	放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置 (固定資産税) (平成26年)	—	—	—	4	<p>ラジオ放送事業者が災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)(償却資産に限る。)について、取得後3年度分、課税標準を3/4とする。※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者に対して、送信所の移転・FM補完局の整備等の際に取得した設備に係る固定資産税の特例措置を適用することにより、ラジオの災害対策を推進することは、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段の確保に寄与する。</p>		
政策の予算額・執行額		4,024百万円 (4,017百万円)	4,082百万円 (3,974百万円)	3,592百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		情報通信技術利用環境の整備				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑫
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	1,850,682	1,562,116	1,409,010	1,105,065	2,480,367
	補正予算（千円）	800,000	0	819,835		
	繰越し等（千円）	3,221,374	1,029,683	-772,029		
	計（千円）	5,872,056	2,591,799	1,456,816		
執行額（千円）		5,530,312	2,209,937	1,193,127		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>モニタリングの結果を踏まえ、モバイル通信や光ファイバ等においてブロードバンド環境が整備されている現状に鑑み、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展のため、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上、ブロードバンド基盤の整備促進により誰もがICTの恩恵を享受できる環境、利用者からの苦情・相談等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現するため、必要な経費を要求した。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	情報通信技術利用環境の整備					番号	⑫	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	情報通信技術利用環境整備費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	905,491	2,175,926		
	●	2	一般	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	8,500	12,000		
	●	3	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興政策費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	191,074	292,441		
	●	4								
	小計						1,105,065 の内数	2,480,367 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計									
合計						1,105,065 の内数	2,480,367 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑫)

政策 ^(※1) 名	政策12:情報通信技術利用環境の整備		総務省	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 竹村 晃一 電波部電波政策課長 田原 康生	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 竹村 晃一 電波部電波政策課長 田原 康生
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。 これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。	担当部局課室名	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他3課 情報流通行政局 地域通信振興課 沖繩情報通信振興室	分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	モバイル通信や光ファイバ等においてブロードバンド環境が整備されている現状を踏まえて、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展のため、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上、ブロードバンド基盤の整備促進により誰もがICTの恩恵を享受できる環境、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現する。			政策評価実施予定時期	平成30年8月	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績(値) ^(※2)				
				基準年度	目標年度	27年度		28年度
①	OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキング<アウトカム指標>	1位(2012年9月時点。2013年7月公表)(OECD通信白書の発行が隔年のため、最新のデータを記載。)	1位を引き続き維持	29年度	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	低廉かつ高速のブロードバンド環境の実現については、国際的な視点からその状況を確認することが重要であることを踏まえて、ランキング上位であればあるほど、公正な競争条件の確保等の競争政策の推進により、低廉かつ高速のブロードバンド環境が一層進展していると考えられることから、指標として設定。 (参考) OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり):1位(2012年9月時点。OECD通信白書2013)	
2	MVNO(Mobile Virtual Network Operator:仮想移動体通信事業者)の契約数	895万契約(平成26年末)	1,500万契約(平成28年中)	28年度	—	1,500万契約(平成28年中)	—	MVNOの普及促進を図り、モバイル市場における競争環境を整備することが重要であることを踏まえて、日本再興戦略2016(閣議決定)において、「MVNO(Mobile Virtual Network Operator)の契約数について、今年中に1,500万契約を目指す。」とされていることから、指標として設定。
					1,155万契約(平成27年末)	—	—	

電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現すること

3	公正な競争促進に向けた取組 ＜アウトプット指標＞	<p>・平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。</p> <p>・平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」情報通信審議会答申。</p> <p>・光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新性の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p>	26年度	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を促進。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	29年度	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の施行に向け、電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備を行う。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえて、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、競争環境の変化に応じて制度改正を行う等の公正な競争促進に向けた取組により、利用者の利便性向上の実現等が期待されることから、指標として設定。</p>
---	-----------------------------	---	------	---	------	---	---	---

	<p>④ 訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・平成26年6月に「SAQ2 JAPAN Project」※を公表。※2020年東京オリンピック・パラリンピック以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「選べて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境を実現するためのアクションプラン。 ・無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立。 ・本協議会の場において、無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有及び訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討を実施し、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組んだ。</p>	26年度	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	29年度	<p>・無料公衆無線LAN環境の整備促進に向け、訪日外国人の動線に沿い利用が見込まれる地点を念頭にした無料公衆無線LANの整備方針の作成や利用開始手続きの簡素化・一元化に係る実証実験、海外向け周知・広報の更なる推進を行い、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p> <p>・無料公衆無線LAN整備促進協議会 幹事会を平成28年1月12日に開催し、整備の方向性を明らかにするとともに各PTIにおける進捗状況や実証実験の進め方について関係者間で共有。 ・上記を踏まえ平成28年2月19日に、今後の取組の方向性について「利用しやすく安全な公衆無線LAN環境の実現に向けて～訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針～」を発表し、2月22日より全国15ヶ所で実証実験を実施。</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p> <p>—</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p> <p>—</p>	<p>低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現することは世界最高水準のICTインフラを実現することであり、訪日外国人からの無料公衆無線LANサービスに対するニーズが非常に高いことを踏まえて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人旅行者にとっても使いやすい通信環境を整備することは低廉かつ高速な世界最高水準のインフラの実現につながることから、指標として設定。</p>
	<p>5 情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 ＜アウトプット指標＞</p>	年7箇所	26年度	前年と同規模(年7箇所)	29年度	<p>前年と同規模(年7箇所)</p> <p>年8箇所</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p> <p>—</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p> <p>—</p>	<p>電気通信サービスの健全な発展の観点に加え、IPv6対応が加速している国際動向への対応及び多種多様なデバイス等が接続されるIoT社会の構築に向け、IPv6対応の重要性が高まっており、情報通信システムのIPv6対応に係る普及啓発活動が必要となっていることを踏まえて、同活動の実施回数を測定指標として設定。</p>
<p>地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること</p>	<p>⑥ 固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 ＜アウトカム指標＞</p>	99.0% (平成27年3月末時点)	26年度	対前年度増	29年度	<p>対前年度増</p> <p>平成28年12月頃公表予定</p>	<p>対前年度増</p> <p>—</p>	<p>対前年度増</p> <p>—</p>	<p>社会的課題の解決や地方創生に資するICTの利活用用の基盤となる超高速ブロードバンドの整備推進により、ICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる環境を確保することが重要であるため、情報通信審議会答申(平成26年12月)においては、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備を推進するとされていることを踏まえて、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の対前年度増は、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定できるため、指標として設定。</p> <p>【参考】 ・約98.7%(平成25年度値) ・約97.5%(平成24年度値) ・約96.5%(平成23年度値)</p>

	<p>7 特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>26年度</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>29年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>我が国の電気通信事業者が受信した電子メールのうち、迷惑メールの占める割合は6割前後で推移している現状を踏まえて、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成27年度値) 行政指導(警告メール) 約3,300通 報告徴収 約20件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成26年度値) 行政指導(警告メール) 約3,600通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成25年度値) 行政指導(警告メール) 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成24年度値) 行政指導(警告メール) 約5,500通 報告徴収 約50件 行政処分(措置命令) 8件</p>
<p>電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること</p>	<p>電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>		<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の施行に向け、電気通信サービスの利用者保護のための制度整備を行う。 ・スマートフォン等の利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定。</p> <p>【参考(各年度の相談件数)】 平成27年度:10,125件(平成28年9月30日追記) 平成26年度:6,952件 平成25年度:7,012件 平成24年度:6,811件 平成23年度:7,873件</p>

⑧		<p>・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。</p> <p>・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	26年度	29年度	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応し、相談内容等から抽出・分析した課題等を踏まえ、総務省の研究会において、期間拘束・自動更新付契約の在り方について検討を行い、「方向性」を公表（2015年7月）。</p> <p>・電気通信サービスの利用者保護のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第40号）」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第30号）」等を平成28年3月29日に公布した。</p> <p>・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。また、「スマートフォンプライバシーガイド」の改訂を行う等の普及啓発に関する取組みを実施。</p>	—	—	
---	--	--	------	------	---	---	---	--

9	大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数 ＜アウトプット指標＞	大規模な異常トラヒックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みの確立に向けた検討を実施。	26年度	実証の結果を活用する延べ事業者数 10者	29年度	大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証を実施。 トラヒック制御に用いる要素技術を組み合わせたユースケース検証等の実施により、当該技術の異常トラヒック自動遮断に対する有効性を確認。	実証の結果を活用する延べ事業者数 8者 —	実証の結果を活用する延べ事業者数 10者 —	昨今、広範囲で回線が輻輳するような異常トラヒックの発生が顕著になっているところ、大規模な異常トラヒックが発生した際には、当該トラヒックが遮断されるまで長時間を要し、対処されるまでの間、利用者が安定的にネットワークを利用することが困難になっている現状にあることを踏まえて、大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証を実施し、自動遮断を行うための基準を策定するもの。 本基準を活用する事業者が増加することは、大規模な異常トラヒックの発生によるネットワークへの支障を最小限に抑え、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現に資するため、指標として設定。
⑩	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の検討の実施 ＜アウトプット指標＞	・電気通信事故対策について、事故防止に係る措置の内容の充実(管理規程の実効性確保等)や、対象の見直し(通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者)を内容とする電気通信事業法を改正(平成26年6月公布)。 ・上記改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、新たに対象となる事業者への対策の追加など、全面的な見直しを実施し、公表(平成27年4月)。	26年度	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	29年度	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。 平成27年4月に「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、有料・一定規模以上の回線非設置事業者に対する項目追加等の改正を実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。 —	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。 —	電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進展している現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定。

通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること

11	市場調査を行う端末機器の台数 〈アウトプット指標〉	44台	26年度	30台	29年度	30台	30台	30台	<p>市場に流通する通信機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による混信被害、機能要件を満たさないことによる利用者への不測の被害が危惧されている現状を踏まえて、市場調査を行う端末機器の台数及びMRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数は、電気通信機器の技術基準への適合性を確保することに資するため、指標として設定。</p> <p>なお、「市場調査を行う特定無線設備等の台数」の平成27年度以降の目標値は、平成26年度実績値を元に技術基準の適合性を効率的に調査する方法（対象設備、測定項目）を再考し、設定。</p> <p>測定指標11は、「市場調査を行う特定無線設備等の台数」としていたが、これは特定無線設備及び端末機器の台数の合計であり、基準値は特定無線設備39台、端末機器44台、目標値は各年度、特定無線設備30台、端末機器30台をそれぞれ合計して設定していたところ（基準値は83台、目標値は各年度60台。）。</p> <p>しかし、特定無線設備については電波の質に係る調査を別に行うこととし、政策13「電波利用料財源による電波監視等の実施」に整理することとしたため、「市場調査を行う端末機器の台数」に変更することとした。</p> <p>したがって、端末機器としての目標値（30台）に変更はない。</p>
12	MRA国際研修会の参加者数 〈アウトプット指標〉 ※MRA (Mutual Recognition Agreement) : 相手国向けの機器の認証（機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認）を自国で実施することを可能とする二国間の協定	208人	26年度	145人	29年度	145人	145人	145人	<p>なお、政策13「電波利用料財源による電波監視等の実施」においては、電波法に定める電波利用料財源の用途に沿って測定指標を設定しており、電波の質に係る調査を含む電波監視業務は、測定指標1「重要無線通信妨害への措置率」で測定されるため、測定指標の修正は行わないこととする。</p> <p>【参考】 （平成25年度値） ・市場調査機器台数：45台 ・MRA国際研修会参加者数：159人</p> <p>（平成24年度値） ・市場調査機器台数：45台 ・MRA国際研修会参加者数：121人</p> <p>（平成23年度値） 市場調査機器台数：17台 ・MRA国際研修会参加者数：93人</p>

13	ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組 ＜アウトプット指標＞	<p>・従来、電気通信事業法の適用除外とされていたため、ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業については、制度上、信頼性等の確保のための規律が存在していなかった。</p> <p>・ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。</p>	26年度	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	29年度	<p>・電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年5月公布）の施行に向け、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保のための制度整備を行う。</p>	<p>電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p>	<p>電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p>	インターネットが民間主導で発展してきた経緯やインターネットが国境を越えたグローバルなものであり、その利用が国民生活や日本経済において重要になっていることを踏まえ、インターネットを利用する上での基盤であるドメイン名の名前解決サービスについて、必要最小限の規律を課すことは、電気通信事業分野の安全・信頼性等の向上に資するため、指標として設定。
14	データセンターの地域分散化・活性化について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 ＜アウトプット指標＞	年2件	26年度	年2件	29年度	前年と同規模（年2件）	前年と同規模（年2件）	前年と同規模（年2件）	データセンターの地域分散化・活性化の実現のためには、データセンターを運営・管理する事業者やデータセンター利用企業等に周知・啓発を行うことが必要であるという現状を踏まえて、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上に向け、指標として設定。なお、周知・啓発活動10件（H26～30年度の5カ年計）で150者以上に周知・啓発する予定。
						年6件	—	—	

<p>安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること</p>	<p>⑮</p> <p>安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 <アウトプット指標></p> <p>※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。 (なお、平成25年までの状況を踏まえ、平成26年度より関連事業を実施)</p>	<p>25年度</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。</p>	<p>27年度</p>	<p>通信セキュリティの高度化機能の検討</p> <p>・車車間通信等による安全運転支援システムにおける情報セキュリティ要件等の検討を踏まえ、「700MHz帯安全運転支援システム構築のためのセキュリティガイドライン」(平成27年7月9日)を公表。 ・セキュリティ情報が漏洩した場合においても迅速に対応可能な通信プロトコルを策定。 ・700MHz帯車車間通信等の普及が進んだ場合の相互接続性を担保するため、相互接続試験手順書を策定。</p>		<p>交通事故の減少のため、ITSを利用した安全確保が喫緊の課題となっており、安全運転支援のための車車間通信等の無線通信のセキュリティ等については未検証であり、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することは、安全な道路交通社会の実現には不可欠なため、指標として設定。 なお、当初想定した成果が27年度までに得られたため、目標年度を平成27年度までに変更した。</p> <p>【参考】 平成26年度は、通信セキュリティの基本機能の検証を実施。</p>
<p>無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応し、情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること</p>	<p>16</p> <p>移動通信システム用の周波数帯域幅の確保 <アウトプット指標></p>	<p>約500MHz幅(携帯電話等) 約350MHz幅(無線LAN)</p>	<p>22年度</p>	<p>約2700MHz幅(全体)</p>	<p>32年度</p>	<p>国際電気通信連合の2015年世界無線通信会議(WRC-15)における国際周波数調整等を実施し、今後の我が国の新たな移動通信システム用周波数の確保方針を検討する。</p> <p>WRC-15の結果等を踏まえ、新たな移動通信システム用の周波数確保に向けた無線設備の技術的条件の具体的検討を実施。</p> <p>WRC-15において、移動通信システム用の新たな周波数の特定について議論を実施。同会議の結果、携帯電話用周波数について1.5GHz帯を全世界共通で利用可能な周波数帯として特定。 また、5GHz帯無線LANの周波数拡大(屋外利用)のための検討を開始。</p>	<p>・新たな移動通信システム用周波数の確保を開始。 ・対平成26年度増。</p>	<p>スマートフォン等の普及により、移動通信トラフィックは年々増加しており、移動通信用周波数はひっ迫した状況にあるため、携帯電話、BWAや無線LAN等、移動通信システム用の周波数帯域幅の増加を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、周波数確保に向けた取組を指標として設定。</p> <p>【参考】 携帯電話用約740MHz幅(平成26年度値) 無線LAN用約350MHz幅(平成26年度値)</p>

⑪	新たな電波利用システムの実用化 ＜アウトプット指標＞	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	26年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	29年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 ワイヤレス電力伝送システム(※)など4件 ※今後一層の普及が見込まれるモバイル機器や電気自動車等に対し、より迅速かつ容易な給電を可能とするため、無線技術を活用して非接触で電力伝送を行うシステム。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 —	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 —	ICT技術の進展等に伴う通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実用化を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、実用化に必要な制度整備の実施を指標として設定。 【参考】 12件(平成26年度値)
18	訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備 ＜アウトプット指標＞	訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度を整備するため「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。	26年度	訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備	27年度	訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするための必要な制度整備を実施 訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」「平成27年5月公布」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電波法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第105号)」等を平成27年12月22日に公布。	/	/	増加する訪日観光客等により、海外から持ち込まれる端末も増加しており、これらについて、我が国の技術基準に相当する基準に適合すること等の規律の下で円滑に利用することを可能とすることは、情報通信基盤の利用環境を維持・改善に寄与することから、指標として設定。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究 (昭和62年度)	145百万円 (130百万円)	110百万円 (103百万円)	108百万円	1,2,3,4	<p>電気通信事業分野における事業環境の整備に資するため、以下の調査を行う。</p> <p>(1) 電気通信事業における競争政策に関する調査研究 (2) 電気通信事業における料金算定等に関する調査研究 (3) 電気通信事業における電気通信番号政策に関する調査研究 (4) インターネット資源の効率的な利用に関する調査研究 (5) 情報通信基盤整備・確保の在り方に関する調査研究</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数: 4件(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・本調査研究による成果物を資料として活用した研究会、審議会、報告書等の件数: 22件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信分野における競争政策及び料金算定並びに情報通信基盤整備・確保の在り方等に関する調査研究を実施することにより、ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化を捉え、市場の変化等に対応した新たな規制の在り方について検討を行い、電気通信サービスの健全な発達の促進等、事業環境を整備することができることとなるため、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	0101
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費 (平成6年度)	421百万円 (366百万円)	321百万円 (302百万円)	324百万円	7,8	<p>電気通信分野における急速な技術革新に伴い電気通信サービスは一層高度化・多様化しているが、一方で依然増加傾向にある迷惑メール送信、サービス利用に伴うトラブルの多様化・複雑化等が課題となっている。こうした状況に的確に対応するため、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図り、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応及び利用者保護に係る問題の抽出・分析、迷惑メール対策の実施、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進等、消費者等への電気通信サービスに関する情報提供、法令等の周知を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数: 3件(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・電気通信消費者相談センター等の苦情・相談件数: 10,125件(平成28年9月30日追記) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の相談受付件数: 4,278件(平成27年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の情報受付件数: 18,042,374件(平成27年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託のモニター受信機受付件数: 460,610件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 迷惑メール対策、電気通信サービス利用者からの苦情・相談への対応、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る相談、電気通信事業分野の消費者利益確保に向けた調査等を実施することにより、利用者保護に係る問題の抽出・分析を行い、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図ることができることとなることから、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0102
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費 (平成12年度)	53百万円 (46百万円)	37百万円 (35百万円)	33百万円	10,11,12	<p>電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策や電気通信事業分野における情報セキュリティ確保のための方策等の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、ガイドライン等の見直しの件数: 1件(平成29年度) ・市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数に対する対応を実施した台数の比率: 100%(平成29年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・市場調査を行う端末機器の台数: 30台(平成28年度) ・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数: 145人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策や電気通信事業分野における情報セキュリティ確保のための方策等の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認することにより、大規模化・長時間化・多様化が進展する電気通信事故に対する事業者の取組を適切に確保する制度的枠組みの整備や電気通信機器の技術基準への適合性の確保を図ることができることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現に寄与する。</p>	0103

<p>(4)</p>	<p>情報通信利用環境整備推進事業 (平成23年度)</p>	<p>749百万円 (642百万円)</p>	<p>548百万円 (457百万円)</p>	<p>342百万円</p>	<p>6</p> <p>超高速ブロードバンド未整備地域のうち、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域(※)において、市町村等が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その事業費の一部(1/3。離島については2/3)を補助。これにより、住民の高速インターネットサービスの利用が可能となるほか、医療・福祉・教育等の分野における利活用が可能となるもの。 ※過疎、辺地、離島、半島、振興山村、特定農山村、豪雪地帯。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・条件不利地域における固定系超高速ブロードバンド未整備地域の減少世帯数(累計):7万世帯(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業実施件数:5件(平成28年度) ・補助事業による整備世帯数:2,957件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 超高速ブロードバンド未整備地域のうち、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域において、市町村等が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その事業費の一部を補助することにより、条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の増加に寄与する。</p>	<p>0104</p>
<p>(5)</p>	<p>電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成22年度)</p>	<p>8百万円 (7百万円)</p>	<p>9百万円 (7百万円)</p>	<p>9百万円</p>	<p>7.8</p> <p>電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応するとともに、電気通信事業者等の自主的な取組の促進策等の検討材料とする。また、青少年等のリテラシー向上を図るため、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動(e-ネットキャラバン等)を展開していく。これらの取組を通じ、地域における電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・e-ネットキャラバン参加者数:40万人(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・e-ネットキャラバンの講座開催数:2,114回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用について、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、また青少年等のリテラシーについて、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動を展開していくことにより、消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応し、行政としての対策や電気通信事業者等の自主的な取組促進策等の検討材料とするとともに、青少年等のリテラシー向上が期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0105</p>
<p>(6)</p>	<p>次世代ITSの確立に向けた通信技術の実証 (平成26年度)</p>	<p>210百万円 (201百万円)</p>	<p>100百万円 (99百万円)</p>	<p>—</p>	<p>15</p> <p>本事業では、実用環境を想定したテストコース等での総合検証を通じて、車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの早期実用化に必要な検討課題の抽出・検証を行い、実用サービスが十分機能できるよう通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・策定した通信プロトコル数:1規格(平成27年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:2件(平成27年度) ・報告書、ガイドライン等:1件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの早期実用化に必要な検討課題の抽出・検証を行い、実用サービスが十分機能できるよう通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することにより、ドライバーの安全運転を支援する通信を活用した安全運転支援システムの実用化・普及を促すこととなるため、安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術の実現に寄与する。</p>	<p>0106</p>

(7)	無料公衆無線LANの利用開始手続き等の簡素化・一元化に係る実証実験 (平成27年度)	—	30百万円 (28百万円)	—	<p>一回の利用登録手続でサービス提供者の垣根を越えて外国人旅行者による無料公衆無線LANの利用が可能となるような環境を実現するための実証実験等を行う。具体的には、認証基盤の異なる複数のサービスについて、認証システム間の高度な連携が求められており、その実現に向け複数のシステムにおけるセキュアな連携手法に関する実証実験を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・無線LANの数(箇所数):200,000個(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・利用手続き等の簡素化・一元化の実証を行ったシステム数:3個(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 一回の利用登録手続でサービス提供者の垣根を越えて外国人旅行者による無料公衆無線LANの利用が可能となるような環境を実現するための実証実験等を行うことにより、訪日外国人向けの無料公衆無線LAN利用開始手続の簡素化・一元化を促進し外国人旅行者の負担を軽減することができ、訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境が実現することから、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	0107
(8)	パーソナルデータ利活用のための安全確保技術の実証 (平成27年度)	—	50百万円 (49百万円)	25百万円	<p>電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについては、通信の秘密に該当する場合がありますなど、高い機微性を有する一方で、防災・減災、街づくり、観光地・商店街の活性化、利用者に向けた有用なサービスの展開等様々な社会的効果が期待されている。このようなパーソナルデータについて、適切な保護を行いつつ利活用を進める上では、事業者による適切な管理運用体制の構築が必要とされている。適切な管理運用体制の構築に当たっては、安全確保のための高度なデータ保存・処理技術を活用することが有用であると考えられるところ、これらの安全確保技術を実証し、その成果をガイドライン等において示すことで、事業者における適切な管理運用体制の構築を支援する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・主要携帯電話事業者において、匿名化等の加工を施した上で移動体端末の位置情報を活用しているサービスの数:10件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証報告書、ガイドライン等:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについて、通信の秘密、個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、その利活用を推進するため、データ処理・加工・保存における安全確保技術を実証することにより、その成果をガイドライン等において示すことで、事業者において適切な管理運用体制が構築されることが期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0108
(9)	異常トラヒックの自動遮断実現のための検証 (平成27年度)	—	30百万円 (27百万円)	15百万円	<p>運用管理主体の異なる複数のネットワーク間で、共有された異常トラヒックの情報を元に通信機器を自動制御することで、大規模な異常トラヒックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みを確立するための実証実験を実施する。国民の安心・安全なICT利用環境の確保に資するため、以下の実証を行う。</p> <p>(1)自動遮断技術の実証 (2)異常トラヒック情報の登録権限を持つ関係者の認証に係る実証</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実証の結果を活用する事業者数:10者(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・異常トラヒックの情報を解析し、自動遮断を行うための基準を策定:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 大規模な異常トラヒックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みを確立するための実証実験を実施することにより、自動遮断を行うための基準を策定することで、大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数が増加することとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0109

(10)	離島向け海底光ファイバ整備 (平成27年度)	—	17百万円 (—)	803百万円	6 地方公共団体(都道府県)が離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の1/3を補助する。 【成果指標(アウトカム)】 ・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される広域イーサネットサービスの利用事業者数:3利用者(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・離島向け海底光ファイバ整備完了団体:1団体(平成28年度) ・海底光ファイバ等の中継回線整備離島数:2島(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公共団体が離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の一部を補助することにより、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の増加に寄与する。	0110
(11)	情報通信基盤整備推進事業 (平成28年度)	—	—	400百万円	6 地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部(1/3。財政力指数が0.3未満の市町村は1/2、離島市町村は2/3)を補助する。 【成果指標(アウトカム)】 ・条件不利地域における固定系超高速ブロードバンド未整備地域の減少世帯数(累計):7万世帯(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信基盤整備推進事業による整備世帯数:1,326世帯(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助することにより、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の増加に寄与する。	新28-0013
(12)	沖縄北部連携促進特別振興事業費(内閣府からの移替え) (平成24年度)	—	—	—	6 北部地域の自立的発展を図り、産業振興、定住条件の整備や地域住民の生活利便性向上等に資する振興事業を北部地域の連携を促進しつつ実施する。 事業主体は北部12市町村等で、補助率は8/10。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 沖縄北部地域の情報通信ネットワークの整備を支援することにより、各市町村内のブロードバンド整備や行政サービス等に利用されるとともに、企業集積地の情報通信基盤として活用されることから、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることに寄与する。	内閣府0074
(13)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金(復興庁からの移替え) (平成24年度)	205百万円 (84百万円)	205百万円 (103百万円)	—	6 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤(FTTH等のブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等)の復旧事業を支援することを目的として、特定被災地方公共団体又はその連携主体に対して、その復旧事業費の3分の1又は3分の2を補助する。 【成果指標(アウトカム)】 ・復旧事業が完了した件数:7件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・復旧事業の補助金交付決定件数:9件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業を支援することにより、被災地域の情報通信基盤の復旧を図ることとなるため、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることに寄与する。	復興庁0030

(14)	電気通信事業法 (昭和59年)	—	—	—	1,2,3,4,8, 10,12	電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(15)	有線電気通信法 (昭和28年)	—	—	—	10	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与する。	
(16)	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年)	—	—	—	3	1 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。	
(17)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成14年)	—	—	—	7	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。	
(18)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 (平成17年)	—	—	—	8	携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図る。	
(19)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 (平成13年)	—	—	—	11,12	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)及び電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	
(20)	電波法 (昭和25年)	—	—	—	16	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施。	
(21)	データセンター地域分散化促進税制(法人税) (平成25年度)	—	—	—	14	電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、無停電電源装置(UPS)及び非常用発電機)を取得した場合における取得価額の10%の特別償却。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 首都圏のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対し、法人税の特別償却を適用することにより、データセンターの地域分散化が促進されることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現することに寄与する。	

(22)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税) (平成22年度)	—	—	—	3 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税にすることにより、当該事業の提供のための施設整備が促進されることから、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。																									
政策の予算額・執行額		2,592百万円 (2,210百万円)	2,686百万円 (1,193百万円)	1,105百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1361 339 1525 368">施政方針演説等の名称</th> <th data-bbox="1525 339 1648 368">年月日</th> <th data-bbox="1648 339 2181 368">関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1361 368 1525 523">経済財政運営と改革の基本方針2015</td> <td data-bbox="1525 368 1648 523">平成27年6月30日</td> <td data-bbox="1648 368 2181 523">第2章 経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [1]「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造(対日直接投資)(観光)(IT・ロボットによる産業構造の改革)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 523 1525 619">経済財政運営と改革の基本方針2016</td> <td data-bbox="1525 523 1648 619">平成28年6月2日</td> <td data-bbox="1648 523 2181 619">第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (2)新たな有望成長市場の創出・拡大 ⑤ 観光の基幹産業化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 619 1525 788">日本再興戦略</td> <td data-bbox="1525 619 1648 788">平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)</td> <td data-bbox="1648 619 2181 788">第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 1. 第4次産業革命の実現 ii) 第4次産業革命を支える環境整備 4. 観光立国の実現 iii) すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 788 1525 970">世界最先端IT国家創造宣言</td> <td data-bbox="1525 788 1648 970">平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定) (平成28年5月20日改定)</td> <td data-bbox="1648 788 2181 970">II.「国から地方へ、地方から全国へ」 2. [重点項目2]安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備 (1)利用者志向のデータ流通基盤の構築 (2)データ流通の円滑化と利活用の促進 3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決 (3)IT利活用による諸課題の解決に資する取組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 970 1525 1078">科学技術イノベーション総合戦略</td> <td data-bbox="1525 970 1648 1078">平成27年6月19日改定</td> <td data-bbox="1648 970 2181 1078">第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組 IV. 我が国の強みを活かしたIoT、ビッグデータ等を駆使した新産業の育成 i) 高度道路交通システム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1078 1525 1248">観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015</td> <td data-bbox="1525 1078 1648 1248">平成27年6月5日</td> <td data-bbox="1648 1078 2181 1248">4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 (7)無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善 6. 「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速 (3)オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1248 1525 1382">観光ビジョン実現プログラム2016</td> <td data-bbox="1525 1248 1648 1382">平成28年5月13日</td> <td data-bbox="1648 1248 2181 1382">視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ・通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [1]「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造(対日直接投資)(観光)(IT・ロボットによる産業構造の改革)	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (2)新たな有望成長市場の創出・拡大 ⑤ 観光の基幹産業化	日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 1. 第4次産業革命の実現 ii) 第4次産業革命を支える環境整備 4. 観光立国の実現 iii) すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定) (平成28年5月20日改定)	II.「国から地方へ、地方から全国へ」 2. [重点項目2]安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備 (1)利用者志向のデータ流通基盤の構築 (2)データ流通の円滑化と利活用の促進 3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決 (3)IT利活用による諸課題の解決に資する取組	科学技術イノベーション総合戦略	平成27年6月19日改定	第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組 IV. 我が国の強みを活かしたIoT、ビッグデータ等を駆使した新産業の育成 i) 高度道路交通システム	観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015	平成27年6月5日	4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 (7)無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善 6. 「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速 (3)オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備	観光ビジョン実現プログラム2016	平成28年5月13日	視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ・通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現
						施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)																						
						経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [1]「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造(対日直接投資)(観光)(IT・ロボットによる産業構造の改革)																						
						経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (2)新たな有望成長市場の創出・拡大 ⑤ 観光の基幹産業化																						
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 1. 第4次産業革命の実現 ii) 第4次産業革命を支える環境整備 4. 観光立国の実現 iii) すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に																						
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定) (平成28年5月20日改定)	II.「国から地方へ、地方から全国へ」 2. [重点項目2]安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備 (1)利用者志向のデータ流通基盤の構築 (2)データ流通の円滑化と利活用の促進 3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決 (3)IT利活用による諸課題の解決に資する取組																						
						科学技術イノベーション総合戦略	平成27年6月19日改定	第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組 IV. 我が国の強みを活かしたIoT、ビッグデータ等を駆使した新産業の育成 i) 高度道路交通システム																						
観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015	平成27年6月5日	4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 (7)無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善 6. 「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速 (3)オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備																												
観光ビジョン実現プログラム2016	平成28年5月13日	視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ・通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現																												

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		電波利用料財源による電波監視等の実施					
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑬
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	66,596,176	69,500,000	67,422,105	65,865,258	75,000,000	
	補正予算（千円）	-90,306	-163,563	-83,491			
	繰越し等（千円）	5,118,924	502,586	-422,755			
	計（千円）	71,624,794	69,839,023	66,915,859			
執行額（千円）		67,868,656	66,443,906	63,915,683			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>モニタリングの結果を踏まえ、近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることから、「電波監視に関する経費」、「総合無線監理システム」及び「無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発等」など無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保するため、必要な経費を要求した。</p>					

政策評価調書（個別票2）

政策名	電波利用料財源による電波監視等の実施					番号	⑬		(千円)	
	予 算 科 目						予 算 額			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	53,175,174	56,936,489		
	●	2	一般	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波利用技術の研究開発等に必要な経費	9,261,245	14,558,913		
	●	3	一般	総合通信局	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	3,428,839	3,504,598		
	●	4								
	小計						65,865,258 の内数	75,000,000 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
合計						65,865,258 の内数	75,000,000 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-13)

政策 ^(※1) 名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施						担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他6課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 田沼 知行	
	政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することに資するため、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。						政策評価実施予定時期	平成29年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)					
		26年度	27年度	28年度							
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	① 重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%		
	② 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトプット指標>	99%	25年度	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保	28年度	99.9%	99.9%	—	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) 平成24年度実績 99%以上 平成23年度実績 99%以上		
	3 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 <アウトプット指標>	70%	25年度	73%以上 (26年度～28年度の平均)	28年度	75.5%	77.5%	—	無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%		
	4 電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	8.0 (最大10.0)	25年度	7.5以上 (最大10.0)	28年度	7.5以上	7.5以上	7.5以上	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 7.7 平成23年度実績 7.9		
	5 標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) <アウトプット指標>	1.0×10 ⁻¹³ (10兆分の1)以内	25年度	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	28年度	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 10兆分の1以内 平成23年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。		

6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 ＜アウトプット指標＞	各地方局で1回以上かつ全国で15回開催	25年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1回以上かつ全国で21回 平成23年度実績 1回以上かつ全国で22回	
	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 ＜アウトプット指標＞	3,312件	25年度	3,000件以上	28年度	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図るため、周知啓発活動の実施件数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 3,137件 平成23年度実績 2,810件
							3,852件	3,993件	—	
8	安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数 ＜アウトプット指標＞	5回 500名	25年度	5回以上 500名以上	28年度	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数を指標として設定。	
						6回 547名	5回 426名	—		
⑨	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型: 4.1(最大5.0) 課題提案型: -(最大30.0)	25年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 18.0以上 (最大30.0)	28年度	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発等を行うと共に、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 なお、集計ミスがあったため、基準(値)の課題設定型及び26年度実績(値)の課題提案型の数値を訂正している。 【参考】 課題設定型 平成24年度実績 4.1 平成23年度実績 4.2 課題提案型については、平成26年度以降に評価実施	
						課題設定型: 3.9 課題提案型: 20.9	課題設定型:4.1 課題提案型:20.5 (平成28年9月30日追記)	—		
10	パーソナル無線の廃止局数 (特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計) ＜アウトプット指標＞	1,363局	25年度	パーソナル無線の廃止	27年度	1,600局	1,600局	電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、パーソナル無線の割当期限を平成27年11月30日と設定した。特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進し、当該帯域を周波数が逼迫している他の無線システムへ速やかに移行するため、廃止局数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1,211局 平成23年度実績 918局		
						905局	937局			
11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合 ＜アウトプット指標＞	72.6%	25年度	100%	28年度	—	—	100%	拡大する電波利用に迅速・適切に対応するため、アナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を促進し、周波数の一層の有効利用を図る必要がある。このような現状を踏まえ、消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。	
						97.6%	100%	—		
12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合 ＜アウトプット指標＞	43.7%	25年度	50%以上	28年度	—	—	50%以上	【参考】 平成24年度実績 消防・救急無線:40.6% 市町村防災行政無線:37.6% 平成23年度実績 消防・救急無線:11.6% 市町村防災行政無線:30.3%	
						48.9%	53.7%	—		

電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること

13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。) ＜アウトカム指標＞	3.4万人	25年度	1.7万人	28年度	—	—	1.7万人	携帯電話が国民に広く普及している中、いまだに携帯電話を利用できない地域が山間部等を中心に残っており、電波から享受できる便益に格差が存在している状況を踏まえ、平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を指標として設定(平成26年度から平成28年度までの間に半減し、1.7万人まで解消する。)。なお、26年度実績(値)に「携帯電話サービスエリア外の人口減少数」を記載していたため訂正している。
						2.6万人	1.6万人 (平成28年9月30日追記)	—	【参考】平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、それまでの測定指標である「携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口」を「同人口から整備要望がない地域の人口を除く人口」に変更したため、過去の実績と比較することができない。 平成24年度実績 6.0万人(エリア化を希望しない居住人口を含む。) 平成23年度実績 8.1万人(エリア化を希望しない居住人口を含む。) ※平成25年度から「エリア化を希望する居住人口」を指標に設定。
14	地上デジタル放送の難視対策世帯数 ＜アウトカム指標＞	1.3万世帯	25年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	26年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	/	/	電波の有効利用を促進するため、地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送の終了)を実現するための必要な施策を実施する必要がある。このような現状を踏まえ、地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があったため、難視対策世帯数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 8.0万世帯 平成23年度実績 16.1万世帯
						0世帯 (ただし7世帯については、4月中に工事完了。)			
15	AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局整備率 ＜アウトカム指標＞	0%	25年度	100%	30年度	5%以上	30%以上	60%以上	国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する必要がある。このような現状を踏まえ、平成26年度から5年程度を目標として、AM放送等において生じている難聴(都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴)を解消するためのFM中継局の整備を進めていくこととしており、AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局の整備率を指標として設定。 【参考】 平成26年度開始事業
						9%	40%	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	電波の監視等に必要経費 (平成5年度)	6,520百万円 (5,965百万円)	6,248百万円 (5,662百万円)	6,351百万円	1	<p>航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを行う。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率:100%</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・遠隔方位測定設備の稼働時間:106万時間(平成27年度) ・無線通信の混信・妨害申告件数(重要無線通信妨害申告を含む。)と不法無線局への措置件数: 4,883件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設の整備、不法無線局の取締り等を行うことは、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる重要無線通信への妨害を防止することになり、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0111
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用 (平成5年度)	8,942百万円 (8,756百万円)	7,349百万円 (7,202百万円)	7,576百万円	2.3	<p>平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監視システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30~60万件)を迅速かつ効率的に実施。 また、無線局免許人に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・年間のシステム稼働率:99%以上 ・無線局の免許/再免許等の電子申請率:73%(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・総合無線局監視システムによる無線局免許申請等処理件数(年間):55万件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合無線局監視システムの利用により、年々増加する無線局の免許申請等(年間約30~60万件)の無線局の許認可に係る業務を迅速かつ効率的に実施するとともに、電波利用料徴収に係る業務、無線局検査に係る業務、周波数管理に係る業務、伝搬障害防止区域指定、技術計算、無線局統計等の一連の処理とあわせて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を総務省電波利用ホームページを介して提供することにより、国民(電波の利用者)の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上、電波のさらなる有効利用を実現することができるため、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0112
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)	771百万円 (624百万円)	612百万円 (548百万円)	681百万円	4	<p>世界保健機関(WHO)は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的な研究プロジェクトを1996年(平成8年)に発足させ、リスク評価の公表に向けた検討が進められている。 本施策は、電波防護指針の妥当性の検証及び電波の医療機器への影響を防止するための指針の策定など、これまで多方面に渡って寄与しているが、今後はこのような国際的な状況も踏まえ、安心・安全な電波利用環境を確保するため、(1) 生物学的影響に関する研究(生体電磁環境研究)の実施、(2)人体を模擬した解析モデルや電波ばく露量の測定システムの開発等の実施、(3) 無線機器によるペースメーカー等への影響を防止するための調査を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、ガイドライン等の見直しや妥当性の確認等の件数及び有益と思われる情報の公開数:3件(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・電波が人体等に与える影響についての学会や国際機関等における論文掲載数及び発表数:80件(平成28年度) ・外部専門家による評価において、当初の見込みよりそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合:80%(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波による人体への影響等に関する調査研究を実施し、その調査結果を踏まえて人体防護に関する指針(電波防護指針)等の見直しや妥当性確認等を行うことにより、指針等を妥当なものとし、同指針を守ることを通じて安全・安心に電波を利用することができるようになるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0113

<p>(4)</p>	<p>電波再配分対策 (平成23年度)</p>	<p>15百万円 (5百万円)</p>	<p>23百万円 (7百万円)</p>	<p>—</p>	<p>10</p> <p>パーソナル無線の制度廃止を含むワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた迅速な周波数再編を行うに当たり、当該無線の割当期限を超えた免許の有効期限到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することとなる。このため特定周波数終了対策業務により、「①これらの利用者に対して給付金を支給する業務、②①の業務についての照会及び相談に応ずる業務、③①の業務についての啓発活動を行う業務、④①の業務を実施する上で必要な業務(一般管理運営業務を含む。)」を行うことにより、円滑な周波数再編を確保する。なお、本事業は、特定周波数終了対策業務を行う機関(登録周波数終了対策機関)として総務大臣の登録を受け、本事業を行う機関として総務大臣の指定を受けた株式会社協和エグシオが平成23年度(平成24年2月24日)から実施しているもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・パーソナル無線の廃止局数:1,600件(平成27年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・給付金支給局数:1,200局(平成27年度) ・給付金制度啓発局数:1,200局(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 パーソナル無線の制度を廃止し、当該無線の割当期限後も無線局免許を有する利用者に対して給付金を支給する等の事業を実施することにより、新たなワイヤレスブロードバンド環境を実現させるために必要な周波数を確保するための周波数移行・再編が促進されることから、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0114</p>
<p>(5)</p>	<p>無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)</p>	<p>5,298百万円 (4,438百万円)</p>	<p>2,355百万円 (1,847百万円)</p>	<p>2,081百万円</p>	<p>11,12</p> <p>150MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急デジタル無線への置き換え並びに150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災行政無線(移動系)への置き換えを、市町村(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)が行う場合、国がその費用の一部を補助するもの。(補助率1/2)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・消防・救急無線のデジタル化を(補助事業又はそれ以外の事業で)実施した消防本部数:750本部(平成28年度) ・市町村防災行政無線のデジタル化を(補助事業又はそれ以外の事業で)実施した市町村数:870市町村(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(消防・救急無線のデジタル化):13件(平成27年度) ・補助事業が完了した件数(市町村防災行政無線のデジタル化):11件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 アナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を推進することにより、拡大する電波利用に迅速・適切に対応することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0115</p>
<p>(6)</p>	<p>無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)</p>	<p>1,156百万円 (924百万円)</p>	<p>1,594百万円 (1,314百万円)</p>	<p>2,027百万円</p>	<p>13</p> <p>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合等に、当該基地局施設や伝送路の整備費用等に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。 (補助率:エリア化世帯数が100世帯以上 1/2、エリア化世帯数が100世帯未満 2/3 等)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・居住地域のうち携帯電話サービスエリア外の人口解消数(要望なしのエリア外人口を除く。):1.7万人(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(基地局):73件(平成28年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路):9件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 携帯電話等エリア整備事業により条件不利地域において携帯電話等を利用可能とすることは、電波の利用に関する不均衡を緩和することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0116</p>

<p>(7)</p>	<p>無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) (平成20年度)</p>	<p>29,489百万円 (29,325百万円)</p>	<p>30,104百万円 (29,758百万円)</p>	<p>28,426百万円</p>	<p>14</p> <p>地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、平成27年度以降も必要な環境整備・支援策を実施。具体的には ①新たな難視聴恒久対策等の相談など、引き続き、デジタル化に関する問合せに対応する地デジコールセンター体制の整備 ②デジタル難視聴世帯に対する対策の実施等、地デジ受信のための支援策の継続実施 ③低所得世帯へのチューナー等支援等を実施した。 (補助率:①10/10、②1/2、2/3、10/10、③10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル混信による要難視聴解消世帯数:0世帯(平成30年度) ・福島原発避難指示区域の要受信対策世帯数:0世帯(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル中継局整備の支援局数:13箇所(平成27年度) ・デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)の設置数:8箇所(平成26年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備するための支援等を実施することにより、国民にとって災害情報を含め生活等に必要な情報を入手する手段である地上テレビ放送を視聴するための手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0117</p>
<p>(8)</p>	<p>電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)</p>	<p>2,346百万円 (1,858百万円)</p>	<p>2,110百万円 (1,798百万円)</p>	<p>5,284百万円</p>	<p>13</p> <p>高速道路トンネルや鉄道トンネル等の閉塞地域において、移動通信用中継施設等(無線設備、光ケーブル等)の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助するもの。(補助率:道路トンネル1/2、鉄道トンネル1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・道路トンネル:500m以上の高速道路等トンネルにおける整備数(累積):1,388箇所(平成28年度) ・鉄道トンネル:新幹線路線(平成27年以降に開業した路線を除く。)の対策区間長(累積):881km(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数:43件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 高速道路トンネルや鉄道トンネル等の電波が遮へいされる地域において携帯電話等を利用可能とすることは、トンネル等においても非常時等における通信手段が確保されることとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0118</p>

<p>(9)</p>	<p>周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)</p>	<p>205百万円 (177百万円)</p>	<p>158百万円 (145百万円)</p>	<p>123百万円</p>	<p>6.7.8</p> <p>(1)電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を、説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 (2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に、地域社会に密着した立場を生かした電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。 (3)スマートフォンの急速な普及等により利用が拡大している無線LANの情報セキュリティを確保するため、無線LANの利用者及び無線LANサービスの提供者に対し、無線LANを利用・提供する上での情報セキュリティ対策についてセミナー等により普及啓発することで、無線LANの利用に関するリテラシーを向上させ、安全・安心な無線LAN利用環境を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の相談窓口への相談件数:807件(平成28年度) ・電波の安全性に関する説明会参加者アンケートにおいて、電波の安全性への不安が減少した又は不安ではないと回答した割合:90%(平成28年度) ・電波の安全性に関する電話調査結果において、電波を不安に感じないという回答の割合:75%(平成28年度) ・電波の適正利用について理解したという回答の割合:60%(平成28年度) ・総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数:20,000件(平成28年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の安全性に関する説明会の開催回数:15回(平成28年度) ・電波の安全性に関する説明会の参加人数:1,260人(平成28年度) ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数:3,000件(平成28年度) ・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の実施回数:5回(平成28年度) ・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の参加人数:1,000人(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>(1)電波の安全性に関する説明会の開催、説明資料等の作成や国民からの問合せに対応するための相談窓口設置等、電波の安全性に関する周知・啓発活動を実施することにより、電波の人体等への影響に関する国民の理解が高まり、安全・安心な電波利用環境の確保に資するため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。 (2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会に密着した立場を生かした活動等が可能となることで、より効率的・効果的に電波の適正利用に関する国民の理解が高まり、電波の公平かつ能率的な利用が確保されるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。 (3)無線LAN設置者及び利用者に対し、無線LANの安全な設置・利用に関する周知啓発を行うことで、安全な無線LAN利用環境の整備が進み、利用者の無線LANの利用が促進されることで、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	<p>0119</p>
<p>(10)</p>	<p>電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)</p>	<p>10,680百万円 (10,309百万円)</p>	<p>10,395百万円 (10,085百万円)</p>	<p>11,923百万円</p>	<p>9</p> <p>(1)研究開発:周波数のひっ迫状況を緩和するため、民間の研究機関等に対して、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術の研究開発を委託する。 (2)技術試験事務、国際標準化連絡調整事務、既存無線局との周波数共用を加速するための技術検討、周波数の国際協調利用促進事業: 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、国際機関等と調整、試験やその結果の分析等を請負わせる。また、国際機関での事務手続等に必要分担当、拠出金等を負担する。さらには国際的な普及を促進するため、国内外における技術動向等の調査、海外における実証実験等を請負わせる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(課題設定型の研究開発等)外部専門家による終了評価の平均点:5点満点中3.5点以上 ・(課題提案型の研究開発)外部専門家による終了評価の平均点:30点満点中18点以上 ・(国際機関への貢献)ITUにおける邦人職員数:4名以上 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発等の実施件数(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術、高い周波数への移行を促進する技術について、研究開発、技術試験事務及び国際標準化連絡調整事務を実施することにより、周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応することができることとなるため、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0120</p>

<p>(11)</p>	<p>標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成11年度)</p>	<p>510百万円 (476百万円)</p>	<p>430百万円 (426百万円)</p>	<p>430百万円</p>	<p>5</p> <p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供を行う。 具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構において周波数標準を設定し、「おたかどや山標準電波送信所(福島県)」及び「はがね山標準電波(佐賀県/福岡県)」から高精度な周波数を長波帯の標準電波として発射する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・おたかどや山送信所周波数安定度: 1.0×10^{-12} ・はがね山送信所周波数安定度: 1.0×10^{-12} ※周波数安定度とは、国立研究開発法人情報通信研究機構の維持する原子周波数標準器により定められる周波数標準値に対する偏差である。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(おたかどや山送信所)発射時間率: 2局体制による標準電波送信所施設の安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波の発射によって高精度な周波数等を提供する。 ・(はがね山送信所)発射時間率: 2局体制による標準電波送信所施設の安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波の発射によって高精度な周波数等を提供する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 標準電波を発射し、高精度周波数の提供を行うことにより、無線局の安定的な運用を可能とすることで、良好な電波利用環境の整備・維持に寄与する。</p>	<p>0121</p>
<p>(12)</p>	<p>無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)</p>	<p>3百万円 (—)</p>	<p>1,709百万円 (1,551百万円)</p>	<p>2,065百万円</p>	<p>15</p> <p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。 補助対象: 難聴対策としてのラジオ中継局整備 事業主体: 民間ラジオ放送事業者、地方自治体等 補助率: ①地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3、②都市型難聴 1/2</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・新たにFM補完放送の聴取が可能となった世帯数: 41百万世帯(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数(補助事業が完了した件数): 21件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ラジオ放送の難聴について、これを解消するための中継局整備を行う放送事業者等に対して、その整備費用の一部を支援することにより、ラジオの難聴解消を推進することは、災害時における情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が推進されることとなるため、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0122</p>
<p>(13)</p>	<p>電波法 (昭和25年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1~15</p> <p>電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。</p>	

政策の予算額・執行額	69,839百万円 (66,444百万円)	66,916百万円 (63,916百万円)	65,865百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改定) (平成27年6月 30日改定) (平成28年5月 20日改定)	希望する全ての国民がITを活用できる環境を確保するため、地域のIT基盤(超高速ブロードバンド、モバイル)の整備・確保を図る取組(新幹線トンネルなどの電波が届かない区間の解消を含む。)を推進。(P16)
					日本再興戦略	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改訂) (平成27年6月 30日改訂) (平成28年6月 2日改訂)	IoTが生み出す新たなニーズや東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に対応するため、複数の無線システムによる周波数帯の共用促進、周波数をより高度かつ効率的に利用する技術の研究開発・技術試験を推進。(P66)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		ICT分野における国際戦略の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑭
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	2,281,982	2,148,632	2,371,177	2,232,018	2,706,080
	補正予算（千円）	0	0	499,862		
	繰越し等（千円）	0	0	-499,862		
	計（千円）	2,281,982	2,148,632	2,371,177		
執行額（千円）		2,161,684	2,066,738	2,294,266		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>モニタリングの結果を踏まえ、ICT分野における我が国の国際競争力強化を図り、我が国の経済成長の促進と国際社会への貢献に資するべく、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTによる各国の課題解決を図るため、必要な経費を要求した。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	ICT分野における国際戦略の推進					番号	⑭	(千円)		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	情報通信国際戦略推進費	情報通信技術の国際戦略に必要な経費	2,232,018	2,706,080		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						2,232,018 の内数	2,706,080 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
合計						2,232,018 の内数	2,706,080 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑭)

政策(※1)名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進		担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課 他5課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 山崎 良志					
	政策の概要	基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】				分野【政策体系上の位置付け】	政策評価実施予定時期				
	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。					情報通信 (ICT政策)	平成30年8月				
	国際協調と国際展開は、ICT分野における我が国の国際競争力強化を図る上で重要である。我が国の経済成長の促進と国際社会への貢献に資するため、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTによる各国の課題解決を図る。										
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)						
					27年度	28年度	29年度				
二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること	①	二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	38回 (22年度～26年度の平均)	26年度	38回程度	29年度	38回程度	38回程度	38回程度	38回程度	円滑な情報流通等のための国際的な政策協調や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備を図ることは、我が国のICT分野における国際競争力強化やプレゼンス向上を図る上で重要である。 二国間の協議や国際機関等の会議への参画・意見交換を実施することにより、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介や諸外国と政策的協調を図ることが可能となり、その結果、円滑な情報流通や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:45回 平成25年度:42回 平成24年度:43回 平成23年度:35回 平成22年度:26回
	2	ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数 <アウトプット指標>	27件 (政務レベル13件) (22年度～26年度の平均)	26年度	27件程度 (政務レベル13件程度)	29年度	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	我が国ICTシステムに係るノウハウや知見の諸外国への移転は、我が国のICT分野における国際競争力強化やICT企業の海外展開を推進する上で重要である。 ICT分野における協力強化等を目的とした、途上国との二国間協定や覚書の締結等により、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法を紹介し、先方に導入を促すことは、ICT分野における諸外国、とりわけインフラ需要の増加が続く途上国との協力関係を構築・強化し、我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:22件(政務レベル11件) 平成25年度:29件(政務レベル20件) 平成24年度:21件(政務レベル12件) 平成23年度:38件(政務レベル11件) 平成22年度:27件(政務レベル13件)
	③	国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施回数 <アウトプット指標>	11回 (セミナー等) 5回 (ミッション団) (22年度～26年度の平均)	26年度	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	29年度	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後も更なる市場の拡大が見込まれている。このため、我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、世界のインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくことが喫緊の課題となっている。こうした現状を踏まえ、国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施により、その実施国に対して官民一体となって我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:セミナー19回、ミッション団5回 平成25年度:セミナー18回、ミッション団4回 平成24年度:セミナー5回、ミッション団3回 平成23年度:セミナー9回、ミッション団6回 平成22年度:セミナー7回、ミッション団5回

諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること

4	ICT海外展開の推進の実施回数(モデルシステム(地デジ、ICT防災システム等)の構築・運営等) 〈アウトプット指標〉	8回程度 (22年度～26年度の平均)	26年度	8回程度	32年度	8回程度	8回程度	8回程度	<p>インフラシステムの海外展開・案件受注のためには、相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや技術の優位性・信頼性について理解を深めることが重要となる。このため、案件の構想段階から参画するための実証事業やモデルシステムの構築・運営等の充実・強化が課題となっている。こうした状況を踏まえて、モデルシステムの構築・運営により、各国の政府・事業者等に対して我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。</p> <p>過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。</p> <p>【参考】 平成26年度: 9回 平成25年度: 8回 平成24年度: 6回 平成23年度: 7回 平成22年度: 12回</p>
5	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みの整備 〈アウトプット指標〉	<p>・我が国のICT国際競争力の強化及び国際展開に関する方策等を検討し、ICTによる経済成長と国際社会への貢献を実現するため、平成25年12月より、「ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会」を開催。</p> <p>・上記懇談会における議論を踏まえ、同懇談会の提言として、国際展開に資する資金供給等の仕組みの整備を含む「ICT国際競争力強化・国際展開イニシアティブ」がとりまとめられ、平成26年6月に公表。</p> <p>・上記提言を受け、海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対して資金供給等の支援を行うことを目的とする機構の設立、業務の範囲等について定める「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案」を国会へ提出(平成27年3月3日)。</p>	26年度	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。	27年度	<p>「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」(平成27年6月公布)施行のための政省令制定等を行うとともに、平成27年秋頃を目的に、ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。</p> <p>「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」施行のための政省令を平成27年8月に公布。また、機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準(「支援基準」)を同年11月に告示。 平成27年11月25日に「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。</p>			<p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、これまで日本企業が行ってきた製品やインフラの売り切りでは価格競争で中国・韓国の企業に対抗できない現状を踏まえて、相手国内のインフラ整備のみならず、併せてその運営及び維持管理、ICTサービスや放送コンテンツの提供等をパッケージで展開することを促進する観点からICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして設立するものであり、同機構による出資や事業参画・運営支援等の支援は、我が国ICT企業の国際展開や各国の課題解決への貢献に資するため、同機構の設立を指標として設定。</p>

	6	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業) ＜アウトカム指標＞	平均2社/件以上	28年度	平均2社/件以上	29年度		平均2社/件以上	平均2社/件以上	これまで日本企業が行ってきた製品やインフラの売り切りでは価格競争で中国・韓国の企業に対抗できない現状を踏まえて、相手国内のインフラ整備のみならず、併せてその運営及び維持管理、ICTサービスや放送コンテンツの提供等をパッケージで展開することを促進する観点から、平成27年11月25日に、海外で電気通信事業、放送事業又は郵便事業等を行う者に対して、リスクマネーの供給や専門家派遣等の支援を行う官民ファンド「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)」を設立。JICTの業務が開始され、具体的な目標設定が可能となったため、新たに測定指標を設定。 JICTの支援は、JICTが供給するリスクマネーを「呼び水」として民間資金を誘発(プロジェクトへの参加を促進)することを狙いとするものであることから、その政策効果を測定する指標として、「JICTの支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業)」を設定。
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号			
		26年度	27年度	28年度						
(1)	国際会議への対応 (平成17年度)	182百万円 (177百万円)	167百万円 (141百万円)	184百万円	1.2	<p>情報通信分野における各種国際会議への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際経済紛争の未然防止と政策面での連携強化を図るための2国間協議 ・情報通信分野の国際連携強化のための多国間会議等 ・国際機関が開催する情報通信分野のための国際会議 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策協議等を通じて実現した相手国との協力覚書等の締結等の件数:6件(平成28年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況:38回(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>高級実務者レベルによる二国間会合の開催や各種国際会議等への出席を通じて、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>	0123			
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金 (昭和24年度)	614百万円 (614百万円)	694百万円 (694百万円)	787百万円	1	<p>国際電気通信連合(ITU)は、電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分配、電気通信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。分担金は、国際電気通信連合憲章第二十八条に基づく構成国の義務として、連合の経費を負担するもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITUにおける邦人職員数:4名(平成28年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITUが開催する国際会議等の数(参考値):237回(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ITU構成国の義務として分担金を負担し、また、拠出金によりITUの活動を支援することにより、ITUに対する直接的な影響力の確保、我が国の政策の反映など、ITUにおける我が国のプレゼンスを向上させることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>	0124			

<p>(3)</p>	<p>経済協力開発機構(OECD)への拠出 (平成13年度)</p>	<p>36百万円 (36百万円)</p>	<p>38百万円 (38百万円)</p>	<p>40百万円</p>	<p>1</p> <p>OECDの「デジタル経済政策委員会(CDEP)」は、インターネットの爆発的普及に伴うオンライン上のセキュリティ、消費者保護等の新たな課題やICT利活用推進、それに伴う新たな競争政策上の課題等に取り組むことが求められている。 我が国もOECD加盟国として、国際的に調和が取れ、我が国国民の利益に資する政策提案が行われるよう、これらの課題に対する検討作業にこれまで以上に貢献するため、財政上の支援を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル経済政策委員会関連の職員数(研究職以上)に占める日本人職員比率:4%(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・本拠出金の拠出先であるデジタル経済政策委員会における、我が国からの議長・副議長の人数(参考値):3人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 OECDのデジタル経済政策委員会(CDEP)への拠出を通じて、同委員会における取組として我が国の政策を反映したプロジェクト等を推進することにより、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	<p>0125</p>
<p>(4)</p>	<p>アジア・太平洋電気通信共同体(APT)分担金・拠出金 (昭和54年度)</p>	<p>225百万円 (225百万円)</p>	<p>232百万円 (232百万円)</p>	<p>200百万円</p>	<p>1</p> <p>アジア・太平洋電気通信共同体(APT)は、アジア・太平洋地域におけるICT分野の国際機関であり、地域のICTインフラ及びサービスの均衡した発展を目的として、標準化や無線通信の政策的調整及びICT分野の人材育成等を行っている。分担金はAPT憲章に基づく加盟国の義務として、拠出金は地域のICT分野に関する人材育成やデジタル・ディバイド解消の取り組み等を支援するために拠出するものである。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・職員数に占める日本人職員数の割合:2名(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・APTが主催する会議等の数(参考値):23回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 APT憲章に基づく加盟国の義務として分担金を負担し、また、技術の標準化や無線通信の政策的調整及びICT分野の人材育成等、APTの活動を拠出金によって支援することにより、ICT分野の人材育成やデジタルディバイド(情報格差)解消等の取組を通じてアジア・太平洋地域において我が国の政策の反映や技術紹介が可能となり、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	<p>0126</p>
<p>(5)</p>	<p>ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業 (平成21年度)</p>	<p>29百万円 (10百万円)</p>	<p>4百万円 (4百万円)</p>	<p>20百万円</p>	<p>2.3</p> <p>日ASEANの情報通信技術基金に資金を拠出し、ASEANにおけるICTの発展に資する調査研究、ワークショップ、セミナー等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・事業を通じてASEAN各国に紹介された日本の情報通信技術・知見の数:6件(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・各年度の実施プロジェクトの件数(参考値):3件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ASEANにおけるICTの発展に資するワークショップやセミナー等を実施することにより、ASEANのニーズを踏まえた日本の情報通信技術・知見の紹介や、日ASEAN間の協力枠組み構築、政策合意形成の機会となることから、我が国ICT企業の海外展開に貢献するとともに、ASEAN各国の課題解決への貢献に寄与する。</p>	<p>0127</p>

<p>(6)</p>	<p>国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施 (平成11年度)</p>	<p>119百万円 (111百万円)</p>	<p>92百万円 (84百万円)</p>	<p>92百万円</p>	<p>1.4</p> <p>(1)我が国の最先端の技術等を世界に発信することは、国際競争力確保の点からも重要であるため、総務省情報通信英文ウェブサイト運営等による情報発信を行う。 (2)諸外国の情報通信に関する政策・規制、市場動向等を収集することは、今後の情報通信分野の政策を企画・立案、海外市場への国際展開を検討する上で必須なため、諸外国の情報通信分野における基礎的な情報、政策動向、サービスニーズ等の最新状況等グローバルな課題に関する情報の収集・分析及び調査を行う。 (3)情報通信分野の国際経済紛争を未然に防ぐため、国際協定の適用・解釈等について国際法に詳しい専門家からアドバイスを受け、また国際経済紛争・交渉が想定される国の政策・規制動向の調査・分析を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果物を活用した政策の立案・遂行等:4件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・外国への情報発信、調査研究の実施件数:5件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 海外における情報通信分野概況等の情報収集・分析、途上国における国際協力の在り方に関する調査研究の実施、我が国情報通信政策等の諸外国への発信を通じ、国際的な政策動向・市場動向を踏まえた制度設計に必要な情報を整理することにより、情報通信分野の政策の企画・立案、国際競争力の強化及び国際経済紛争防止のための検討・対処が可能となり、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することが期待できる。</p>	<p>0128</p>
<p>(7)</p>	<p>ICT国際競争力強化パッケージ支援事業 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>1,145百万円 (1,112百万円)</p>	<p>1,272百万円</p>	<p>3.4</p> <p>ICT産業の国際展開を推進するためには、政務の外国訪問に企業トップが同行する等の「トップセールス」を強力に実施しつつ、相手国ニーズの把握、案件の上流段階からの関与を行い、官民一体となって案件形成を行っていくことが不可欠。このため、相手国の制度構築までも視野に入れつつ、相手国規制調査、ニーズ調査事業、現地ワークショップ、相手国行政官の訪日研修等を推進しつつ、最終的にはFS(実施可能性調査)やマスタープラン策定支援によって案件組成を加速化するため、機動的で実効的な官民連携体制の下、案件形成の段階に応じたパッケージ的支援を展開する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・規制・展開可能性調査、実証事業、官民ミッション派遣、セミナー実施年度から3年以内における事業化や日本企業の受注等件数:5件(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・官民ミッション派遣・セミナー等実施件数:10件(平成28年度) ・実証実験、規制・展開可能性調査実施件数:32件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 官民ミッション、セミナー・シンポジウム、モデルシステムの構築・運営(実証事業)等を実施することにより、我が国ICT企業が海外展開する際に、より一層の事業化・受注等が促進されることとなるため、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することに寄与する。</p>	<p>0129</p>
<p>(8)</p>	<p>G7情報通信大臣会合開催経費 (平成28年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>137百万円</p>	<p>1</p> <p>平成28年5月26日・27日に我が国で開催する伊勢志摩サミットに先立ち、平成28年4月29日・30日に香川県高松市において、G7情報通信大臣会合を議長国として開催し、我が国の優れたICT技術を世界に強力に発信し、ひいては地方創生にも貢献する。この目的の実現のため、G7情報通信大臣会合を効率的・効果的に運営し、必要事務を外部委託する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・各国合意文書の数:1件(平成28年度) ・ICTに関する新たな取組の件数:1件(平成28年度) ・地方自治体等が主催する関連イベント及び関連会議の件数:5件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・G7情報通信大臣会合の開催:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 G7香川・高松情報通信大臣会合における成果文書の取りまとめやG7及びEUとのバイ会談での協議を行うことにより、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなるため、円滑な情報流通等、国際的な政策協調に貢献し、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>	<p>新28-0014</p>

(9)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 (平成27年度)	—	—	—	5.6	我が国の事業者に着積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行う枠組み(支援機構の設立、業務の範囲等)を定める。		
(10)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資(財政投融资)等 (平成27年度)	—	産投出資: 20,000百万円 政府保証: 7,000百万円	産投出資: 20,000百万円 政府保証: 36,100百万円	5.6	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等を支援するために必要となる産投出資金及び政府保証枠を確保する。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を活用して、海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して資金の供給や専門家の派遣等の支援を行うことにより、海外事業に伴うリスクの軽減を図ること、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することに寄与する。		
政策の予算額・執行額		2,149百万円 (2,067百万円)	2,371百万円 (2,294百万円)	2,232百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						インフラシステム輸出戦略	平成25年5月17日 (平成26年6月3日改訂) (平成27年6月2日改訂) (平成28年5月23日改訂)	第2章 具体的施策 1. 企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	第2 具体的施策 IV 海外の成長市場取り込み (2)新たに講ずべき具体的施策 iv)インフラシステム輸出の拡大
						経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現等 2. 成長戦略の加速等 (3) TPP等に対応した海外の成長市場と連携強化

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		郵政民営化の着実な推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	⑮
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	358,994	388,613	382,581	485,940	452,971
	補正予算（千円）	109,694	-8,148	0		
	繰越し等（千円）	-59,476	119,405	0		
	計（千円）	409,212	499,870	382,581		
執行額（千円）		384,412	484,411	371,257		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>主要な測定指標である「郵政民営化の着実な推進」、「信書便事業市場の規模」、「郵便・信書便制度の在り方についての検討」、「二国間・多国間政策協議等への参画回数」、「重要議案における我が国方針の達成率」等について、いずれも目標を達成した。その他の指標の「日本郵政グループの健全な業務運営等」等についても、全て目標を達成した。したがって、この政策については、「目標達成」と評価した。</p> <p>この政策評価結果を踏まえ、平成24年の郵政民営化法の改正や平成27年の日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっていることから、日本郵政グループに対して適正に監督等を行うために必要な経費を要求した。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するよう、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進するため、必要な経費を要求した。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	郵政民営化の着実な推進					番号	⑮			(千円)	
	予 算 科 目							予 算 額			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	郵政行政推進費	郵政行政の推進に必要な経費		485,940	452,971	-71,940	
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計								485,940 の内数	452,971 の内数	-71,940
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計								の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○	1						<	>	<	>
	○	2						<	>	<	>
	○	3						<	>	<	>
	○	4						<	>	<	>
	小計								の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1						<	>	<	>
	◇	2						<	>	<	>
	◇	3						<	>	<	>
	◇	4						<	>	<	>
	小計								の内数	の内数	
合計								485,940 の内数	452,971 の内数	-71,940	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	郵政民営化の着実な推進				番号	⑮	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			28年度当初予算額	29年度概算要求額	増△減額		
郵政行政における適正な監督	●	1	52,000	55,989	3,989		平成27年の日本郵政グループ三社の株式上場により、郵政各社は、新たな事業展開の促進や収益性の確保がより一層重要となっており、これらの課題に対応するため、本事業により適切な監督・検査業務を実施していくことが必要である。また、信書便事業についても、平成27年に規制緩和がなされており、新制度の周知・広報により、市場の活性化・利用者利便の更なる向上を図る必要がある。これらを着実に推進するために必要な経費を精査し、予算要求を行った。
郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集	●	1	42,000	57,000	15,000		郵便分野に関連する多国間・二国間の交渉・協議等を積極的に推進するため、アジア＝太平洋郵便連合大会議等への出席及び日本型郵便インフラの海外展開支援に要する職員旅費や国際事務に係る通訳・翻訳料等について、必要な経費を精査し、予算要求を行った。
第26回万国郵便大会議対策	●	1	71,940		△ 71,940	△ 71,940	第26回万国郵便大会議対策事業については所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。
国際機関への貢献	●	1	320,000	339,982	19,982		UPUへの分担金の支払は加盟国の義務とされており、UPUにおける我が国の継続的な便益の確保及び影響力の行使に資するため、必要な経費を要求した。
合計						△ 71,940	

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-15)

政策(※1)名	政策15: 郵政民営化の確実な推進			分野	郵政行政	
政策の概要	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、民間信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。さらに、万国郵便連合(UPU)への人的貢献や我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなど国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化を図る。また、多国間・二国間で政策協議を行うと共に、新興国、途上国における郵便事業の近代化等に関する協力・支援を進める。					
基本目標【達成すべき目標】	利用者利便の向上を図るため、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に、かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保する。国際分野においては、利用者利便の向上及びグローバルな郵便業務の向上を図るため、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。					
政策の予算額・執行額等(百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(注)	当初予算(a)	359	389	383	486
		補正予算(b)	110	△ 8	0	0
		繰越し等(c)	△ 59	119	0	
		合計(a+b+c)	409	500	383	
執行額		384	484	371		

(注)平成26年度予算は、主に平成25年度「好循環実現のための経済対策」に係る補正予算の繰り越し等が計上されたことにより、また、平成28年度当初予算は、4年に1度開催される万国郵便大会議に係る費用を計上したこと等により、前年度から増加している。計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	第190回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成28年2月28日 (参議院総務委員会) 平成28年3月4日	郵政事業については、日本郵政グループ三社の上場後も、引き続き、ユニバーサルサービスを確保するとともに、国民の皆様が民営化の成果を一層実感できるよう、新たな事業展開や、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の限度額の見直しにより、企業価値や利用者の利便性の向上を促進してまいります。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) (※2)			
			26年度	27年度		
①	郵政民営化の着実な推進 <アウトプット指標>	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年4月27日法律第30号)成立 【24年度】	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進 ・日本郵便株式会社の増資の認可を行い、同社の経営基盤が強化されたことにより、郵便局における郵政三事業のユニバーサルサービスの安定的提供の確保を図った。 ・日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の平成27事業年度事業計画の認可を行い、郵政事業の確実かつ適正な実施の確保を図った。	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進 ・平成27年11月の日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式上場 ・日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の平成28事業年度事業計画の認可を行い、また、株式会社かんぽ生命保険に対する新規業務の認可(5件)を行った。	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進 【27年度】	イ

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること	2	日本郵政グループの健全な業務運営等 ＜アウトカム指標＞	約24,000局 (郵便局数) 【24年度】	郵便局ネットワーク水準の維持 24,470局(郵便局数)	郵便局ネットワーク水準の維持 24,452局(郵便局数)	郵便局ネットワーク水準の維持 【27年度】	イ
			約18万本 (郵便差出箱の本数) 【19年度】	郵便サービス水準の維持 181,521本	郵便サービス水準の維持 181,692本	約18万本 【27年度】	イ
			月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行う。(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除く。)(郵便物の配達) 【19年度】	郵便サービス水準の維持 月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を実施。	郵便サービス水準の維持 月曜から土曜までの6日間において、1日1回以上郵便物の配達を実施。	郵便サービス水準の維持 【27年度】	イ
			98.6% (送達日数達成率) 【25年度】	97%以上 98.6%	97%以上 98.6%	97%以上 【27年度】	イ
			信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること	3	信書便事業への新規参入者数 ＜アウトカム指標＞	30者 【25年度】	信書便事業者の参入者数の増加 29者
4	信書便事業市場の規模 ＜アウトカム指標＞	約100億円 【24年度】	信書便事業市場の拡大 115億円 (25年度)	郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大 128億円 (26年度)	郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大 【27年度】	イ	
郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること	5	郵便・信書便制度の在り方についての検討 ＜アウトカム指標＞	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出方法を緩和するとともに、特定信書便業務の範囲を拡大し、特定信書便業務に係る信書便約款の認可手続きを簡素化することを内容とした「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出(平成27年3月31日)。 【26年度】	「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。 「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を実施。 郵便及び信書便に関する料金の届出方法を緩和するとともに、特定信書便業務の範囲を拡大することなどを内容とした「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」は平成27年6月5日に成立し、同年12月1日に施行。同法の施行に向け、必要な政省令の整備を実施。	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を実施。 【27年度】	イ
各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することにより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること	6	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトカム指標＞	4回 【25年度】	4回以上 5回	4回以上 10回	4回以上 【27年度】	イ
	7	郵便業務の近代化に関する協力に向けた協議を行っている国数 ＜アウトカム指標＞	1か国 【25年度】	1か国以上 2か国	1か国以上 4か国	1か国以上 【27年度】	イ

万国郵便連合 (UPU)における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること	8	UPU活動への人的貢献 (職員の派遣数) <アウトプット指標>	2名 【25年度】	2名以上	2名以上	2名以上 【27年度】	イ
				2名	2名		
	⑨	重要議案における我が国方針の達成率 <アウトプット指標>	95.57% 【25年度】	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上 【27年度】	イ
				100%	94%		

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	主要な測定指標1、4、5、6、9を含む全ての測定指標で目標を達成していることから、「目標達成」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標> 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること</p> <p>当該施策目標については、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の事業計画認可に当たって、上場に向けた収益力の多角化・強化、経営の効率化、内部統制の強化やユニバーサルサービスの確実な提供を要請する等、郵政民営化法等に基づき日本郵政グループ各社に対して必要な監督を行うことで、郵政民営化を着実に進めるための大きなステップである日本郵政グループ3社の上場が行われたと同時に、郵便局ネットワーク水準や郵便サービス水準の維持等についても各年度の目標値を上回る実績であったことから、利用者利便の向上が図られたと考えられ、施策目標を達成することができた。また、改正郵政民営化法の趣旨を踏まえつつ、日本郵政グループの健全な業務運営を将来にわたって確保する観点から、平成25年10月に情報通信審議会に「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について諮問し、平成27年9月の答申において、現状では郵政事業のユニバーサルサービスは確保されているものの、中長期的な郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策について引き続き継続的な検討を行うことが必要という内容の提言を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、平成27年11月の日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式上場により、目標を達成することができた。 測定指標2における郵便局ネットワーク水準の維持、郵便サービス水準、郵便差出箱の本数、郵便物の配達、送達日数達成率については、目標を達成することができた。 	
	<p><施策目標> 信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること</p> <p>当該施策目標については、信書便制度説明会の開催等による信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことで健全な競争環境が整備され、信書便事業への新規参入事業者数が増加するとともに信書便事業市場の拡大も図られた。よって、高いセキュリティが求められる信書便の提供等利用者のニーズに対応した多くの事業者による多様なサービスの提供が促進され、信書便事業の利用者利便の向上が図られたため、施策目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標3については、郵便・信書便分野における規制の合理化を含めた信書制度及び信書便制度の周知活動の推進により、平成27年度の新規参入事業者数が39者と前年度の29者を上回ることができた。 測定指標4については、信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことにより信書便事業者の参入者数が増加したことで、平成26年度の信書便事業市場の規模(売上高)が128億円と前年度の115億円を上回ることができた。 	
	<p><施策目標> 郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること</p> <p>当該施策目標については、平成26年12月の情報通信審議会第2次中間答申(郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方)を踏まえ、「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年6月5日に成立し、同年12月1日に施行されたことと併せて関係政省令の整備を行ったことで、郵便・信書便に関する料金の手続の緩和、特定信書便役務の範囲拡大、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続の簡素化が実現した。これにより、特定信書便事業者の認可手続の簡素化による規制の合理化が図られるとともに、特定信書便事業者が取り扱うサービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化が図られるため、施策目標を達成することができた。今後は、これらの制度改革も踏まえ、信書制度及び信書便制度の周知に努め、市場の活性化・利用者利便の向上を図ることも課題となる。</p>	
	<p><施策目標> 各国との政策協同等の実施及び郵便業務の近代化に関する協力を推進することにより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること</p> <p>当該施策目標については、電子商取引の拡大に伴う郵便の役割の増大への対応に関して各国と協議を実施するとともに、途上国に専門家を派遣し各国の事情に応じたアドバイスを行うことにより、郵便の送達日数が大幅に短縮されるなど、グローバルレベルでの郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標6に関しては、平成28年度開催の万国郵便大会議(UPU大会議)を控え、平成27年度に、UPUにおいて数多く開催された準備会合等に積極的に参加した結果、目標を上回って達成することができた。 測定指標7に関しては、総務省が民間企業と協力しつつ郵便事業の近代化・高度化に取り組む国々に積極的に働きかけた結果、ミャンマー、ベトナムに加え、ロシア、タイが新たに協議対象に加わり、引き続き目標を上回って達成することができた。 	
	<p><施策目標> 万国郵便連合 (UPU) における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること</p> <p>当該施策目標については、我が国の拠出金やノウハウの提供により、災害・環境対策に関するセミナーの開催や成果物の提供等が実施され、UPUにおける災害・環境対策が強化されつつある。また、日本がUPU加盟国に働き掛けを行い続けた結果、現行は4年ごとに廃止・新設される万国郵便条約を恒久化する条約改正案を、平成28年度秋開催のUPU大会議に提出することが決定され、条約の法的安定性が期待できることとなった。これらのことにより、国内外の利用者の利便性の向上に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標8に関しては、UPU事務局への総務省出向者2名を維持することができ、引き続き目標を達成することができた。災害・環境対策については、総務省出向者が中心となって、災害危機管理に関する指針の取りまとめや加盟国セミナーの開催等を行うことにより、郵便分野における災害・環境対策の強化に貢献することができた。 測定指標9に関しては、現行は4年ごとに廃止・新設される万国郵便条約の恒久化等の重要議案で我が国方針を反映させることに成功し、引き続き目標を上回って達成することができた。 	

<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>○郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、上場を踏まえた日本郵政グループ各社の企業価値の向上と同時に、平成27年9月の情報通信審議会答申を踏まえた郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な確保に資する施策についても検討していくことから、施策目標を「郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること」に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、平成27年11月の上場を踏まえ、引き続き、郵政民営化法にのっとり、郵政民営化の着実な推進を実施していくこととする。 ・測定指標2については、日本郵政グループの健全な業務運営等については郵政民営化法に基づいて引き続き確保していくが、平成28年度からは、平成27年9月の情報通信審議会答申「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」を踏まえ、審議会答申で継続的検討が必要とされた事項を中心に検討を進めることから、測定指標を「郵政事業のユニバーサルサービスの確保のための取組を実施」に変更する。目標値についても、情報通信審議会答申で提言を受けた郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定等について検討することから、「郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施」を追加する。なお、平成27年度まで目標としていた郵便サービス水準の維持（郵便差出箱の本数、週6日1日1回以上配達、送達日数達成率）については、ユニバーサルサービスの在り方に関する検討において、ユニバーサルサービスが確保されているかを確認する際の指標として、その妥当性を含めて検討の対象とするため、目標から削除する。 <p>○信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、測定指標5で達成した制度改正に伴う規制の合理化（特定信書便役務の範囲拡大及び特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続きの簡素化）に関する周知活動等も行うことにより、サービスの多様化を通じた市場の活性化や利用者利便の向上に更に取り組むことから、施策目標を「信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること」に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3及び測定指標4については、これまでの取組により新規参入の活発化には一定の成果があったところであるが、平成27年12月に法改正により特定信書便役務の範囲が拡大され、これは新規参入事業者のみではなく既存の事業者も対象となるため、今後は、信書便市場に参入した事業者（新規参入事業者及び既存の事業者）による活動実績を把握する観点から、測定指標を「信書便市場の売上高の増加率」に変更し、その目標を「信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること」に設定する。 <p><新たな測定指標の設定> 平成27年12月から施行された「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」の内容を含む信書制度及び信書便制度に関する事業者及び利用者の認知度の向上を通じて、健全な競争環境が整備され、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が図られることから、制度の周知活動の実績を測定指標として新たに設定する。</p> <p>○郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること 本施策目標については、上記の政策の分析のとおり目標を達成しており、制度改正による郵便・信書便市場の活性化については「信書便市場の売上高の増加率」で確認していくことから削除する。</p> <p>○各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること 必要な政策協議を引き続き継続するとともに、今後は、我が国や相手国の郵便制度・業務の改善に向けて、一層取り組んでまいりたい。次期施策目標については、裨益者の違いにも注目しつつ、インフラシステムの海外展開は、我が国の成長戦略においても重要であると位置付けられている（「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）、「インフラシステム輸出戦略（平成28年度改訂版）」（平成28年5月23日経協インフラ戦略会議決定）等）ことを踏まえ、施策目標として明確化することとし、「各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること」及び「新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること」を設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標6については、目標を上回って達成したものの、平成27年度は、平成28年度開催のUPU大会議を控え、通常は開催されない準備会合が数多く開催された等の特殊要因があったため、平成27年度の実績値に代えて、平成26年度の実績値を基に、従来の目標（4回以上）を上回る目標（5回以上）を設定し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図るため一層の政策協議の実施を図ることとする。 ・測定指標7については、目標を上回って達成したことを踏まえ、平成27年度の実績値を基に目標（4か国以上）を設定するとともに、各国における案件が既に協議から具体的な協力案件の実施の段階に移ってきていることを踏まえ、新たに測定指標を「日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数」に変更し、日本型郵便インフラシステムの海外展開を一層推進することとする。 <p>○万国郵便連合（UPU）における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること 環境対策の取組みや、法的安定性の確保に向けた取組みは平成28年内に区切りがつくことを踏まえ、次期施策目標については、UPUへの貢献をより幅広く評価できるよう万国郵便連合（UPU）に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること」に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標8については、目標を達成したものの、UPU事務局における人事の状況及びUPUにおける我が国の地位及び発言力を確保していく必要性等を踏まえ、昨年度と同じく2名以上の総務省出向者を派遣することとし、引き続きUPUに人的な貢献を行うこととする。 ・測定指標9については、目標を上回って達成したものの、一般に国際会議では我が国にとって重要であっても加盟国間で大きく利害が対立する議案が審議される可能性があることを踏まえ、昨年度と同じ水準の目標（80%以上）を設定することとし、引き続きUPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることとする。なお、80%については、UPUの場においても先進国と途上国の利害が激しく対立する問題が扱われることを踏まえて設定しているもの（例えば、前回（2012年）のUPU大会議におけるUPU条約の改正に関する我が国方針の達成率は82%）。 <p>・上述のとおり、各施策目標の達成を通じて基本目標が達成されたと考えられる。今後は、平成24年の郵政民営化法の改正や平成27年の日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっていることを踏まえ、日本郵政グループに対して引き続き適切に監督を行うことで郵政民営化を着実に推進すると同時に今後の郵政事業のユニバーサルサービスの在り方の検討を行う。信書便事業分野においては、平成27年の法改正も踏まえて制度の周知を行うことで、市場の活性化や利用者利便の向上を図る。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。</p>
	<p>（平成29年度予算概算要求に向けた考え方）</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>

学識経験を有する者の知見等の活用	<p>○平成27年9月の情報通信審議会答申「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」において、「現在、ユニバーサルサービスについては、日本郵政及び日本郵便の責任と経営努力により確保されており、引き続き、まずは利用者の経営努力によるユニバーサルサービスの維持・確保を求めることが適当である。」また、「中長期的に検討すべき方策として、郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定、政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方などの検討が必要」との提言があった。</p> <p>○平成28年7月、埼玉大学教育学部の重川純子教授から次期目標等への反映の方向性の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年9月情報通信審議会答申「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000378427.pdf) ・「日本再興戦略2016」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_hombun1.pdf, http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_hombun2.pdf) ・「インフラシステム輸出戦略(平成28年度改訂版)」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keiyou/dai24/kettei.pdf)
---------------------------	--

担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 岡崎 毅	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	-----------------------	--------	-------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		一般戦災死没者追悼等の事業の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑬
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	678,822	678,078	561,899	527,612	527,076
	補正予算（千円）	0	0	0		
	繰越し等（千円）	0	0	0		
	計（千円）	678,822	678,078	561,899		
執行額（千円）		606,981	547,760	496,768		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>モニタリングの結果等を踏まえ、先の大戦における空襲等により多くの方々が亡くなられたことに鑑み、一般戦災死没者に対して追悼の意を表し、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施するための「一般戦災死没者の慰霊事業経費」や、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくとともに、民間委託により平和祈念展示資料館を運営し、所蔵資料を効果的に展示等することで、当該労苦について国民の理解を深めることに寄与する「平和祈念展示等経費」など必要な経費を引き続き要求した。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	一般戦災死没者追悼等の事業の推進					番号	⑩	(千円)		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	一般戦災死没者追悼等事業経費	一般戦災死没者の追悼等に必要な経費	527,612	527,076	-	
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						527,612 の内数	527,076 の内数	-	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
合計						527,612 の内数	527,076 の内数	-		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-16)

政策(※1)名	政策16: 一般戦災死没者追悼等の事業の推進					担当部局課室名	大臣官房総務課管理室	作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 稲垣 好展
	政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	先の大戦における空襲等により多くの方が亡くなられたことに鑑み、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施するとともに、強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針(平成23年8月閣議決定)等を踏まえ、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれにあわせて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること等を推進する。					政策評価実施予定時期	平成29年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)				
					26年度	27年度	28年度		
一般戦災死没者に対して追悼の意を表すため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施すること	① 戦災に関する展示会の来場者数 <アウトプット指標>	1,222名 (20~25年度実績から推計)	25年度	1,200名	26年度	1,200名			戦災に関する展示会への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めることにつながることから、指標として設定(平成20~25年度の実績から推計した26年度の来場者数を基準として目標値を設定)。 【参考:過去の来場者数】 平成20年度:1,084名 平成21年度:1,013名 平成22年度:1,197名 平成23年度:1,271名 平成24年度:3,117名 平成25年度:1,102名 ※24年度は、開催地を舞台とした戦災を取り上げた映画の公開により、戦災に関する興味・関心が高まっていたこともあり、前年度比約2.5倍という実績を示したため、推計から除外。 ※戦災に関する展示会は、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を挙げることとなるため、当該年度をもって終了。 ※26年度は、広報活動の強化(行政評価事務所への協力依頼等)に伴い、目標値を大きく上回る実績を計上。
	② 一般戦災死没者の慰霊事業の実施 <アウトプット指標>	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	26年度	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	28年度		一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	
旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること	③ 所蔵資料の総合的な目録の作成 <アウトプット指標>	所蔵資料の保管・展示	25年度	所蔵資料の総合的な目録の完成	28年度	所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針の策定	所蔵資料の総合的な目録の完成	旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を承継したことに鑑み、当該資料の総合的な目録の作成は、当該資料を後の世代に確実に引き継いでいくことにつながることから、指標として設定。 ※平成26年度に策定した方針を踏まえ、更に有識者にヒアリングを行い、目録に掲載する項目については、平成27年度に決定することとしたことから、同年度の目標を新たに設定したものである。	
					28年度	所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針(平成28年度までの計画)の策定	所蔵資料の総合的な目録に掲載する項目を決定	所蔵資料の総合的な目録の完成	

4	平和祈念展示資料館の来館者数 ＜アウトプット指標＞	51,308名	25年度	50,000名以上	28年度	40,000名以上	50,000名以上	50,000名以上	平和祈念展示資料館への来館は、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、近年の来館者数を踏まえ、指標として設定。
						44,147名	51,265名	—	【参考：過去の来館者数】 平成23年度：59,302名 平成24年度：54,132名 平成25年度：51,308名 ※平成26年度については、目標40,000名以上に対し、常設展示のリニューアルに伴う閉館期間が予定より短かったことなどから、来館者数は44,147名となったが、平成27年度及び平成28年度については、平成25年度と同様、来館者数の目標を50,000名以上としている。
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等			平成28年度行政事業レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度					
(1)	引揚者特別交付金支給事務費(昭和42年度)	6百万円 (4百万円)	4百万円 (0.2百万円)	4百万円	—	引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む。)を都道府県に交付。 【成果指標(アウトカム)】 ・引揚者特別交付金支給事務費の円滑な交付 ・(代替指標)都道府県の提出書類の種類 【活動指標(アウトプット)】 引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む。)の交付件数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 引揚者特別交付金の認定事務費等を都道府県に交付することにより(法定受託事務)、都道府県を通じ、引揚者及びその遺族等に特別交付金を支給し、引揚者の在外財産問題の解決に寄与する。	0133		
(2)	旧日本赤十字社救護看護婦等処遇経費(昭和54年度)	159百万円 (156百万円)	144百万円 (137百万円)	124百万円	—	先の大戦において、戦地・事変地に派遣され、救護看護婦等として勤務された方々に対し、勤務期間に応じて慰労給付金(3年以上の戦地勤務期間があって、恩給と同様の加算年を加えて12年以上に達する本人が対象)の支給を行っている。 【成果指標(アウトカム)】 ・慰労給付金の円滑な支給 ・(代替指標)予算額-給付金確定額 【活動指標(アウトプット)】 慰労給付金の支給件数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 慰労給付金支給事務を行う日本赤十字社に補助金を交付することにより、日本赤十字社を通じ、先の大戦において、戦地・事変地に派遣され、救護看護婦等として勤務された方々に対し慰労給付金を支給し、その労苦に報いることに寄与する。	0134		
(3)	不発弾等処理交付金(昭和48年度)	114百万円 (1百万円)	51百万円 (0.6百万円)	40百万円	—	埋没不発弾等の探査発掘を実施する地方公共団体を対象に、当該経費の2分の1を交付(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)。 【成果指標(アウトカム)】 ・不発弾等処理交付金の円滑な交付 ・(代替指標)予算額-交付金確定額 【活動指標(アウトプット)】 交付金交付件数(交付金に関する問合せ件数) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 埋没不発弾等の探査を実施する地方公共団体を対象に、当該経費の2分の1の交付金を交付することにより(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)、地方公共団体の財政負担を軽減し、その処理を促進することで、不発弾等による災害の未然の防止に寄与する。	0135		

(4)	一般戦災死没者の慰霊事業経費(昭和52年度)	23百万円 (22百万円)	7百万円 (6.4百万円)	6百万円	1.2	<p>政府主催の全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者遺族代表参列旅費の支給等の実施。 ※平成26年度まで、上記の事業のほか、先の大戦における一般戦災死没者の追悼に関する調査や展示会を実施。戦災に関する展示会については、戦災遺族会のある戦災都市を一巡したことから終了。また、調査についても全国の追悼式、追悼施設の調査を終えたことから終了。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施 ・(代替指標) 依頼都道府県数</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者遺族代表参列者数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 政府主催の全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者遺族代表参列旅費の支給等により、一般戦災死没者の慰霊事業の一助を担うことで、一般戦災死没者等に対して追悼の意を表わすことに寄与する。</p>	0136						
(5)	平和祈念展示等経費(平成22年度)	370百万円 (364百万円)	356百万円 (352百万円)	353百万円	3.4	<p>旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ資料の整理、保管及び活用を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくための総合的な目録の作成、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供するための効果的な展示等の実施 ・(代替指標) 平和祈念展示資料館の来館者数: 50,000人(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 平和祈念展示資料館の来館者数: 50,000人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくとともに、民間委託により平和祈念展示資料館を運営し、所蔵資料を効果的に展示等することで、当該労苦について国民の理解を深めることに寄与する。</p>	0137						
(6)	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年)	—	—	—	—	引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定する。							
政策の予算額・執行額		678百万円 (548百万円)	562百万円 (497百万円)	528百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	—	—	—	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
—	—	—											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のカッコ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		恩給行政の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑰
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	480,183,302	423,161,446	374,548,080	325,748,603	285,115,271
	補正予算（千円）	-45,881	547,038	-50,572		
	繰越し等（千円）	1,658,365	0	0		
	計（千円）	481,795,786	423,708,484	374,497,508		
執行額（千円）		481,226,641	423,377,910	369,028,397		
政策評価結果の概算要求への反映状況		モニタリングの結果を踏まえ、国家のために身命を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただけるよう、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図るため、必要な経費を要求した。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	恩給行政の推進					番号	⑰	(千円)		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	恩給費	文官等に対する恩給支給に必要な経費	10,098,421	8,982,658		
	●	2	一般	総務本省	恩給費	旧軍人遺族等に対する恩給支給に必要な経費	314,399,537	274,869,557		
	●	3	一般	総務本省	恩給費	恩給支給事務に必要な経費	1,250,645	1,263,056		
	●	4								
	小計							325,748,603 の内数	285,115,271 の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計									
合計							325,748,603 の内数	285,115,271 の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑱)

政策 ^(※1) 名	政策17: 恩給行政の推進			担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付 恩給企画管理官室他2室		作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付恩給企画管理官 池田 博之		
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。					分野【政策体系上の位置付け】		国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	受給者の平均年齢は90歳を超えており、その御家族も含め高齢化が進んでいる現状を踏まえ、国家のために身命を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。					政策評価実施 予定時期		平成30年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度			
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	① 年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/年間平均処理件数) ＜アウトプット指標＞	0.38か月分 (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の平均値以下	29年度	0.38か月分以下	0.36か月分以下 (平成23～27年度の平均値以下)	平成24～28年度の平均値以下	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、恩給の裁定を迅速に行うことが重要。請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成23年度:0.41か月分、平成24年度:0.37か月分、平成25年度:0.34か月分、平成26年度:0.33か月分、平成27年度:0.31か月分	
						0.31か月分	—	—		
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	② 恩給相談電話混雑率 ＜アウトプット指標＞	15.4% (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の平均値以下	29年度	15.4%以下	16.1%以下 (平成23～27年度の平均値以下)	平成24～28年度の平均値以下	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に迅速に対応することが重要。恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成23年度:13.6%、平成24年度:16.3%、平成25年度:15.8%、平成26年度:20.6%、平成27年度:14.0% (参考)恩給受給者数(予算人員) 平成23年度:770千人、平成24年度:698千人、平成25年度:630千人、平成26年度:568千人、平成27年度:508千人、平成28年度:447千人	
						14.0%	—	—		
	③ 恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度 ＜アウトカム指標＞	98.8% (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の平均値以上	29年度	98.8%以上	99%以上 (平成23～27年度の平均値以上)	平成24～28年度の平均値以上	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に的確かつ丁寧に対応することが重要。恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成23年度:98.7%、平成24年度:99.1%、平成25年度:99.1%、平成26年度:98.4%、平成27年度:100.0% 【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケート	
						100.0%	—	—		
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等			平成28年度行政事業 レビュー事業番号	
		26年度	27年度	28年度						
(1)	恩給支給事業(昭和元年度以前)	423,708百万円 (423,378百万円)	374,498百万円 (369,028百万円)	325,749百万円	1～3	恩給等を受ける権利の裁定、恩給等の受給権調査及び恩給等についての不服申立てに関する事務のほか、恩給等の支給事務等。 【成果指標(アウトカム)】 ①年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/年間平均処理件数):0.36か月分以下(平成28年度) ②恩給相談電話混雑率(不対応件数/着信件数):16.1%以下(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 支給対象:恩給受給者数:447千人(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 恩給を適切に支給し、恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を行うことにより、恩給受給者とその御家族の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくこととなるため、恩給受給者等に対する行政サービスの向上に寄与する。				0138
(2)	恩給法(大正12年)	—	—	—	1～3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。				

政策の予算額・執行額	423,708百万円 (423,378百万円)	374,498百万円 (369,028百万円)	325,749百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		公的統計の体系的な整備・提供					
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		相当程度進展あり	番号	⑩
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	33,039,786	34,671,390	94,929,719	37,173,342	30,163,688	
	補正予算（千円）	140,017	232,834	255,258			
	繰越し等（千円）	-198,590	-50,137	-27,475			
	計（千円）	32,981,213	34,854,087	95,157,502			
執行額（千円）		32,243,521	34,558,860	94,749,997			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>主要な測定指標である「統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合」、「平成27年国勢調査のオンライン調査における回答数」、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の統計表へのアクセス件数」及び「統計局ホームページの総利用件数」については、目標を達成した。また、「第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況」については一部目標に達していないが、取組として進捗が遅れているものではない。</p> <p>その他の指標の「共管府省と協力・作成している産業連関表について、平成23年（2011年）産業連関表の公表状況」等については、目標を達成しており、「当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合」等については目標に達していないが相当程度の進捗が認められる。</p> <p>したがって、本施策は総合的に判断し、「相当程度進展あり」と評価した。</p> <p>この政策評価結果を踏まえ、公的統計は国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」であることから統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備するとともに、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与するため、必要な経費を要求した。</p>					

政策評価調書（個別票2）

政策名	公的統計の体系的な整備・提供					番号	⑩	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	予 算 科 目										
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	統計調査費	統計調査等の実施に必要な経費		28,159,638	22,504,133		
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計								28,159,638 の内数	22,504,133 の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	総務本省	独立行政法人統計センター運営費	独立行政法人統計センター運営費交付金に必要な経費		9,013,704	7,659,555		
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計								9,013,704 の内数	7,659,555 の内数	
対応表において○となっているもの	○	1						<	>	<	>
	○	2						<	>	<	>
	○	3						<	>	<	>
	○	4						<	>	<	>
	小計								の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1						<	>	<	>
	◇	2						<	>	<	>
	◇	3						<	>	<	>
	◇	4						<	>	<	>
	小計								の内数	の内数	
合計								37,173,342 の内数	30,163,688 の内数		

(千円)

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-18)

政策(※1)名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供			分野	国民生活と安心・安全	
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「第Ⅱ期基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。 					
基本目標 【達成すべき目標】	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備するとともに、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	25,424	26,040	86,834	28,160
		補正予算(b)	140	233	255	0
		繰越し等(c)	△ 199	△ 50	△ 27	
		合計(a+b+c)	25,365	26,223	87,062	
執行額		24,628	25,928	86,655		

(注)平成27年度に国勢調査を実施したため、平成27年度当初予算が大幅に増額している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
公的統計の整備に関する基本的な計画	平成26年3月25日	※全般的に関係
経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第3章 経済再生と財政健全化の好循環 3. 公的部門改革の推進 (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 ① 行政のIT化と業務改革 IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監(政府CIO)を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータの推進等の取組を進める。
経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第1章 現下の日本経済の課題と基本的方向性 1. 日本経済の現状と課題 [2] 今後の課題 (1) 経済再生に向けた取組 ② 潜在的な成長力の強化 国内外の新たな市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するため、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、ロボットや人工知能、ビッグデータやオープンデータの活用等の取組の加速や、経済連携の強化等を通じたグローバル化への積極的な対応等に取り組んでいく。
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (7) 経済統計の改善 経済財政運営に当たっては、不断の統計の改善が必要である。 総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。 景気判断をより正確に行う観点から、行政記録情報やビッグデータ等の活用を拡大する。さらに、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、統計委員会と連携しつつ、以下の課題を含む政府の取組方針を年内に取りまとめる。 ① 経済社会構造の変化を横断的に正確に反映する仕組み ② 類似統計間の統計手法、結果等についての比較分析と、統計改善に向けたフィードバックの仕組み ③ 利用者視点に立った府省庁横断的な地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化 ④ 行政記録情報やビッグデータなどの新たなデータ源についての効率的な利活用の推進

	<p>日本再興戦略</p>	<p>平成26年6月24日改訂 (平成27年6月30日改訂)</p>	<p>【本文(オープンデータ及びデータサイエンス)】 E.世界最高水準のIT社会の実現 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ⑦オープンデータの利活用</p> <p>オープンデータの利活用による新産業・新サービスの創出に向け、民間団体と連携し、本年度からビジネスや課題解決のユースケース集である「オープンデータ100」の収集・配信を開始する。また、来年度を目標に、地方自治体等の公共機関や民間企業に対し、オープンデータの公開・分析・利活用に係る手段・ノウハウ等を伝道する「オープンデータ伝道師」の任命と派遣活動等を支援する仕組みを構築するとともに、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講義(Massive Open Online Courses:大規模公開オンライン講座)「データサイエンス・オンライン講座」の拡充など、データサイエンス力の高い人材育成を推進する。</p> <p>加えて、公的統計データにおけるオープンデータの先進化を図るため、本年度は、提供する統計データの形式、提供方法の検討及び課題の把握・整理を目的とするLOD(Linked Open Data)等についてのオープンデータのモデル事業並びに大学関係者等、研究分野の利用者とのデータ利用方法についての具体的検討を行い、モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、来年度よりLOD等のデータ提供の実施や手引書の策定等を行う。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】 4.世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現②」 公共データの民間開放及び革新的電子行政サービスの構築 【2013年度～2015年度初め】 ・公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月) 【2015年度～】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充 ・オープンデータのモデル事業の実施 【2016年度～】 ・LOD等のデータ提供の実施、手引書の策定</p> <p>【工程表(データサイエンス)】 4.世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現⑦」 産業競争力の源泉となるIT人材の育成確保 【2013年度～2015年度初め】 ・「データサイエンス・オンライン講座」の開設(2014年12月) 【2015年度】 ・オープンデータ利活用人材育成のための学習機会の充実に向けた検討 【2016年度～】 ・データサイエンスに関する学習機会の更なる充実</p>
--	---------------	--	--

<p>政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>日本再興戦略2016</p>	<p>平成28年6月2日</p>	<p>【本文】 第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 1. 第4次産業革命の実現 (2)新たに高ずべき具体的施策 ii) 第4次産業革命を支える環境整備 ⑥サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等 ウ) 政府・地方自治体のオープンデータの推進 課題解決のためのオープンデータの実現に向けて、「オープンデータ2.0」(平成28年5月20日IT総合戦略本部決定)に基づき、日本の産業競争力強化と国民生活における利便性向上に配慮しつつ取組を進める。今後、本年夏を目前に、2020年までの集中取組期間において、一億総活躍社会の実現等の強化分野における具体的な目標の設定を行う。その際、機械判読に適した形式のデータや外国語コンテンツの充実等を図る。</p> <p>II 生産性革命を実現する規制・制度改革 2. 未来投資に向けた制度改革 2-2. 活力ある金融・資本市場の実現 (1)新たに高ずべき具体的施策 iii) キャッシュレス化の推進等 ・ビッグデータや電子タグから得られる情報等を統計的に分析し、各種統計・調査への寄与、新たな消費統計の作成や「地域経済分析システム (RESAS)」など政策的活用についても検討する。</p> <p>【工程表】 I. 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等 中期工程表「1. 第4次産業革命の実現⑭」 第4次産業革命を支える環境整備⑨ [2013年度～2015年度] 公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月) [2016年度] ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充 ・LOD等のデータ提供手引書の策定 [2016年度秋]～ ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充(同上) ・LOD等のデータ提供の実施</p> <p>II. 生産性革命を実現する規制・制度改革 中短期工程表「活力ある金融・資本市場の実現⑥」 キャッシュレス化の推進等 [2013年度～2015年度] キャッシュレス化の推進等 [2016年度]～ ビッグデータの政策的活用(各種統計・調査への寄与、新たな消費統計の作成)の検討等</p>
--------------------------------------	-------------------	------------------	---

	<p>世界最先端IT国家創造宣言</p>	<p>平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)</p>	<p>【本文(オープンデータ)】 III.目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 (3)公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 各府省庁が公開するデータの構造等の標準化等については、既存のガイドラインの周知徹底等に取り組むこととし、関連して、各府省Webサイトにおいて、データの組み合わせや横断的利用を容易とする共通の語彙(ボキャブラリ)の基盤構築、各府省庁のWeb サイトで提供するデータベースにおけるAPI 機能の整備やAPI の総合カタログを提供する。</p> <p>【本文(データサイエンス)】 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 1. 人材育成・教育 (2)日本のIT社会をリードし、世界にも通用するIT人材の創出 このため、初等・中等教育段階でのプログラミング、情報セキュリティ等のIT教育を充実させ、高等教育段階では産業界と教育現場との連携の強化を推進し、継続性を持ってIT人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、IoT、データサイエンス等、常に世界最先端の技術や知識の習得を積極的に支援する学習環境を整備する。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 (3)公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 ○オープンデータの公開の促進 【短期(2015年度～2016年度)】 ・ 統計におけるオープンデータの高度化を図る。2015年度に統計情報データベースのデータを拡充するとともに、オープンデータの先進化(LODでのデータ提供)のため、地方公共団体と連携したオープンデータモデル事業を実施する。オンライン調査システムに関し2015年度にスマートフォン等への対応に着手する。 【中期(2017年度～2018年度)】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムに関し、スマートフォン等に対応できるようにする。 【長期(2019年度～2021年度)】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。</p> <p>【工程表(データサイエンス)】 5.利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 (1)人材育成・教育 ②日本のIT社会をリードし、世界にも通用するIT人材の創出 【短期(2015年度)】 ○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備 ・ データサイエンス普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイトを開設し、ウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)を立ち上げる。 【中期(2016年度～2018年度)】 ・ データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。 【長期(2019年度～2021年度)】 ・ データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。</p>
--	----------------------	---	--

	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定) (平成28年5月20日改定)	<p>【工程表(データサイエンス)】</p> <p>2. 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備</p> <p>(2) データ流通の円滑化と利活用の促進(人材育成)</p> <p>○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備</p> <p>【平成28年度～平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。 <p>【平成31年度～平成33年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。 <p>【工程表(オープンデータ)】</p> <p>2. 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備</p> <p>(3) 課題解決のためのオープンデータの「実現」(オープンデータ2.0)</p> <p>○オープンデータの公開の促進</p> <p>【平成28年度～平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計におけるオープンデータの高度化を図る。平成28年度以降は、これまで基幹統計を中心に実施してきた統計情報データベースのデータ拡充を、対象を一般統計まで拡大して実施するとともに統計データの利用環境を充実させる。平成27年度に地方公共団体と連携して実施したオープンデータモデル事業の成果についての検討結果を踏まえ、平成28年度にLOD等でのデータ提供の実施及び手引き書の策定を行う。平成29年度以降は、LOD等のデータ提供を充実させるとともに、統計分野における共通語彙の整備を行う。平成27年度に着手したオンライン調査システムのスマートフォン等への対応を平成28年度に完了する。また、オンライン調査システムで使用している電子調査票のファイル形式を、順次見直す。 <p>【平成31年度～平成33年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムで使用している電子調査票のファイル形式を、順次見直す。
--	---------------	--	--

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)		
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
				26年度	27年度				
第Ⅱ期基本計画に 掲げられた諸施策の 実現に取り組み、国民 経済の健全な発展や 国民生活の向上に寄与 すること	①	第Ⅱ期基本計画に基づく 諸施策の推進状況	公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、国民の意見も反映しつつ第Ⅱ期基本計画に盛り込む諸施策を検討・閣議決定 【25年度】	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、平成26年度統計法施行状況報告をとりまとめるなど各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進 【27年度】	イ		
				第Ⅱ期基本計画の諸施策の実現に向け、新たな検討・推進体制(会議)を設置した。また、オーダーメイド集計の要件緩和、オンライン調査に係る指針の策定など、関連事項の実績を踏まえ検討した。	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、「平成26年度統計法施行状況」を取りまとめ、それを基に統計委員会で審議いただくとともに、また、各府省の部局長クラスで構成する「公的統計基本計画推進会議」を開催した。これらを通じて同基本計画に掲げられた諸施策を推進させることができた。				
				88%以上	96%以上			96%以上 【27年度】	ロ
				88%	94%				
基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているものうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合 【25年度】	90%以上	90%以上	90%以上 【27年度】	イ					
100%	100%								

	2	当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合 ＜アウトプット指標＞	75% 【23年度】	75%以上	75%以上	75%以上 【27年度】	□
	3	国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、国際比較に必要なデータの提供、国際会議での対応、国際機関への協力等を適切に行うとともに、国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適時適切に反映させるための取組の一層の推進 ＜アウトプット指標＞	国際機関等へのデータ提供、国際会議での対応等のほか、「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施 【25年度】	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。 国際協力については、国連が策定する次期長期開発目標を測定するための指標の検討作業において、関係府省との調整を踏まえて積極的にコメントを行うなどの対応を行ったほか、アジア太平洋統計研修所におけるeラーニングの実施支援を新たに開始するなど一層の推進を図った。また、「国際統計に関する関係府省等連絡会議」における検討を踏まえ、国際機関に対するデータ提供実績を関係府省間で把握できる仕組みを構築するなど情報提供の充実にも努めた。	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。 国際協力に関し、平成27年9月に国連が策定した「持続可能な開発目標」の進捗状況を測る指標の策定を検討する国際会議等に積極的に参加した。また、国連の統計月報やOECDの主要経済指標用データを始め、各国際機関からのデータ提供依頼について適時迅速に対応した。そのほか、平成27年12月4日に「世界統計の日」フォーラムを実施した。さらに、アジア太平洋統計研修所のeラーニングの実施支援を引き続き行った。	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。 【27年度】	イ
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供すること	④	統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 ＜アウトプット指標＞	99.7% 【25年度】	100%	100%	100% 【27年度】	イ
	5	共管府省と協力・作成している産業連関表について、平成23年(2011年)産業連関表の公表状況 ＜アウトプット指標＞	産業連関表を作成するための基礎資料の作成・収集を行った上で、推計作業を開始 【25年度】	速報の公表 (平成26年12月目途) 速報の公表 (平成26年12月19日)	確報の公表 (平成27年6月目途) 確報の公表 (平成27年6月16日)	速報を平成26年12月目途、確報を平成27年6月目途でそれぞれ公表する	イ
大規模周期調査におけるオンライン調査の推進	⑥	平成27年国勢調査のオンライン調査における回答数 ＜アウトプット指標＞	平成22年国勢調査において試行的に実施したオンライン調査(東京都のみ実施)の世帯総数に対する回答数約53万世帯 【22年度】	平成27年国勢調査の調査方法や国、地方公共団体における事務の流れの最終的な検証を目的として、全国の県庁所在地及び政令指定都市を対象に、第3次試験調査を実施 (オンライン回答率:34%)	全国規模でオンライン回答を可能とする。また、そのオンライン回答数を約1,000万世帯以上(約20%以上)とする。 オンライン調査の対象範囲を、全国全ての世帯(約5,340万世帯)に拡大した。 また、オンライン回答数の実績は、約1,972万世帯(約36.9%)であった。	全国規模でオンライン回答を可能とする。また、そのオンライン回答数を約1,000万世帯以上(約20%以上)とする。 【27年度】	イ
	7	平成26年経済センサス-基礎調査のオンライン調査における回答数 ＜アウトプット指標＞	平成24年経済センサス-活動調査におけるオンライン調査(複数事業所を有する企業のみ実施)の対象数約23万企業 また、そのうちオンライン回答を行った企業の割合約8% 【25年度】	オンライン調査の対象範囲を、全国全ての事業所・企業(約448万企業)に拡大する。 また、前回と比較可能な、複数事業所を有する企業のオンライン回答割合について、二桁(10%)以上とする。 オンライン調査の対象範囲を、全国全ての事業所・企業に拡大した。 また、前回と比較可能な、複数事業所を有する企業でのオンライン回答割合は、10.6%であった。		オンライン調査の対象範囲を、全国すべての事業所・企業(約448万企業)に拡大する。 また、前回と比較可能な、複数事業所を有する企業のオンライン回答割合について、二桁(10%)以上とする。 【26年度】	イ

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	8	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数 ＜アウトプット指標＞	864件 【25年度】	年間870件以上	年間870件以上	年間870件以上 【27年度】	イ
				980件	1,002件		
	9	統計局所管統計結果について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数 ＜アウトプット指標＞	669件 【25年度】	年間670件以上	年間670件以上	年間670件以上 【27年度】	ロ
				470件	615件		
	⑩	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	2,292万件 【25年度】	年間2,500万件以上	年間3,800万件以上	年間3,800万件以上 【27年度】	イ
				年間3,762万件	年間5,382万件		
	⑪	統計局ホームページの総利用件数 ＜アウトプット指標＞	3997万件 【25年度】	年間4,000万件以上	年間4,500万件以上	年間4,500万件以上 【27年度】	イ
				4,177万件	4,717万件		
	12	総合統計書の刊行対応率 ＜アウトプット指標＞	100% 【25年度】	100%	100%	100% 【27年度】	イ
				100%	100%		

※測定指標10の26年度実績値は、API機能の試行運用時のリクエスト件数を含んでいる。

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標4、6、10、11は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであり、全ての指標について目標を達成した。また、測定指標9は目標には達していないが、適切な目標設定を行っていなかったことが原因であり、施策の特性を考慮した適切な目標を設定することで改善することが見込まれる。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。さらに、測定指標1及び測定指標2についても目標に達していないが、取組として進捗が遅れているものではないため、本施策は「相当程度進展」と判断した。
<p>＜施策目標＞第Ⅱ期基本計画(※)に掲げられた諸施策の実現に取り組み、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与すること 当該施策目標について、指標についておおよそ目標値を達成し、統計の有用性の確保・向上、統計の体系的整備の推進等を推進するための第Ⅱ期基本計画を着実に実施し、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられている公的統計を提供することで、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与したものと考えられる。 (※)第Ⅱ期基本計画は、公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進することを目的として、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間として策定されたもの。同計画においては、統計の有用性の確保・向上を目指し、統計の体系的整備を推進するため、統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上、経済・社会の環境変化への的確な対応等の視点に重点を置いた各種施策を政府一体となって推進することとしている。</p> <p>・測定指標1については、「第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率」が若干目標値を下回った。実績を精査したところ、第Ⅱ期基本計画別表に掲げられた全107事項のうち、平成26年度又は27年度中に着手すべきとされている7割強の事項については、全て期限内に着実に着手している。残りの3割弱は平成28年度以降を着手期限としている事項であり、全体として若干目標値まで届かなかったのは、平成28年度以降を着手期限としている事項についても早期に着手することを意図した意欲的な高い目標値を設定していたことによる。平成27年度末時点で着手できていなかった事項については、引き続き対応を進めており、これらの状況から取組として進捗が遅れているものではないと判断。</p> <p>・測定指標2については、27年度の数値は28年9月公表予定のため、26年度の実績値で評価を行ったところ、目標値は下回ったが、これは大規模調査の影響(*)で年度ごとの実績値がぶれることを十分に考慮に入れずに高い目標を定めたことによるものである。実際、26年度実績のうち、農林業センサスを除いた場合の実績値(登録調査員の割合)は76.4%であり、目標である75%を上回っていることから、当該取組が相当程度進捗しているものと評価できると考える。なお、これを踏まえ、「主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実績政策)」においては、同測定指標の目標値として過去5年度の平均値を採用し改善を図ることとする。</p> <p>* 大規模調査の影響とは、調査員数の多い大規模調査は登録調査員でカバー出来る範囲に限界があり、また、調査員数が多いことにより当該大規模調査の実績(登録調査員の割合)の影響が全体の割合に大きく出るといえる。平成26年度の場合は、農林業センサスの調査員数が全体の調査員数に占める割合が58.0%、農林業センサスの登録調査員の割合が27.3%となっており、農林業センサスが全体の実績値を大きく引き下げる要因となっている。</p> <p>・測定指標3については、「世界統計の日」フォーラムは、これまでにない取組であり、国連統計部長、途上国の統計担当職員とともに国内の統計関係者を広く集め、情報提供などを実現した。また、平成26年度に開始した、アジア太平洋統計研修eラーニングの支援を継続して行うなど、国際協力を効果的に推進した。</p>		

<p>政策の分析 (達成・未達成 に関する要因 分析)</p> <p>評価結果</p>	<p><施策目標>社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供すること 国勢調査により、我が国の人口が初めての減少に転じたことがわかるなど、社会経済情勢を適時的確に把握・提供することができた。また、産業連関表の公表により、GDPを推計する際の不可欠なデータや経済波及効果を推計する際の基礎資料となるデータを提供することができた。これらのとおり、社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供することができたと言える。</p> <p>・平成27年国勢調査等の円滑な実施、平成26年経済センサス-基礎調査等をスケジュール通りに遅滞なく確実に公表するなど、主要指標である測定指標4の目標を達成し、社会経済情勢を適時的確に把握する統計を整備・提供した。</p> <p>・測定指標5については、その目標を達成するためには、共管府省との協力が不可欠であり、そのため府省横断的に作業を実施するために産業連関幹事会等を開催し、公表に係る作業を適切かつ効率的に行うことができた。これによって、速報、確報ともに目標としていた時期に公表することができた。</p>
	<p><施策目標>大規模周期調査におけるオンライン調査の推進 広報活動や調査手法の工夫等が成果を上げ、オンライン調査の利用率が向上するなど、当該施策目標については達成した。また、第Ⅱ期基本計画にあるとおり、オンライン調査の推進は正確かつ効率的な統計の作成や、報告者の負担軽減・利便性の向上を図ることにつながり、回答時点での記入漏れチェックなど、効率的な調査の実施につながったと考えられる。</p> <p>・オンライン調査推進に向けた広報活動や、調査世帯にまずインターネットでの回答を依頼するといった調査手法における工夫などにより、主要指標である測定指標6の目標を大幅に上回って達成した。</p> <p>・測定指標7について、オンライン調査推進に向けた広報活動などにより、目標を上回ることができた。</p>
	<p><施策目標>統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること 当該施策目標について、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることで、平成27年度の「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数が目標を大きく上回るなど、相当程度進展があった。</p> <p>・社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に提供するとともに、社会的なトピックスに合わせたタイミングで統計情報を用いたコラム(例えば、こどもの日や敬老の日にあわせた関連するもの)を発表するなどし、国民にとって親しみやすい形となるよう工夫している。こうした工夫もあり、測定指標8については目標を上回ることができた。測定指標9については、目標を達成することはできなかったが、これは、目標設定時にあって、数値への影響がある大規模周期調査の周期性(5年)を考慮していなかったという点があり、大規模周期調査の周期を考慮した適切な目標設定を行うことにより、次期目標では改善される見込み。</p> <p>・e-Statにおいては、掲載する統計表やAPI機能で取得可能な統計データを拡充することにより、統計利用者の利便性の向上を図り、統計局HPにおいては、平成27年国勢調査の実施内容の周知を行う等のコンテンツの充実を図ることにより、主要指標の測定指標10及び測定指標11の目標値を達成した。</p> <p>・測定指標12については、各統計調査の公表日を適切に把握し、刊行に向けた準備を厳格なスケジュール管理の下で実施することにより、目標を達成した。</p>
<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>・施策目標「第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組み、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与すること」について、これまで基本目標と同内容の施策目標を設定していたが、大きな目標である基本目標と個別具体の目標である施策目標とを区別するため、平成28年度からは、「国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと」を施策目標として設定することとする。</p> <p>・測定指標1のうち、「第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況」については、「第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率」で示している取組の定性的表現に当たる指標であり、同内容を示していることから、定量的指標で足りると考えられるため、測定指標として削除することとする。また、「第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率」については、その取組が実行されたかどうかを把握するためには、「着手率」よりも「実施率」の方がより適切であると考えられるため、次期目標では「第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率」とする。</p> <p>・測定指標2について、これまで当該年度ごとの割合を指標としていたが、年度により大規模調査の実施規模や回数が異なること等により、数値も年度によってばらつきが出るため、平成28年度の事前分析表では、過去5年間の数値の平均値で測ることとする。</p> <p>・測定指標3について、平成28年度事前分析表では、これまでの事前分析表で設定していた目標に、さらに具体性を持たせ、定性的指標ではありながらもできる限り定量的に把握できるようにするため、目標全体の見直しを行うこととする。また、その目標の中において、次年度以降の取組に向けた課題を抽出することや、前年度に抽出した課題に対する取組状況について把握することも加えることとする。</p>
	<p>・測定指標4については、統計データを確実に遅滞なく公表する目標が達成できており、今後も施策目標達成の指標として重要であることから、引き続き指標として設定することとする。</p> <p>・測定指標5について、産業連関表は5年周期で作成している統計であり、平成27年度の公表は目標どおり達成できたため、次回目標からは削除する。</p> <p>・「大規模周期調査におけるオンライン調査の推進」については、施策目標「社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること」に含まれるものと考え、平成28年度の事前分析表では、測定指標「平成28年経済センサス-活動調査のオンライン調査利用割合」を、当該施策目標の指標として設定することとする。</p> <p>・測定指標6及び7について、これまで平成26年及び27年に実施した大規模周期調査のオンライン調査における回答数を指標として設定していたが、調査がすでに実施されたという現状から、28年度の事前分析表では、測定指標を28年に実施する大規模周期調査を踏まえて「平成28年経済センサス-活動調査のオンライン調査利用割合」に変更する。</p> <p>・測定指標8及び9については、大規模調査の周期が指標の実績値に影響していることから、平成28年度事前分析表では、大規模周期調査の周期である5か年の実績の平均を目標値とし設定する。</p> <p>・測定指標10及び11については、目標を達成しており、今後も施策目標達成の指標として有用であることから、引き続き、e-Statの統計表や統計局HPへのアクセス件数を指標とする。</p> <p>・測定指標12について、これまで定期刊行という点から指標として設定していたが、関係府省等と結果データ公表時期の調整を進めてきたところであり、今後も適切な時期に刊行できることが見込まれることから、測定指標から削除する。</p> <p>・「統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること」という施策目標について、「世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)」において、公共データの民間開放(オープンデータ)の推進が掲げられており、今後はオープンデータ自体の質という観点も重要となることから、オープンデータの最高ランクの形式であるLOD形式のデータの充実を図り、統計情報の利用を促進するため、新たな指標として「LOD(Linked Open Data)(※)のアクセス件数」を設定する。※LOD:メタデータ(データを表す情報)を国際標準に準じた形式にし、関連する他のデータへのリンク情報を付与した形式のこと。</p> <p>・「情報通信白書(平成26年版)」において、データ分析を担う人材の不足が指摘されている現状を踏まえて、データ分析を担う人材育成を進めるため、平成28年度からは、新たな施策目標として「オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座(※)等の学習基盤を整備することにより、「データサイエンス」力の高い人材の育成を図ること」を設定する。測定指標としては、データ分析を担う人材増加という観点から、「データサイエンス・オンライン講座の受講者数」を設定する。※MOOC講座:Massive Open Online Coursesの略で、インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講義のこと。</p>
	<p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>
<p>学識経験を有する者の 知見等の活用</p>	<p>・平成28年7月、明治大学公共政策大学院がバナンス研究科の北大路信郷教授及び埼玉大学教育学部の重川純子教授から、年度毎の目標値、実績値及び評価結果欄の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。</p>

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月26日)(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm) ・統計法施行状況報告(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm) ・統計基準年報(毎年度発行) ・平成27年国勢調査におけるオンライン調査の実施状況(平成28年2月26日)(http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/jisshijoukyou/index.htm) ・政府統計の総合窓口(e-Stat)(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do)
---------------------------	--

担当部局課室名	統計局総務課 他9課室 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官室 他5室	作成責任者名	統計局総務課長 井上 卓 政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官 吉牟田 剛	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	---	--------	---	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		消防防災体制の充実強化				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑬
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	13,257,329	14,351,945	15,260,907	16,789,169	12,765,487
	補正予算（千円）	6,227,454	2,391,804	797,761		
	繰越し等（千円）	26,797,506	7,370,216	393,329		
	計（千円）	46,282,289	24,113,965	16,451,997		
執行額（千円）		41,163,906	20,999,675	15,001,058		
政策評価結果の概算要求への反映状況		モニタリングの結果を踏まえ、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させるための必要な経費を要求した。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	消防防災体制の充実強化					番号	⑬			(千円)	
	予 算 科 目										予 算 額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に必要な経費	10,163,054	10,838,516			
	●	2	一般	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費	525,272	653,239			
	●	3	東日本大震災復興特別	復興庁	生活基盤行政復興政策費	消防防災体制等の整備に必要な経費	410,939	98,277			
	●	4	東日本大震災復興特別	復興庁	生活基盤行政復興事業費	消防防災体制等の整備に必要な経費	5,689,904	1,175,455			
	小計							16,789,169	12,765,487		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計							の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>	
	○	2					<	>	<	>	
	○	3					<	>	<	>	
	○	4					<	>	<	>	
	小計							の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>	
	◇	2					<	>	<	>	
	◇	3					<	>	<	>	
	◇	4					<	>	<	>	
	小計							の内数	の内数		
合計							16,789,169 の内数	12,765,487 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-19)

政策 ^(※1) 名	政策19: 消防防災体制の充実強化				担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等		作成責任者名	消防庁総務課長 米澤 健	
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このため、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。						政策評価実施予定時期	平成29年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)		27年度	28年度		
緊急消防援助隊の機能を強化すること	①	緊急消防援助隊の登録隊数 <アウトカム指標>	4,984隊 (平成27年4月1日現在)	26年度	6,000隊	30年度	5,100隊以上	5,400隊以上	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要であることを踏まえて、平成26年3月に策定した、消防組織法に基づく「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、平成30年度末までに6,000隊規模とされていることから、指標として設定。年度ごとの目標値は、各年における増隊数を準準化して設定。 【参考】 4,694隊(平成26年4月1日現在) 4,594隊(平成25年4月1日現在)	
	2	消防救急無線のデジタル化整備済率 <アウトカム指標>	63.3% (平成27年4月1日現在)	26年度	100%	28年度	100%	100%	消防救急無線は、デジタル化することで、①明瞭な音声通話や文字情報を伝送することにより一層的確な指示を発令することができること、②チャンネル数が増加し無線の輻輳・混信が抑制できること、③通信の秘匿性向上により無線内容等の漏洩が防止されることなどのメリットがあることから、大規模災害等が発生した場合の緊急消防援助隊の活動の円滑化に資するものであるため、指標として設定。なお、消防救急無線は電波法に基づく周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)により、平成28年5月末までにデジタル化することとされている。 【参考】 30.9%(平成26年3月31日現在) 14.2%(平成25年3月31日現在)	
	③	消防組織法に基づき広域化が実現した広域化対象市町村の組合せ数(累計値) <アウトカム指標>	35ブロック (平成27年3月31日現在)	26年度	実現ブロック数(累計値)の増加	28年度	実現ブロック数(累計値)の増加		小規模消防本部の消防力が大規模消防本部に比べて低水準である現状を踏まえて、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながるから、指標として設定。 【参考】 27ブロック(平成26年3月31日現在) 18ブロック(平成25年3月31日現在)	
	4	耐震性貯水槽の整備数(累計値) <アウトカム指標>	100,085基 (平成26年4月1日現在)	26年度	整備数(累計値)の増加	28年度	整備数(累計値)の増加		大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓の使用不能状態が想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予想される。こうした大規模災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。 【参考】 96,457基(平成25年4月1日現在) 94,959基(平成24年4月1日現在)	

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること

5	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.4% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.2%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —	救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、平成21年に厚生労働省と共同で都道府県に実施基準の策定と実施基準に関する協議会の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案(例として、受入照会回数4回以上の搬送事案)の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定(消防庁では、各都道府県の取組状況や課題の把握、効果的な運用を図っている地域を取組事例等の把握・紹介などにより、上記実施基準のフォローアップに取り組むなど、選定困難事案の解消を図っている。) 【参考】 (平成24年中) 重症以上傷病者搬送事案 3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.6% 小児傷病者搬送事案 3.0% 救命救急センター等搬送事案 3.9% (平成23年中) 重症以上傷病者搬送事案 3.9% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.7% 小児傷病者搬送事案 3.1% 救命救急センター等搬送事案 4.0%
	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	4.3% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.8%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —	
	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.7% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 2.4%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —	
	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.9% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.6%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) —	
6	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	44.9% (平成25年中)	26年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	28年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増) 47.2%(平成26年中)	応急手当実施率の向上 (対前年度増) —	救急出動要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平均8.6分(平成26年中)であり、この間に、現場に居合わせた人による応急手当が実施されることで大きな救命効果が期待される。救急業務の一環として、応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。 【参考】 44.3%(平成24年中) 43.0%(平成23年中)
					28年度	年間200人	年間200人	
7	国際消防救助隊の実戦的訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間213人	26年度	年間200人	28年度	年間200人	年間200人	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRT-JF)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながることを踏まえて、全ての国際消防救助隊員(599人)が、3か年を1サイクル(平成26年度～平成28年度)とする訓練・研修等に参加することにより、高いレベルでの救助技術の均一化を図る目標として設定。 【参考】 227人(平成25年中) 188人(平成24年中)
					28年度	年間221人	—	
⑧	消防団員数 ＜アウトカム指標＞	864,347人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増) 859,995人 (平成27年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) —	消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動を始め多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、地域防災の要である消防団員数の増加が地域における総合的な防災力の強化につながるから、指標として設定。 【参考】 (平成25年4月1日現在) 消防団員数 868,872人 女性消防団員数 20,785人 学生消防団員数 2,417人 (平成24年4月1日現在) 消防団員数 874,193人 女性消防団員数 20,109人 学生消防団員数 2,335人
	女性消防団員数 ＜アウトカム指標＞	21,684人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増) 22,747人 (平成27年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) —	
	学生消防団員数 ＜アウトカム指標＞	2,725人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増) 3,017人 (平成27年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) —	

消防団等地域防災力を強化すること

	9	自主防災組織の組織活動カバー率 ＜アウトカム指標＞	80.0% (平成26年4月1日現在)	26年度	カバー率の増加 (対前年度増)	28年度	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	特に大規模災害時には、道路、橋りょう等の交通インフラが寸断されることで、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害対応に支障を来す可能性があることを踏まえて、自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながることから、指標として設定。 ※「活動カバー率」とは、全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。
							81.0% (平成27年4月1日現在)	—	【参考】 77.9%(平成25年4月1日現在) 77.4%(平成24年4月1日現在)
	10	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞	85.4% (平成26年3月31日現在)	26年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	28年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	耐震化率の増加 (対前年度増)	公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震化率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。
							88.3% (平成27年3月31日現在)	—	【参考】 82.6%(平成25年3月31日現在) 79.3%(平成24年3月31日現在)
Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	⑪	Jアラート自動起動機の整備率 ＜アウトカム指標＞	93.6% (平成26年5月現在)	26年度	100%	28年度	100%	100%	武力攻撃等の際に国民が適切な避難を速やかに行うためには、国民に正確な情報を迅速に伝達することが重要であることから、全ての市町村において、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の自動起動機等を整備することで、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながるため、指標として設定。
							99.4% (平成27年5月現在)	—	【参考】 78.1%(平成25年5月現在) 69.9%(平成24年6月現在)
	12	市町村防災行政無線(同報系)の整備率 ＜アウトカム指標＞	80.1% (平成26年3月31日現在)	26年度	整備率の増加 (対前年度増)	28年度	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	市町村防災行政無線(同報系)は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網である。災害時には、一刻も早く住民に警報等の防災情報を伝達し、警戒を呼びかけることが、住民の安全・安心を守る上で極めて重要であるが、まだ未整備の自治体も存在している。市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化し、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各自自治体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、方向性のみ示したものを。
							81.2% (平成27年3月31日現在)	—	【参考】 78.3%(平成25年3月31日現在) 76.6%(平成24年3月31日現在)
消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	⑬	システムの運用・保守経費の削減額(対平成19年度比)の増加 ＜アウトカム指標＞	44,472千円	26年度	削減額の増加 (対前年度増)	28年度	削減額の増加 (対前年度増)	削減額の増加 (対前年度増)	情報システムの効率的な運用が求められている現状を踏まえて、消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図ることが重要であることから、指標として設定。
							26,525千円 (平成28年9月30日追記)	—	【参考】 56,102千円(平成25年度) 65,124千円(平成24年度)
	14	消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 ＜アウトカム指標＞	61回	26年度	訓練の実施 (基準年度程度)	28年度	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。
							62回	—	【参考】 57回(平成25年度) 50回(平成24年度)

火災予防対策を推進すること	15	住宅火災死者数(放火自殺者等を除く。) ＜アウトカム指標＞	1,006人 (平成26年中)	26年度	610人以下	27年度	610人以下		我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。目標値については、平成19年度消防庁重点施策で、「過去最悪となった住宅火災死者数(1,220人:平成17年)を今後10年間で半減させることを目標とし、既存住宅への住宅用火災警報器の設置の促進、防災品(カーテン、寝具類、衣類等)の使用拡大に向けた取組みを集中的に実施する」とされている。
							914人 (平成27年中) (平成28年9月30日追記)		
火災予防対策を推進すること	⑩	住宅用火災警報器の設置率 ＜アウトカム指標＞	79.6% (平成26年6月推計値)	26年度	設置率の増加 (対前年度増)	28年度	設置率の増加 (対前年度増)	設置率の増加 (対前年度増)	平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき、全国すべて市町村において義務化された。住宅火災による死者は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成18年以降減少傾向にあり、住宅用火災警報器の設置対策をはじめとした住宅防火安全度向上の推進が、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
							81.0% (平成27年6月推計値)		
危険物事故対策を推進すること	17	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	571件 (平成22年～平成26年の平均)	26年度	件数の減少 (対前回比減)	28年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	危険物施設における事故件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じ、平成19年をピークにその後ほぼ横ばいで推移している現状を踏まえて、危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
							580件 (平成23年～平成27年の平均)		
コンビナート災害対策等を推進すること	18	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	235件 (平成22年～平成26年の平均)	26年度	件数の減少 (対前回比減)	28年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	平成6年以降、事故件数は増加傾向にあり、近年は、200件以上と高止まりしている現状にあることを踏まえて、石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
							235件 (平成23年～平成27年の平均)		
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	19	研究開発事業の実施件数 ＜アウトカム指標＞	19件	26年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	28年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題や東日本大震災、集中豪雨、台風等の災害において明らかになった課題を解決するため、災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。 なお、集計ミスがあったため基準(値)の数値を訂正している。
							17件		

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	緊急消防援助隊の機能強化 (平成16年度)	9,634百万円 (9,508百万円)	7,189百万円 (6,810百万円)	6,620百万円	1.2	<p>国家的非常災害への対応力を高めるため、第三期基本計画(平成26～30年度)に基づき部隊規模を6000隊に大幅増隊することとし、国庫補助事業等により必要な車両・資機材等の整備等を促進し、緊急消防援助隊の充実強化及び即応体制の強化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・緊急消防援助隊登録隊数(5年ごとに基本計画を改定し、設定)(第三期計画(H26-30)):6,000隊(平成30年度) ・消防救急無線のデジタル化整備済消防本部数:750消防本部(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・国の支援措置(補助金及び無償使用)による車両等整備数:328台(平成28年度) ・補助金交付消防本部数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国庫補助事業等により緊急消防援助隊の活動に必要な車両・資機材等の整備や消防救急無線のデジタル化を促進することにより、大規模災害時において充実した車両資機材や消防防災通信基盤を活用することで緊急消防援助隊が円滑に活動することが可能となるため、緊急消防援助隊の機能の強化に寄与する。</p>	0144
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化 (昭和28年度)	2,701百万円 (2,562百万円)	2,287百万円 (2,159百万円)	2,543百万円	3～7	<p>消防防災体制の充実強化を図るため耐震性貯水槽の整備等への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実施基準について運用改善を行った都道府県数:47都道府県(平成28年度) ・国際消防援助隊の実践的訓練の参加隊員数 ・消防職員・消防団員の訓練参加人数 ・全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率:5%(平成38年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助金の交付件数:356件(平成28年度) ・アドバイザーや職員の派遣による助言等の実施件数:11件(平成28年度) ・実施基準に係る実態調査及びフォローアップの実施回数:47回(平成28年度) ・国際消防救助隊の実践的訓練等の回数:4回(平成28年度) ・消防職員・消防団員の訓練回数:31回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 平時において、耐震性貯水槽の整備等への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行うことにより、災害発生時に国民の生命、身体及び財産を迅速かつ的確に災害から保護すること等が可能となるため、地方公共団体における消防防災体制の充実強化することに寄与する。</p>	0145
(3)	消防団等地域防災力の充実強化 (平成20年度)	3,625百万円 (3,157百万円)	2,149百万円 (2,051百万円)	770百万円	8～10	<p>入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員活性化大会等の開催、災害伝承、少年消防クラブや自主防災組織の表彰等を実施するとともに、各都道府県消防学校での消防団員教育の更なる充実のため、消防団車両及び資機材を無償で貸し付け、訓練を実施すること等により、消防団員の災害対応能力の向上を図り、地域防災力の一層の強化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・消防団員数:859,996人(平成28年度) ・女性消防団員数:22,748人(平成28年度) ・学生消防団員数:3,018人(平成28年度) ・自主防災組織の活動カバー率:81.1%(平成28年度) ・津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定市町村(海岸線を有する市町村等):655団体(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・無償貸付車両を用いた訓練の実施市町村数:509団体(平成28年度) ・消防団員確保アドバイザーの派遣回数:40回(平成28年度) ・災害伝承10年プロジェクトの実施(語り部の派遣)回数:100回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団員確保アドバイザーの派遣等を実施するとともに、各都道府県消防学校に消防団車両等を無償で貸し付け訓練を実施すること等により、消防団員の災害対応能力の向上が図られ、地域防災力を一層強化することに寄与する。</p>	0146

<p>(4)</p>	<p>Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化 (平成21年度)</p>	<p>1,180百万円 (1,006百万円)</p>	<p>363百万円 (353百万円)</p>	<p>424百万円</p>	<p>11.12</p> <p>対処に時間的余裕のない弾道ミサイル情報等の国民保護情報や、津波警報、緊急地震速報等の気象情報等について、迅速かつ確実に住民に伝達するため、Jアラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・Jアラート受信機の整備団体数 ・Jアラート自動起動機等の整備団体数 【活動指標(アウトプット)】 ・交付金交付決定数:0件 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 全ての市町村において、Jアラートの自動起動機等を整備すること、住民に対する情報伝達手段の多重化を促進することにより、緊急時に住民が避難等の行動に不可欠な情報を受け取ることが可能となることから、国民への緊急情報の伝達体制を強化することに寄与する。</p>	<p>0147</p>
<p>(5)</p>	<p>消防庁危機管理機能の充実・確保 (平成19年度)</p>	<p>994百万円 (933百万円)</p>	<p>735百万円 (535百万円)</p>	<p>999百万円</p>	<p>13.14</p> <p>消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理するほか、地方公共団体等と連携した災害対応訓練を行い、平時から実働能力の向上を図るとともに、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化、バックアップシステムの構築を行いシステムの強靱化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・情報システムの最適化による運用経費の削減額の目標値に対する達成度:217百万円(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・一元化後のシステム数の維持(18システム):100%(平成28年度) ・消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数:78回(平成28年度) ・災害対応の実施回数:78回(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理し、また、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化等を行うことにより、災害対応事務の効率化・確実化が推進されることとなるため、消防庁の危機管理機能の向上を図りつつ充実・確保することに寄与する。</p>	<p>0148</p>
<p>(6)</p>	<p>火災予防対策の推進 (平成20年度)</p>	<p>104百万円 (81百万円)</p>	<p>89百万円 (69百万円)</p>	<p>76百万円</p>	<p>15.16</p> <p>住宅防火防災シンポジウムの開催等により住宅用火災警報器の設置対策を進め住宅防火安全度の向上を図るほか、違反是正支援アドバイザー(違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等)を派遣するなど効果的かつ効率的な違反是正体制を充実強化し、防火対象物の消防法違反の是正を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・住宅火災死者数 ・住宅用火災警報器設置率 ・是正させた特定違反対象物数:60件(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・住宅防火防災シンポジウム開催回数:2回(平成28年度) ・違反是正アドバイザー:48回(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 住宅用火災警報器の設置対策を進めるとともに、違反是正支援アドバイザーを派遣するなど効果的かつ効率的な違反是正体制を充実強化することにより、防火対象物の安全度の向上が図られ、火災予防対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0149</p>
<p>(7)</p>	<p>危険物事故防止対策の推進 (平成20年度)</p>	<p>114百万円 (75百万円)</p>	<p>89百万円 (83百万円)</p>	<p>71百万円</p>	<p>17</p> <p>危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物等事故防止対策実施要領等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・危険物施設に係る事故件数:579件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・危険物施設に係る検討会及び連絡会開催回数:18回(平成28年度) ・調査研究等の実施件数:1件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行うことにより、同種事故の発生の防止が図られ、危険物事故対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0150</p>

(8)	コンビナート災害対策等の推進 (平成20年度)	36百万円 (14百万円)	29百万円 (21百万円)	21百万円	18 石油コンビナートの防災について、平時の予防、異常時の初動対応、事故の拡大防止や被害の軽減、復旧等の総合的な対策の推進を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ・石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に係る事故件数 【活動指標(アウトプット)】 ・石油コンビナートの防災に係る検討会開催回数:6回(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 石油コンビナート事故に係る調査等を行い、防災教育・防災訓練等に資する情報共有、良好事例の水平展開等をすすめることにより、同種事故の発生防止が図られるため、コンビナート災害対策等を推進することに寄与する。	0151
(9)	消防防災分野の研究開発に必要な経費 (平成23年度)	352百万円 (343百万円)	293百万円 (273百万円)	294百万円	19 消防防災分野の研究開発を行い、研究成果による知見等を踏まえ、新たな技術を用いた設備や素材等の危険性の把握や安全対策について検討し、技術基準等の改正や施策等へ反映する。また、研究成果による知見等を踏まえ、火災・危険物流出事故等に係る消防庁長官調査を実施するとともに、火災・危険物流出事故等に係る消防機関の原因調査への技術支援を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/技術基準の改正や法令改正等の件数 【活動指標(アウトプット)】 ・実施した研究開発事業:21件(平成28年度) ・消防庁長官調査の実施件数:2件(平成28年度) ・消防機関の原因調査への技術支援件数:110件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 消防防災分野の研究開発を実施し、研究成果による知見を活用することにより、技術基準等の改正や政策等への反映を通じて、事業所の安全確保を始め、消防機関が行う災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の業務の効率化に寄与する。	0152
(10)	戦略的イノベーション創造プログラム (内閣府からの移替え) (平成26年度) (平成28年9月30日追記)	60百万円 (38百万円)	80百万円 (77.6百万円)	-	19 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」では、総合科学技術・イノベーション会議が関係府省の取組を俯瞰して、我が国産業における有望な市場創造、日本経済再生につなげるために推進すべき課題・取組を特定し、必要な経費を当該会議が定める方針の下に重点配分することとなっている。消防庁としては、石油タンク周辺施設の効果的な液状化対策技術の研究開発を行う。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の枠組みの中で、石油タンク周辺施設の効果的な液状化対策技術の研究開発を行うことにより、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」が目標とする橋梁・港湾・貯蔵施設等に利用できる総合的な液状化対策の指針の整備が進められるため、消防機関が行う災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の業務の効率化に寄与する。	内閣府0032
(11)	消防防災施設等の災害復旧に必要な経費 (復興庁からの移替え) (平成24年度) (平成28年9月30日追記)	5,015百万円 (2,975百万円)	2,288百万円 (1,786百万円)	-	- 東日本大震災により被害を受けた消防防災施設及び消防防災設備の復旧を実施するために必要となる経費の一部を被災地方公共団体に補助するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・復旧の完了した被災消防庁舎数 【活動指標(アウトプット)】 ・補助金交付件数:512件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被害を受けた消防防災施設等の復旧について補助を実施することにより、消防防災体制が復旧することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0031
(12)	福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域での消防活動等に要する経費(原子力災害避難指示区域消防活動費交付金) (復興庁からの移替え) (平成25年度) (平成28年9月30日追記)	161百万円 (148百万円)	300百万円 (274百万円)	-	- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するため、避難指示区域の消防活動に伴い必要となる資機材の整備等に要する経費、福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外のヘリコプターによる消防応援活動に要する経費、福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練に要する経費を交付金により措置するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/本交付金で対象としている消防応援活動があった災害件数(少ないほうがよい) 【活動指標(アウトプット)】 ・交付金の件数:54件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 避難指示区域に係る消防活動等について本交付金の交付を実施することにより、避難指示区域における消防防災体制を確保することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0032

(13)	緊急消防援助隊の出動経費(緊急消防援助隊活動費負担金) (復興庁からの移替え) (平成25年度) (平成28年9月30日追記)	384百万円 (160百万円)	35百万円 (0百万円)	—	—	東日本大震災において、消防庁長官の指示に基づき出動し、福島県等の被災地に派遣され活動した緊急消防援助隊のヘリコプターに対し、放射能汚染により増加したエンジン内部の除染等の掛かり増し経費を国費で負担するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・除染を全て完了したヘリコプターエンジン数(部分的除染を除く):29基(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・放射能汚染により除染等の掛かり増し経費が発生したヘリコプターエンジン数(整備予定エンジン):3基(平成28年度) ・放射能汚染により除染等の掛かり増し経費が発生したヘリコプターエンジン数(故障整備を見込んだ予備エンジン):1基(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災において、消防庁長官の指示により出動し、放射能汚染により増加したエンジン内部の除染等の掛かり増し経費について、国費で負担することにより、緊急消防援助隊制度の実効性を確保することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0033								
(14)	消防組織法(昭和22年) 消防法(昭和23年)	—	—	—	1~19	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。									
政策の予算額・執行額		24,114百万円 (21,000百万円)	16,452百万円 (15,001百万円)	16,789百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政運営と改革の基本方針2016</td> <td>平成28年6月2日</td> <td>南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害、土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、(中略)首都機能のバックアップやネットワークの多重性・代替性の確保を図る。また、庁舎などの災害時における防災拠点や避難所となる公共施設の耐震化を推進する。(後略) 自主防災組織等の育成・教育訓練の実施、女性や若者の加入促進等による消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。</td> </tr> <tr> <td>第190回国会総務大臣所信</td> <td>平成28年2月18日</td> <td>昨年は、口永良部島の噴火をはじめ全国的に火山活動の活発化が見られ、また、各地で大雨被害が発生し、特に九月の関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊するなど甚大な被害が発生しました。 これらの災害を踏まえつつ、将来発生が危惧される大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の大幅増隊、女性や若者を中心とした消防団への加入促進などを実施してまいります。</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害、土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、(中略)首都機能のバックアップやネットワークの多重性・代替性の確保を図る。また、庁舎などの災害時における防災拠点や避難所となる公共施設の耐震化を推進する。(後略) 自主防災組織等の育成・教育訓練の実施、女性や若者の加入促進等による消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。	第190回国会総務大臣所信	平成28年2月18日	昨年は、口永良部島の噴火をはじめ全国的に火山活動の活発化が見られ、また、各地で大雨被害が発生し、特に九月の関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊するなど甚大な被害が発生しました。 これらの災害を踏まえつつ、将来発生が危惧される大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の大幅増隊、女性や若者を中心とした消防団への加入促進などを実施してまいります。
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)													
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害、土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、(中略)首都機能のバックアップやネットワークの多重性・代替性の確保を図る。また、庁舎などの災害時における防災拠点や避難所となる公共施設の耐震化を推進する。(後略) 自主防災組織等の育成・教育訓練の実施、女性や若者の加入促進等による消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。													
第190回国会総務大臣所信	平成28年2月18日	昨年は、口永良部島の噴火をはじめ全国的に火山活動の活発化が見られ、また、各地で大雨被害が発生し、特に九月の関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊するなど甚大な被害が発生しました。 これらの災害を踏まえつつ、将来発生が危惧される大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の大幅増隊、女性や若者を中心とした消防団への加入促進などを実施してまいります。													

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。